



NISSAY  
ASSET MANAGEMENT

# ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書  
(目論見書)  
2006.07



ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。]

投資信託説明書

(交付目論見書)

2006.07

# ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

---

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能



NISSAY  
ASSET MANAGEMENT

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。]

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年1月13日に関東財務局長に提出しており、平成18年1月14日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年7月14日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第1号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 証券取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ当該取扱販売会社を通じて交付いたします。なお、取扱販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録ください。
4. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。
5. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、投資元本および利回りの保証はありません。
6. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
7. 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

#### ＜金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項＞

ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

#### ＜有価証券届出書の表紙記載項目＞

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 有価証券届出書提出日             | 平成18年1月13日<br>平成18年7月14日訂正届出 |
| 発行者名                   | ニッセイアセットマネジメント株式会社           |
| 代表者の役職・氏名              | 取締役社長 田口 彌                   |
| 本店の所在の場所               | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号            |
| 届出の対象とした募集             |                              |
| 募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 | ニッセイ/パトナム・インカムオープン           |
| 募集内国投資信託受益証券の金額        | 継続募集額 上限2兆円                  |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所    | 該当ありません                      |

## 投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

### 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

### 振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

### 振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンドの基本情報 4.お申込みの手引き お申込に関しては… その他 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

### 既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「管理および運営の概要 (1)資産管理等の概要 その他 3.信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとし、

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成19年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

## 投資信託説明書（交付目論見書）

### 目 次

|                                      | 頁  |
|--------------------------------------|----|
| ファンドの基本情報 .....                      | 1  |
| 1 ファンドの概要 .....                      | 1  |
| 2 ファンドの特色 .....                      | 3  |
| 3 ファンドのリスクおよび留意事項 .....              | 4  |
| 4 お申込みの手引き .....                     | 5  |
| 5 当ファンドについてのご照会先 .....               | 12 |
| 6 費用と税金 .....                        | 13 |
| <br>                                 |    |
| 運用方針 .....                           | 14 |
| 1 ファンドの性格 .....                      | 14 |
| 2 投資方針 .....                         | 17 |
| <br>                                 |    |
| 運用状況 .....                           | 22 |
| <br>                                 |    |
| 投資リスク .....                          | 32 |
| <br>                                 |    |
| 手数料等および税金 .....                      | 34 |
| <br>                                 |    |
| 管理および運営の概要 .....                     | 39 |
| <br>                                 |    |
| 財務ハイライト情報 .....                      | 43 |
| <br>                                 |    |
| その他の情報 .....                         | 48 |
| 1 信託約款に定める投資対象 .....                 | 48 |
| 2 その他の投資制限 .....                     | 48 |
| 3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....              | 51 |
| 4 投資信託説明書（請求目論見書）の項目 .....           | 52 |
| <br>                                 |    |
| 「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」 ..... | 54 |

## ファンドの基本情報

### 1. ファンドの概要

|           |  |
|-----------|--|
| ファンド名     | ニッセイ/パトナム・インカムオープン<br>(以下「ファンド」といいます。)   |
| 基本的性格     | 追加型株式投資信託/バランス型  |
| 運用の基本方針   | 主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。  |
| 主な投資制限    | 株式・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。<br>外貨建資産への投資には制限を設けません。  |
| 主な価額変動リスク | 主に米ドル建ての公社債などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格変動や為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。投資元本の保証や一定の成果は約束されておりません。  |
| 信託期間      | 無期限です。<br>一部解約により残存口数が当初の設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等、信託約款に規定する信託の終了に関する条項に該当する事由が生じた場合には、途中で信託を終了させていただくことがあります。  |
| 収益分配      | 毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。<br>ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。<br>自動けいぞく投資コースの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。   |
| 決算日       | 3ヵ月に1回(1、4、7、10月の各15日、休日の場合は翌営業日)  |
| お申込日      | 原則として、毎営業日お申込みできます。(ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は受付けを行いません。)   |
| お申込単位     | 一般コース<br>)口数単位                  : 1万口以上1万口単位<br>)金額単位                  : 1万円以上 1円単位<br>自動けいぞく投資コース : 1万円以上 1円単位<br>各コースの最低申込単位です。<br>確定拠出年金制度にかかる積立金等の申込みについては、1円以上1円単位とします。<br>取扱販売会社毎に異なります。詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。 |
| お申込価額     | お申込日の翌営業日の基準価額   |
| お申込手数料率   | お申込手数料率は取扱販売会社毎に異なります。<br>平成18年7月14日現在、手数料率の上限は、2.625%(税込)です。  |
| 途中換金      | 原則として、毎営業日ご換金できます。(ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は受付けを行いません。)  |
| 一部解約価額    | 解約請求日の翌営業日の基準価額  |

|         |   |
|---------|---|
| 買 取 価 額 | 買取請求日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して買取りを行う取扱販売会社にかかる所得税に相当する金額を差し引いた額<br>お取り扱い額（1万口当り）は、税法上の一定の要件を満たしている場合、買取請求日の翌営業日の基準価額となります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。  |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対し、年率 1.575%（税込）  |

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

## 2. ファンドの特色

### 1 米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

- ・米ドル建ての多種多様な債券（米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等）を投資対象とします。
- ・業種・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、運用収益の獲得を目指します。

### 2 信用リスクをコントロールします。

- ・幅広く分散投資  
幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。
- ・高格付債投資  
投資適格債の組入比率を85%以上、組入債券の平均格付を「A格」以上に保ちます。また、組入銘柄については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

クレジットリサーチは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

### 3 ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが運用を行います。

- ・当ファンドは、運用指図に関する権限を、米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー（The Putnam Advisory Company, LLC.）」に委託します。

ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

### 4 為替ヘッジは行いません。

- ・為替ヘッジ（為替リスクの回避）は、原則として行いません。

為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

詳しくは、後記「運用方針 2 投資方針」をご覧ください。

### 3. ファンドのリスクおよび留意事項

#### 債券投資リスク

##### ) 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが組入れを行っている債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

##### ) 信用リスク

公社債の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、公社債の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは、債務不履行に陥ると予想される場合には公社債の価格が下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

##### ) 期限前償還リスク

組入債券が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、金利が低下している局面では、再投資利回りが償還になった公社債の利回りよりも低くなる可能性があります。

#### 外国証券投資 リスク

##### ) カントリーリスク

ファンドは海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。

##### ) 為替変動リスク

ファンドは外貨建ての有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。

#### 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

#### その他

ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

#### 分配金と基準価額 に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因になります。

リスク管理体制につきましては、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 4. お申込みの手引き

### お申込みに関しては...

#### お申込期間

- ・継続申込期間：平成 18 年 1 月 14 日（土）～平成 19 年 1 月 15 日（月）  
継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### お申込単位

- ・分配金の受取方法により、お申込みには 2 つの方法があります。（取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- ・各取扱いコースの最低申込単位は下記のとおりとし、各取扱販売会社が別に申込単位を定めるものとします。
 

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 一般コース  | （収益分配金を受取るコース）  |
| ) 口数単位 | ： 1 万口以上 1 万口単位 |
| ) 金額単位 | ： 1 万円以上 1 円単位  |

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 自動けいぞく投資コース | （収益分配金が自動的に再投資されるコース） |
| ： 1 万円以上    | 1 円単位                 |
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。
- ・確定拠出年金制度にかかる積立金等の申込みについては、1 円以上 1 円単位とします。

#### お申込価額 （発行価額）

- ・お申込日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。
- ・受益証券の販売価額は、お申込日の翌営業日の基準価額に手数料および手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ・受益者が収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### お申込手数料

- ・申込手数料（1 万口当り）は、取扱販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額とします。
- ・平成 18 年 7 月 14 日現在、手数料率の上限は 2.625%（税込）です。  
各取扱販売会社が定める申込手数料率の最高値です。また、手数料率は変更される場合があります。
- ・各取扱いコースのお申込み手数料の支払方法は次のとおりです。
 

|  |
|--|
| 一般コース  |
| ) 口数単位   |
| ： 申込金額 に、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した金額を申込代金として、取得申込時に取扱販売会社に支払います。 |
| 申込金額 = 取得申込日の翌営業日の基準価額（1 口当り）× 取得申込口数                                      |
| ) 金額単位   |
| ： 申込代金を取得申込時に取扱販売会社に支払います。   |
| 申込代金から申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額が差し引かれます。                              |

|   |
|---|
| 自動けいぞく投資コース                                   |
| ： 申込代金を取得申込時に取扱販売会社に支払います。                    |
| 申込代金から申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額が差し引かれます。 |

- ・取扱販売会社で支払いを受けた償還金をもって、このファンドの受益証券の取得申込を行う場合、その償還金の範囲内で取得する口数にかかる手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます（償還乗換優遇措置）。
- ・取扱販売会社で支払いを受けた中途解約金をもって、このファンドの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます（換金乗換優遇措置）。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
- ・詳細につきましては、取扱販売会社にお問い合わせください。

**取扱販売会社**

- ・取扱販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）につきましては、後記「5. 当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

**発行価額の総額**

- ・2兆円を上限とします。

**払込期日**

- ・受益証券の取得申込者は、各取扱販売会社が定める期日（詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。）までに、申込代金を各取扱販売会社に支払うものとします。
- ・各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の取扱販売会社より、委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社の口座を経由して、追加信託金として受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社のファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社のファンド口座）に払い込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## そ の 他

## 申込みの方法

1. 委託会社は、このファンドについて、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
  2. 受益証券の取得申込は、取扱販売会社において、申込期間の毎営業日に受付けます(ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合には、原則として受益証券の取得申込は受付けません。)。取得申込の受付けは原則として午後3時までとしますが、わが国の証券取引所が半日立会日の場合の受付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。
  3. 「一般コース」を選択した受益証券の取得申込者が受益証券の保護預りを希望する場合には、取扱販売会社との間で「受益証券の保護預りに関する契約」を締結します。
  4. 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益証券の取得申込者は、取扱販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資約款」にしたがって「自動けいぞく(累積)投資契約」と「受益証券の保護預りに関する契約」を締結します。
  5. 前記3.および4.の規定にかかわらず、委託会社に対して受益証券の取得申込を行う場合は、受益証券の取得申込者と委託会社の指定する保護預り会社との間で「受益証券の保護預りに関する契約」を締結します。  
ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。
  6. 取扱販売会社によっては、「受益証券の保護預りに関する契約」「自動けいぞく(累積)投資約款」と同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
  7. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。
- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は委託会社または取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託会社または取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

日本以外の地域における発行  
ありません。

振替機関に関する事項

ありません。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、後記「管理および運営の概要 (1) 資産管理等の概要  
その他 3. 信託約款の変更)」の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、取扱販売会社ならびに保護預り会社または委託会社の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

## 分配金に関しては...

### 分配時期

- ・収益の分配は、信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて、原則として毎決算時に行います。決算日は3ヵ月に1回(1、4、7、10月の各15日)の年4回です。(該当日が休日の場合は翌営業日とします。)

詳しくは、後記「運用方針 2 投資方針 (5) 分配方針」をご覧ください。

### 支払方法

- ・「一般コース」の場合  
分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。
- ・「自動けいぞく投資コース」の場合  
分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。  
取扱販売会社により、お取り扱いコースは異なります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。  
なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### お手取額

- ・分配金から税金を差し引いた金額となります。  
分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」の区分があり、「普通分配金」に対して所得税および地方税が課されます。(個人受益者の場合)

## ご換金に関しては...

## ご換金時期

- ・ご換金される場合は、お申込みされた取扱販売会社へお申し出ください。
- ・原則として、毎営業日ご換金のお申込みを受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合はお申込みの受付ができません。  
ご換金のお申込みの受付は、午後3時までとします。(年末年始などわが国の証券取引所が半日立会日の場合は、お申込みの受付時間を午前11時までとしますのでご注意ください。)

## ご換金単位

- ・ご換金は、1口単位あるいは1万口単位です。
- ・取扱販売会社毎に異なりますので、取扱販売会社にお問い合わせください。

ご換金方法  
および  
お手取額

- ・ご換金は、「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。
  - ・換金手数料はありません。  
解約請求の場合
    - ・一部解約の価額は、一部解約の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額です。
    - ・お手取額(1万口当り)は、ご請求日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた額となります。(個人受益者の場合)
  - 買取請求の場合
    - ・買取価額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して買取りを行う取扱販売会社にかかる所得税に相当する金額を差し引いた額です。
    - ・お手取額(1万口当り)は、税法上の一定の要件を満たしている場合には、源泉徴収税額に相当する金額は差し引かれず、買取請求日の翌営業日の基準価額となります。
    - ・買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。(個人受益者の場合)
- 委託会社においては、「解約請求」のみの取扱いとなります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 支払開始日

- ・解約・買取りいずれの場合も、ご請求の受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いいたします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止させていただくことがあります。

## 償還に関しては...

## 信託期間

- ・信託期間は無期限です。  
ただし、一部解約によりファンドの残存口数が当初の設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等、信託約款に規定する信託の終了に関する条項に該当する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の信託約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。

## お手取額

- ・お手取額(1万口当り)は、償還価額から、所得税および地方税を差し引いた額となります。(個人受益者の場合)

## 支払開始日

- ・償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目(信託終了日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)からお支払いします。

償還および税金につきましては、以下をご覧ください。

- ・償還：後記「管理および運営の概要(1)資産管理等の概要 其他 1.償還条件」
- ・税金：後記「手数料等および税金(5)課税上の取扱い」

## 運用状況を知るには...

- ・4月・10月の決算後および信託終了後に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。
- ・運用報告書は、取扱販売会社または委託会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- ・基準価額については、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、委託会社へは後記「5.当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

## 5. 当ファンドについてのご照会先

- ・商品内容に関するお問い合わせや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。また、商品内容、運用状況などは、委託会社のホームページでご覧いただけます。
- ・お申込単位、お申込手数料およびお客様の口座内容に関するご照会につきましては、取扱販売会社にお問い合わせください。
- ・取扱販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。

< 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先 >

ホームページ      アドレス    <http://www.nam.co.jp>

コールセンター      電話番号    0120-762-506

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 用語メモ

|         |   |
|---------|---|
| 1. 基準価額 | 純資産総額( 信託財産に属する資産を時価評価して得た資産総額から負債総額を差し引いた金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で割った1口当りの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。  |
| 2. 個別元本 | <p>受益者毎の信託時の受益証券の価額等( 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本( 個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を差し引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p> |

## 6. 費用と税金

お申込みからご換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金は次のとおりです。

お申込時、収益分配時、ご換金時等にご負担いただく費用・税金

| 時 期               | 項 目                        | 費 用 ・ 税 金                                     |
|-------------------|----------------------------|---|
| お 申 込 時           | 申 込 手 数 料<br>( 1 万 口 当 り ) | 取扱販売会社がそれぞれ定める手数料率をお申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額(注1) |
| 収 益 分 配 時         | 所得稅および地方稅                  | 普通分配金に対し.....(注2)10%                          |
| 途 中 換 金 時<br>(注4) | 所得稅および地方稅                  | 解約価額の個別元本超過額に対し(注3).....(注2)10%               |
|                   | 換金(解約)手数料                  | ありません。  |
|                   | 信託財産留保額                    | ありません。  |
| 償 還 時             | 所得稅および地方稅                  | 償還価額の個別元本超過額に対し(注3).....(注2)10%               |

(注1) 上記のほか、手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

(注2) 平成20年4月1日からは20%の税率となる予定です。なお、上記は個人受益者の税金の取扱いを説明していますので、法人受益者の税金の取扱いにつきましては、後記「手数料等および税金(5)課税上の取扱い」をご覧ください。また、非課税扱いの投資家は、上記の課税対象については、課税されません。

(注3) 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(手数料および当該手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

(注4) 買取請求時の取扱いにつきましては後記「手数料等および税金(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金

| 時 期                    | 項 目                   | 費 用 ・ 税 金  |            |           |
|------------------------|-----------------------|--|------------|-----------|
| 毎 日                    | 信託報酬総額(税込)(注1)        | 純資産総額に対し..... 年率 1.575%                              |            |           |
|                        | 取扱販売会社毎の純資産総額         | 支払い先および配分  |            |           |
|                        |                       | 委託会社(注2)   | 取扱販売会社     | 受託会社      |
|                        |                       | 1,000億円以下の部分   | 年 0.8400%  | 年 0.6300% |
|                        | 1,000億円超 2,000億円以下の部分 | 年 0.7875%  | 年 0.6825%  | 年 0.105%  |
| 2,000億円超 の部分           | 年 0.7350%             | 年 0.7350%  | 年 0.105%   |           |
| 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(税込) | 純 資 産 総 額             |  | 監査報酬率      |           |
|                        | 100億円超 の部分            |  | 年 0.00420% |           |
|                        | 50億円超 100億円以下 の部分     |  | 年 0.00525% |           |
|                        | 10億円超 50億円以下 の部分      |  | 年 0.00735% |           |
| 10億円 以下 の部分            |                       | 年 0.04200%   |            |           |
| 取 引 毎                  | 証券取引に伴う手数料等           | 組入価証券の売買において発生する売買委託手数料(注3)および税金等、先物取引・オプション取引に要する費用 |            |           |
| 随 時                    | 信託事務の諸費用              | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息          |            |           |
| 借入のつど                  | 借 入 金 の 利 息           | 一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入を行った場合の借入金の利息              |            |           |

(注1) 信託報酬のうち、委託会社の直接募集に関する部分については、取扱販売会社相当分を委託会社が受け取ります。

(注2) 委託会社への報酬には、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬が含まれています。

(注3) 売買委託手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは後記「手数料等および税金」をご覧ください。

## 運用方針

### 1 ファンドの性格

#### (1) ファンドの目的および基本的性格

ファンドの分類は、追加型株式投資信託/バランス型<sup>1</sup>です。

信託金の上限は2兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券<sup>2</sup>、社債、ハイイールド債<sup>3</sup>(非適格債)および外国債に投資することにより、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本とします。

1 「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「信託約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドです。

2 モーゲージ証券(以下「MBS」といいます。)とは住宅ローンを担保として発行された債券であり、ローンから発生する元金と利子の返済がその債券の元本と利子の支払原資になります。その多くは政府系機関または信用力の高い金融機関により元利金の支払保証がなされています。

ファンドが投資するMBSの代表的なものには、米国政府の機関または機構(政府住宅抵当金庫(Government National Mortgage Association)(以下「GNMA」といいます。))連邦住宅抵当金庫(Federal National Mortgage Association)(以下「FNMA」といいます。))および連邦住宅貸付抵当金融会社(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下「FHLMC」といいます。))により発行されるモーゲージ関連証券があります。

またファンドはコマーシャル・モーゲージ・バック証券にも投資します。コマーシャル・モーゲージ・バック証券(以下「CMBS」といいます。))とはオフィスビル、ホテル、アパート、ショッピングセンターなどの商業用不動産を担保にしたローンを証券化した商品です。

ファンドが投資するMBSおよびCMBSにはモーゲージ担保証券(Collateralized Mortgage Obligation 以下「CMOs」といいます。))を含みます。CMOsとはモーゲージ・ローンまたはモーゲージパススルー証券により担保された証券で、従来のパススルー証券が、住宅ローンのキャッシュフローをそのまま投資家に支払うのに対してCMOsではキャッシュフローをさまざまな形に組み替えています。

3 ハイイールド債とは、債券などの格付機関(S&P社(スタンダード・アンド・プアーズ)、ムーディーズ社など)によって格付けされる債券の信用度でBB格(格付会社によっては「BB格」と同等の格付けを別の記号により表現することがありますが、その場合、当該記号に読み替えます。))以下に格付けされている債券をいいます。

格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

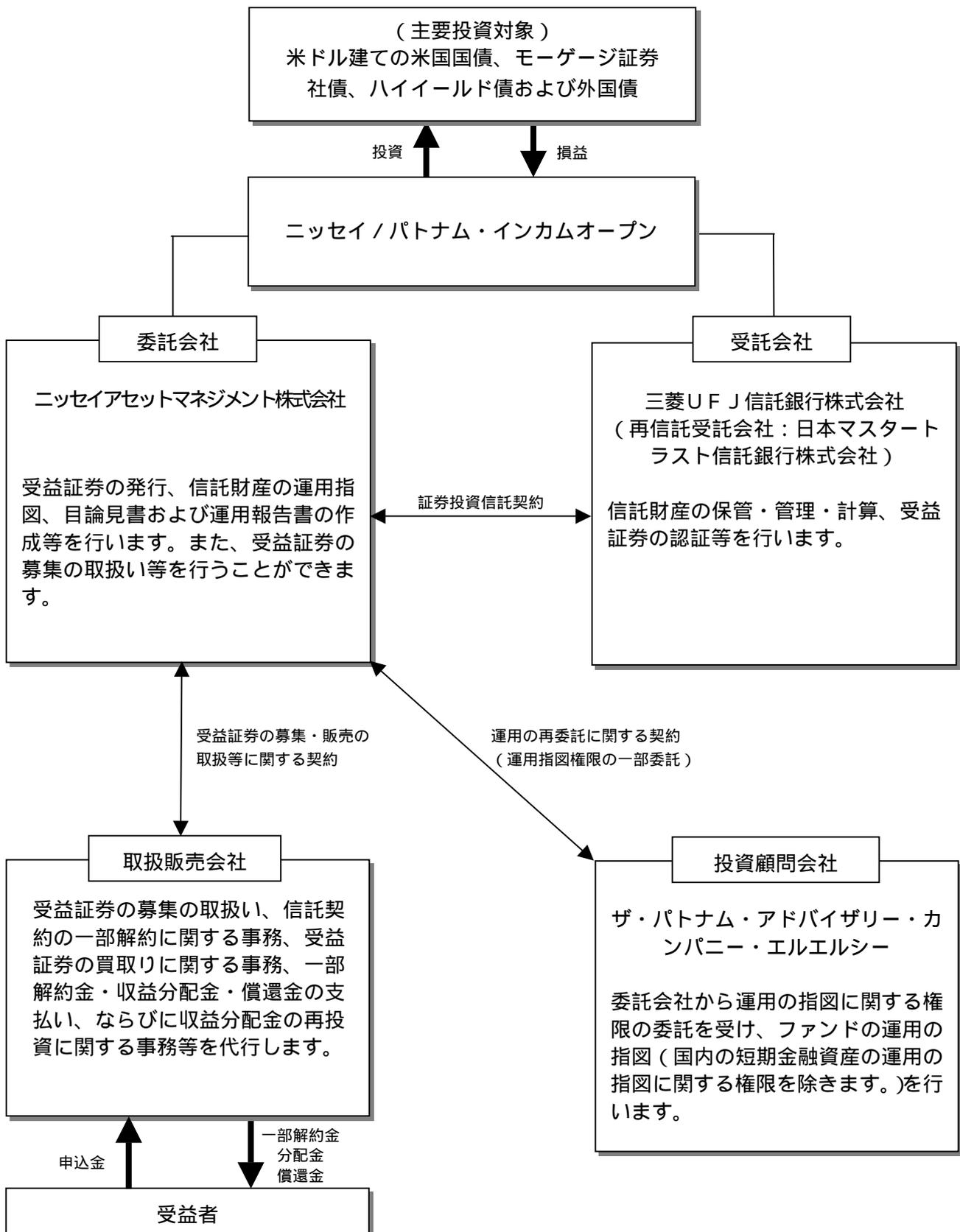
契約型の追加型証券投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。))です。

原則として収益分配金交付票付の無記名式です。ただし、受益者の希望により、無記名式から記名式、または記名式から無記名式への変更をすることができます。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、前記「ファンドの基本情報」4.お申込みの手引き お申込みに関しては… その他 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) ファンドの仕組み



### 契約等の概要

#### 1. 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）と受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

#### 2. 受益証券の募集・販売の取扱等に関する契約

「受益証券の募集・販売の取扱等に関する契約」は、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）と取扱販売会社との間で結ばれ、委託会社が取扱販売会社に受益証券の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、取扱販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

#### 3. 運用の再委託に関する契約

運用の再委託に関する契約は委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）と投資顧問会社（ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取り決めが定められています。

### 委託会社の概況

#### 1. 資本金の額

平成 18 年 7 月 14 日現在の委託会社の資本金は、100 億円です。

#### 2. 会社の沿革

昭和 60 年 7 月 1 日、ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成 7 年 4 月 4 日、ニッセイ投信株式会社が設立され、同年 4 月 27 日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成 10 年 7 月 1 日、ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成 12 年 5 月 8 日、定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社といたしました。

#### 3. 大株主の状況

（平成 18 年 7 月 14 日現在）

| 名 称                  | 住 所                                   | 保有株数     | 比 率    |
|----------------------|---------------------------------------|----------|--------|
| 日本生命保険相互会社           | 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号               | 97,604 株 | 90.00% |
| パトナム・インベストメンツ・エルエルシー | アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア | 10,844 株 | 10.00% |

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### 基本方針

ファンドは、主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債に投資することにより、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

#### 運用方法

##### 1. 投資態度

) 主に米ドル建ての債券に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利子・配当等収益）を中心とした収益の確保に努めます。

) リーマン・ブラザーズ米国総合インデックス<sup>1</sup>（円換算ベース<sup>2</sup>）から信託報酬相当分（年率 1.50%）を控除した数値を参考指標<sup>3</sup>とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

) 外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジ（為替リスクの回避）を行いません。

) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

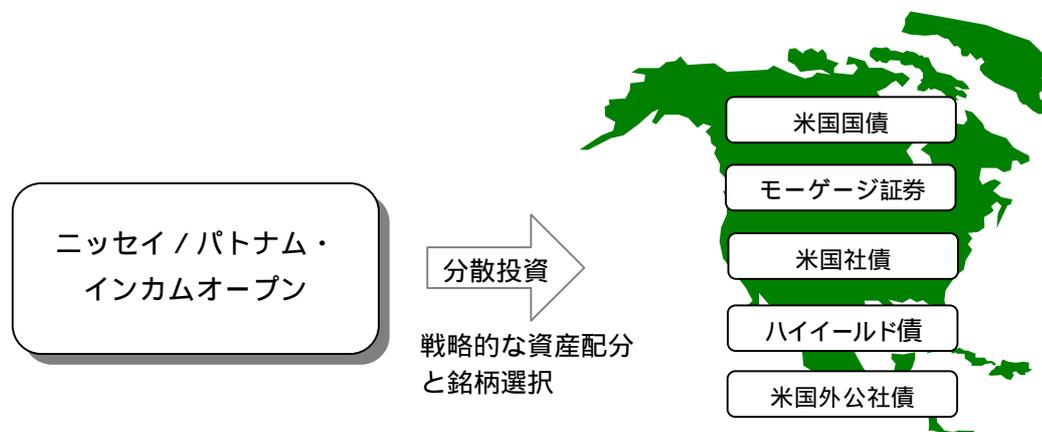
1 リーマン・ブラザーズ米国総合インデックスは、米国の投資適格固定利付債券市場を対象とし、国債、社債、MBS、ABSを含む総合的な債券インデックスです。

2 「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

3 ファンドは、当該参考指標との連動性を目指すものではありません。

##### 2. 投資対象

米ドル建ての多種多様な債券を投資対象とし、業種・銘柄を選択し、幅広く分散投資することで、運用収益の獲得を目指します。



##### 3. ファンドの特色

) 分散投資・高格付債へ投資することで、信用リスクをコントロールします。

#### イ. 幅広く分散投資

・ 幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

#### ロ. 高格付債投資

・ 投資適格債の組入比率を 85%以上（ハイイールド債の組入比率は 15%以下）に保ちます。

・ 組入債券の平均格付は「A格」以上に保ちます。

・ また、組入銘柄については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

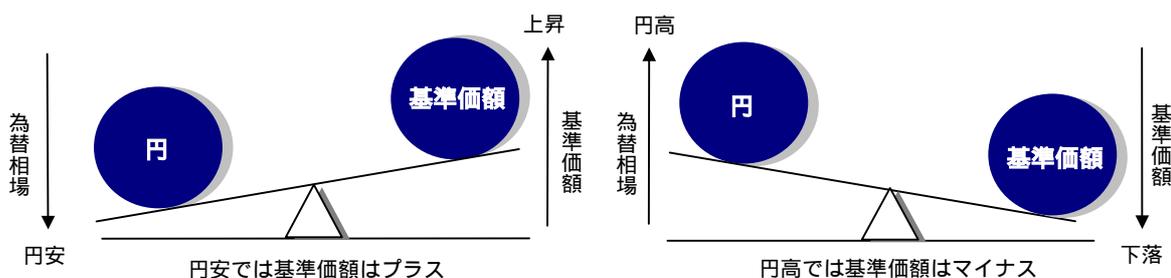
クレジットリサーチは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことを指します。

債券の格付について...

|    |        |        |          |  |
|----|--------|--------|----------|--|
| 格付 |        | S & P社 | Moody's社 | <b>(債券の格付とは)</b><br>債券の格付とは、債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、格付機関(S&P社やMoody's社等)が各債券の格付を行っています。 |
| 高い | 投資適格格付 | AAA    | Aaa      |  |
|    |        | AA     | Aa       |  |
|    |        | A      | A        |  |
|    |        | BBB    | Baa      |  |
|    | 投機的格付  | BB     | Ba       |  |
|    |        | B      | B        |  |
|    |        | CCC    | Caa      |  |
|    |        | CC     | Ca       |  |
|    |        | C      | C        |  |
| 低い |        |        | D        | -  |

- ) 為替ヘッジは行いません。
- ・ 外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 為替相場の状況によって、基準価額および収益分配の額が変動します。

為替相場と基準価額の関係 (イメージ図)



#### 4. 運用委託

委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限を、米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である下記の会社に委託します。ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエア 1

ただし、上記の会社が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失をもたらした場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### パトナム・インベストメンツの概要

(平成 18 年 3 月末現在)

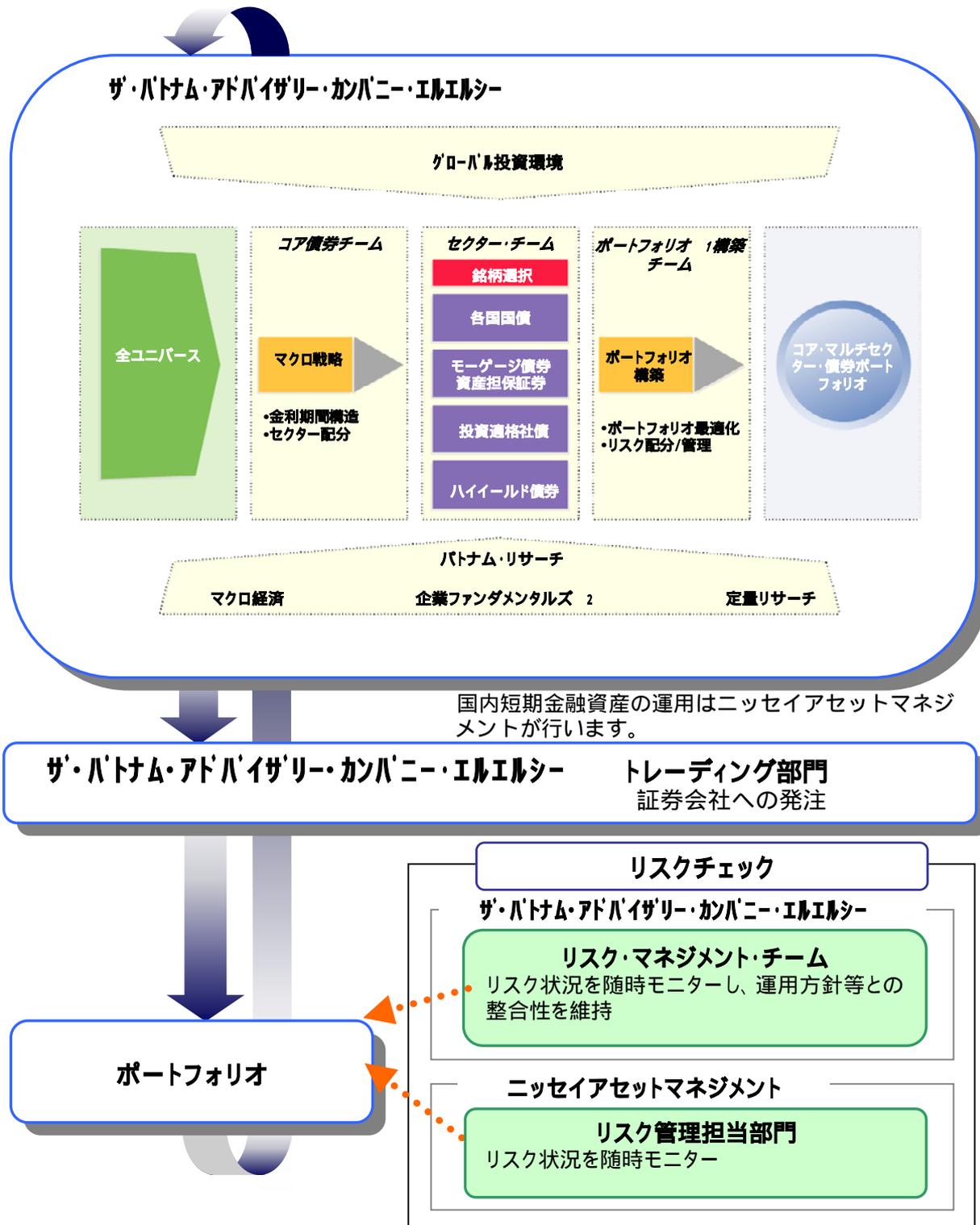
パトナム・インベストメンツは 1937 年創立の米国で最も古い資産運用会社の 1 つです。運用資産は約 1,890 億ドル (約 22 兆円)、投信残高は約 1,260 億ドル (約 14 兆円) の規模を誇ります。設定済み投信は 100 本以上、投資家数は約 1,100 万人にのびります。ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を 200 名有しています。

#### (2) 主な投資対象

米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を主な投資対象とします。

(3) 運用体制

ファンドの運用は国内短期金融資産の運用の指図を除き、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー（投資顧問会社）が行います。ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは、パトナム・インベストメンツのグループ会社であり、パトナム・インベストメンツのグループ力を活用してファンドの運用を行います。



上記運用体制における組織名称等は今後変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

- 1 ポートフォリオは、個々の投資家が保有またはファンドが投資している金融資産の集合体を指します。
- 2 企業ファンダメンタルズは、企業の財務状況、業界における競争力、経営陣の質等の分析に基づく信用リスクおよび社債の評価を意味します。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、投資信託委託業務に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、信託財産の運用における各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

#### (4) 主な投資制限

ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（約款第19条第4項、同「運用の基本方針」）

信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資割合（約款「運用の基本方針」）

制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合（約款第22条第1項、同「運用の基本方針」）

取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合（約款第22条第2項、同「運用の基本方針」）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（約款第27条、同「運用の基本方針」）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

私募有価証券等の組入れ（約款「運用の基本方針」）

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）、抵当証券および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲内で行います。

#### (5) 分配方針

3カ月に1回、決算日（1月、4月、7月、10月の各月15日、ただし休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

##### 1. 分配対象額の範囲

利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額。

##### 2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等から判断して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

##### 3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を差し引いた額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みます。）

信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を差し引いた後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を差し引き、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益により補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3．毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

## 運用状況

## (1) 投資状況

(平成18年6月2日現在)

| 資産の種類                | 国名又は地域  | 時価合計(円)         | 投資比率(%) |
|----------------------|---------|-----------------|---------|
| 国債証券                 | アメリカ    | 95,114,468,795  | 12.62   |
| 地方債証券                | アメリカ    | 465,886,154     | 0.06    |
| 特殊債券                 | アメリカ    | 259,289,500,268 | 34.41   |
| 社債券                  | アメリカ    | 360,359,200,804 | 47.82   |
|                      | イギリス    | 5,527,663,451   | 0.73    |
|                      | ケイマン諸島  | 2,972,424,569   | 0.39    |
|                      | カナダ     | 926,368,730     | 0.12    |
|                      | アイルランド  | 572,789,310     | 0.08    |
|                      | オランダ    | 572,038,142     | 0.08    |
|                      | イタリア    | 468,291,536     | 0.06    |
|                      | ルクセンブルグ | 346,593,803     | 0.05    |
|                      | フランス    | 259,721,447     | 0.03    |
|                      | バミューダ   | 93,878,488      | 0.01    |
|                      | 小計      | 372,098,970,280 | 49.37   |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後) |         | 26,595,460,358  | 3.54    |
| 純資産総額                |         | 753,564,285,855 | 100.00  |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(注2) その他資産として、下記のとおり国債先物取引を利用しております。時価は、証券取引所の発表する清算値段によっております。

| 資産の名称                         | 取引所          | 簿価(円)         | 時価(円)         | 投資比率(%) |
|-------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------|
| アメリカ国債10年先物<br>(売建)(2006年9月限) | シカゴ商品<br>取引所 | 2,672,001,675 | 2,660,960,342 | 0.35    |

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成18年6月2日現在)

| 順位 | 国名   | 銘柄名                     | 利率<br>(%) | 償還日       | 種類   | 額面(円)          | 上段:帳簿価額(円)<br>下段:評価額(円) |                                  | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|-------------------------|-----------|-----------|------|----------------|-------------------------|----------------------------------|-----------------|
|    |      |                         |           |           |      |                | 単価                      | 金額                               |                 |
| 1  | アメリカ | US TREASURY BOND        | 9.125     | 2018/5/15 | 国債証券 | 24,557,700,000 | 15,217<br>15,104        | 33,172,050,006<br>32,926,473,006 | 4.37            |
| 2  | アメリカ | US TREASURY BOND        | 11.250    | 2015/2/15 | 国債証券 | 20,687,383,950 | 16,179<br>16,064        | 29,711,427,703<br>29,501,243,882 | 3.91            |
| 3  | アメリカ | US TREASURY BOND        | 6.250     | 2030/5/15 | 国債証券 | 21,670,593,150 | 12,810<br>12,699        | 24,643,365,118<br>24,430,126,482 | 3.24            |
| 4  | アメリカ | WBCMT 2005-C21 A4 1     | 5.196     | 2044/10/1 | 社債券  | 11,014,917,000 | 10,870<br>10,818        | 10,628,954,308<br>10,578,285,690 | 1.40            |
| 5  | アメリカ | FNMA 745274             | 5.500     | 2036/1/1  | 特殊債券 | 9,654,442,721  | 10,910<br>10,863        | 9,350,134,672<br>9,310,165,270   | 1.24            |
| 6  | アメリカ | WFMB 2005-AR12 2A5<br>2 | 4.320     | 2035/7/1  | 社債券  | 9,462,600,000  | 10,760<br>10,847        | 9,038,770,146<br>9,111,253,662   | 1.21            |
| 7  | アメリカ | CSFB 2005-C3 A3 3       | 4.645     | 2037/7/1  | 社債券  | 8,901,715,650  | 10,683<br>10,650        | 8,441,942,037<br>8,415,770,993   | 1.12            |

| 順位 | 国名   | 銘柄名                                   | 利率<br>(%) | 償還日        | 種類   | 額面(円)         | 上段：帳簿価額(円)       |                                | 投資<br>比率<br>(%) |  |
|----|------|---------------------------------------|-----------|------------|------|---------------|------------------|--------------------------------|-----------------|--|
|    |      |                                       |           |            |      |               | 下段：評価額(円)        |                                |                 |  |
|    |      |                                       |           |            |      |               | 単価               | 金額                             |                 |  |
| 8  | アメリカ | US TREASURY BOND                      | 10.625    | 2015/8/15  | 国債証券 | 5,902,860,000 | 15,874<br>15,757 | 8,317,720,026<br>8,256,625,425 | 1.10            |  |
| 9  | アメリカ | FNMA 868244                           | 5.500     | 2036/3/1   | 特殊債券 | 6,793,152,481 | 10,902<br>10,856 | 6,574,331,714<br>6,546,289,267 | 0.87            |  |
| 10 | アメリカ | CORE INVESTMENT GRADE<br>BOND TRUST I | 4.659     | 2007/11/30 | 社債券  | 6,600,838,386 | 11,099<br>11,103 | 6,503,799,350<br>6,506,050,344 | 0.86            |  |
| 11 | アメリカ | FNMA 880623                           | 5.500     | 2036/4/1   | 特殊債券 | 6,704,094,210 | 10,997<br>10,856 | 6,544,871,975<br>6,460,467,368 | 0.86            |  |
| 12 | アメリカ | MSC 2005-HQ6 A4A 4                    | 4.989     | 2042/8/1   | 社債券  | 6,677,892,000 | 10,663<br>10,614 | 6,320,758,336<br>6,292,243,737 | 0.83            |  |
| 13 | アメリカ | BACM 2004-3 A5 5                      | 5.304     | 2039/6/1   | 社債券  | 6,315,418,095 | 11,046<br>11,007 | 6,192,583,212<br>6,170,542,403 | 0.82            |  |
| 14 | アメリカ | ASC 1997-MD7 A1B 6                    | 7.410     | 2030/1/13  | 社債券  | 5,459,758,410 | 11,421<br>11,384 | 5,535,594,453<br>5,517,413,457 | 0.73            |  |
| 15 | アメリカ | JPMCC 2005-CB12 A4 7                  | 4.895     | 2037/9/1   | 社債券  | 5,176,267,500 | 10,577<br>10,530 | 4,860,274,436<br>4,838,464,283 | 0.64            |  |
| 16 | アメリカ | FNMA 868935                           | 5.500     | 2036/5/1   | 特殊債券 | 4,729,092,610 | 10,997<br>10,856 | 4,616,776,659<br>4,557,237,364 | 0.60            |  |
| 17 | アメリカ | MLMT 2005-MCP1 A4 8                   | 4.747     | 2043/6/1   | 社債券  | 4,811,619,450 | 10,465<br>10,419 | 4,469,850,140<br>4,450,363,062 | 0.59            |  |
| 18 | アメリカ | FNMA 880325                           | 5.500     | 2036/4/1   | 特殊債券 | 4,371,542,369 | 10,885<br>10,856 | 4,224,191,827<br>4,212,680,481 | 0.56            |  |
| 19 | アメリカ | WBCMT 2004-C12 A4 9                   | 5.234     | 2041/7/1   | 社債券  | 3,968,997,450 | 10,952<br>10,914 | 3,858,818,081<br>3,845,244,110 | 0.51            |  |
| 20 | アメリカ | WBCMT 2004-C15 A4 10                  | 4.803     | 2041/10/1  | 社債券  | 4,105,129,343 | 10,502<br>10,494 | 3,827,212,085<br>3,824,092,187 | 0.51            |  |
| 21 | アメリカ | MLMT 2005-MCP1 AM 11                  | 4.805     | 2043/5/1   | 社債券  | 3,903,322,500 | 10,473<br>10,427 | 3,628,723,762<br>3,612,798,206 | 0.48            |  |
| 22 | アメリカ | FNMA 884218                           | 5.500     | 2036/5/1   | 特殊債券 | 3,708,888,487 | 10,984<br>10,856 | 3,616,534,658<br>3,574,107,454 | 0.47            |  |
| 23 | アメリカ | DLJCM 2000-CF1 A1B 12                 | 7.620     | 2033/6/1   | 社債券  | 3,265,272,900 | 12,076<br>12,022 | 3,500,372,549<br>3,484,797,197 | 0.46            |  |
| 24 | アメリカ | FSPC T-60 1A2 13                      | 7.000     | 2044/3/1   | 特殊債券 | 3,320,572,176 | 11,451<br>11,433 | 3,375,394,821<br>3,369,982,289 | 0.45            |  |
| 25 | アメリカ | MSM 2005-5AR 2A1 14                   | 5.415     | 2035/9/1   | 社債券  | 3,275,400,455 | 11,229<br>11,230 | 3,265,017,435<br>3,265,115,697 | 0.43            |  |
| 26 | アメリカ | JPMCC 2004-C2 A3 15                   | 5.212     | 2041/5/1   | 社債券  | 3,126,364,185 | 10,921<br>10,883 | 3,030,853,759<br>3,020,442,966 | 0.40            |  |
| 27 | アメリカ | WBCMT 2005-C17 A4 16                  | 5.083     | 2042/3/1   | 社債券  | 3,166,028,250 | 10,727<br>10,679 | 3,014,913,722<br>3,001,458,102 | 0.40            |  |
| 28 | アメリカ | JPMCC 2004-PNC1 A4 17                 | 5.374     | 2041/6/1   | 社債券  | 3,006,853,800 | 11,045<br>10,996 | 2,948,122,213<br>2,934,989,994 | 0.39            |  |
| 29 | アメリカ | GSMS 2004-GG2 A6 18                   | 5.396     | 2038/8/1   | 社債券  | 2,951,880,600 | 10,993<br>10,948 | 2,880,533,646<br>2,868,903,236 | 0.38            |  |
| 30 | アメリカ | FNMA 832484                           | 5.500     | 2035/9/1   | 特殊債券 | 2,969,345,660 | 10,910<br>10,863 | 2,875,751,869<br>2,863,458,777 | 0.38            |  |
|    |      |                                       |           |            |      |               | 投資比率合計：          |                                | 30.21           |  |

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 平成18年6月2日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 1 WBCMT 2005-C21 A4

ワコビア・バンク・コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 25 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 230 件程度（2005 年 10 月 11 日時点）に分散され、担保として約 330 の物件（オフィス、アパート、商業（小売）施設等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 2 WFMBS 2005-AR12 2A5

ウェルズ・ファーゴ・MBS・2005-AR12 トラストが発行するモーゲージ（不動産貸付）担保債務証券です。最長 30 年の変動利払いの住宅ローン債権をプールとして再組成し、そこから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となる住宅ローンプールに損失が発生した場合は、優先クラスである 2A5 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローン件数は 2,400 件程度（2005 年 6 月 1 日時点）に分散されていると共に、ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 3 CSFB 2005-C3 A3

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・モーゲージ・セキュリティーズ・コープが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 25 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A3 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 200 件程度（2005 年 6 月時点）に分散され、担保として約 210 の物件（アパート、オフィス、商業（小売）施設等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 4 MSC 2005-HQ6 A4A

モルガン・スタンレー・キャピタル・インクが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 15 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4A クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 180 件程度（2005 年 8 月 1 日時点）に分散され、約 550 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）を担保としています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 5 BACM 2004-3 A5

バンク・オブ・アメリカ・コマーシャル・モーゲージ・インクが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 15 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A5 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 90 件程度（2004 年 7 月 1 日時点）に分散され、担保として約 190 の物件（オフィス、移動式住宅、倉庫等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 6 ASC 1997-MD7 A1B

アセット・セキュリタイゼーション・コーポレーションが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 30 年の固定利払いのローンプールから支払われる元利金をキャッシュフローとして

受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンプールに損失が発生した場合は、優先クラスである A1B クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 7 件（1997 年 3 月 27 日時点）に分散され、担保として約 70 の物件（ホテル、オフィス等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 7 JPMCC 2005-CB12 A4

JP モルガン・チェース・コマーシャル・モーゲージ・セキュリティーズ・コープが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 190 件程度（2005 年 7 月時点）に分散され、担保として約 200 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 8 MLMT 2005-MCP1 A4

メリル・リンチ・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 15 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 110 件程度（2005 年 6 月時点）に分散され、担保として約 200 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 9 WBCMT 2004-C12 A4

ワコビア・バンク・コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 22 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 100 件程度（2004 年 7 月 11 日時点）に分散され、担保として約 100 の物件（オフィス、商業（小売）施設、アパート等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 10 WBCMT 2004-C15 A4

ワコビア・バンク・コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 87 件（2004 年 11 月 11 日時点）に分散され、担保として 113 の物件（オフィス、商業（小売）施設等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 11 MLMT 2005-MCP1 AM

メリル・リンチ・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 15 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスに先立ちまず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣

後構造となっており、AMクラスは劣後クラスの最上位（優先順位が定められている24クラスのうち上位から7番目）にあたります。なお、ローンプール件数は110件程度（2005年6月時点）に分散され、担保として約200の物件（商業（小売）施設、オフィス等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 12 DLJCM 2000-CF1 A1B

DLJ・コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長12年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA1Bクラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。なお、ローンプール件数は130件程度（2000年6月1日時点）に分散され、担保として約140の物件（オフィス、アパート等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 13 FSPC T-60 1A2

フレディマック（連邦住宅貸付抵当会社）が発行するモーゲージ（不動産貸付）担保債務証券です。最長30年の固定利払いの住宅ローン債権（FHA（連邦住宅局）/VA（退役軍人局）/RHS（地方住宅局）ローン）をプールとして再組成し、そこから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。なお、フレディマックはこのキャッシュフローに対して保証をつけています。なお、この銘柄の元利金支払いに関するローン件数は2,470件程度（2004年4月1日時点）に分散されていると共に、ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 14 MSM 2005-5AR 2A1

モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラストが発行するモーゲージ（不動産貸付）担保債務証券です。最長30年の変動利払いの住宅ローン債権をプールとして再組成し、そこから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となる住宅ローンプールに損失が発生した場合は、優先クラスである2A1クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。なお、ローン件数は420件程度（2005年8月1日時点）に分散されていると共に、ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 15 JPMCC 2004-C2 A3

JPモルガン・チェース・コマーシャル・モーゲージ・セキュリティーズ・コープが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長20年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA3クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。なお、ローンプール件数は130件程度（2004年5月時点）に分散され、担保として約150の物件（商業（小売）施設、オフィス等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

#### 16 WBCMT 2005-C17 A4

ワコビア・バンク・コマーシャル・モーゲージ・トラストが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長22年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。外部保証はありませんが、担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスであるA4クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。なお、ローンプール件数は230件程度（2005年3月時点）に分散され、担保として約290の物件（オフィス、商業（小売）施設、アパート等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 17 JPMCC 2004-PNC1 A4

JP モルガン・チェース・コマーシャル・モーゲージ・セキュリティーズ・コープが発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 20 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A4 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 100 件（2004 年 6 月 1 日時点）に分散され、担保として 130 の物件（商業（小売）施設、オフィス、アパート等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 18 GSMS 2004-GG2 A6

GS モーゲージ・セキュリティーズ・コーポレーション が発行する商業用モーゲージ（不動産貸付）担保証券です。最長 15 年の固定利払いローンから支払われる元利金をキャッシュフローとして受け取ります。担保となるローンに損失が発生した場合は、優先クラスである A6 クラスに先立ち、まず劣後クラスがその損失を負担する優先・劣後構造となっており、内部信用補完されています。

なお、ローンプール件数は 100 件（2004 年 6 月 1 日時点）に分散され、担保として 130 の物件（商業  
なお、ローンプール件数は 140 件程度（2004 年 8 月 1 日時点）に分散され、担保として約 140 の物件（商業（小売）施設、オフィス等）に第一抵当権を有しています。ローン債権は発行体の資産から完全に分離されています。

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類    | 業種 | 投資比率 (%) |
|-------|----|----------|
| 社債券   | -  | 49.37    |
| 特殊債券  | -  | 34.41    |
| 国債証券  | -  | 12.62    |
| 地方債証券 | -  | 0.06     |
| 合計    |    | 96.46    |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額(平成18年6月2日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額)の比率であります。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(平成18年6月2日現在)

| 種類         | 取引所          | 資産の名称                     | 買建<br>売建 | 数量<br>(枚) | 簿価(円)         | 時価(円)         | 投資<br>比率<br>(%) |
|------------|--------------|---------------------------|----------|-----------|---------------|---------------|-----------------|
| 国債先物<br>取引 | シカゴ商品<br>取引所 | アメリカ国債10年先<br>物(2006年9月限) | 売建       | 225       | 2,672,001,675 | 2,660,960,342 | 0.35            |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する清算値段によっております。
3. 平成18年6月2日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成18年6月2日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

|            |               | 純資産総額(円) |                 | 1万口当たり純資産総額(円) |       |
|------------|---------------|----------|-----------------|----------------|-------|
| 第1特定<br>期末 | (平成10年10月15日) | 分配付:     | 52,107,595,500  | 分配付:           | 8,410 |
|            |               | 分配落:     | 51,766,835,850  | 分配落:           | 8,355 |
| 第2特定<br>期末 | (平成11年4月15日)  | 分配付:     | 48,780,605,711  | 分配付:           | 8,461 |
|            |               | 分配落:     | 47,560,932,099  | 分配落:           | 8,271 |
| 第3特定<br>期末 | (平成11年10月15日) | 分配付:     | 33,248,961,088  | 分配付:           | 7,227 |
|            |               | 分配落:     | 32,336,841,348  | 分配落:           | 7,037 |
| 第4特定<br>期末 | (平成12年4月17日)  | 分配付:     | 27,578,167,016  | 分配付:           | 7,073 |
|            |               | 分配落:     | 26,806,995,584  | 分配落:           | 6,883 |
| 第5特定<br>期末 | (平成12年10月16日) | 分配付:     | 24,205,522,721  | 分配付:           | 7,289 |
|            |               | 分配落:     | 23,512,478,077  | 分配落:           | 7,089 |
| 第6特定<br>期末 | (平成13年4月16日)  | 分配付:     | 39,427,536,103  | 分配付:           | 8,588 |
|            |               | 分配落:     | 38,581,134,845  | 分配落:           | 8,388 |
| 第7特定<br>期末 | (平成13年10月15日) | 分配付:     | 90,876,663,617  | 分配付:           | 8,490 |
|            |               | 分配落:     | 89,065,284,756  | 分配落:           | 8,290 |
| 第8特定<br>期末 | (平成14年4月15日)  | 分配付:     | 184,099,533,145 | 分配付:           | 9,113 |
|            |               | 分配落:     | 180,378,937,633 | 分配落:           | 8,903 |
| 第9特定<br>期末 | (平成14年10月15日) | 分配付:     | 346,315,873,671 | 分配付:           | 8,759 |
|            |               | 分配落:     | 339,146,397,340 | 分配落:           | 8,554 |

|             |               | 純資産総額（円）                                     | 1万口当たり純資産総額（円）           |
|-------------|---------------|--|--------------------------|
| 第10特定<br>期末 | （平成15年4月15日）  | 分配付： 525,730,124,886<br>分配落： 514,966,540,811 | 分配付： 8,594<br>分配落： 8,399 |
| 第11特定<br>期末 | （平成15年10月15日） | 分配付： 638,096,791,995<br>分配落： 622,565,785,716 | 分配付： 7,651<br>分配落： 7,451 |
| 第12特定<br>期末 | （平成16年4月15日）  | 分配付： 788,113,804,297<br>分配落： 768,975,596,210 | 分配付： 7,579<br>分配落： 7,384 |
| 第13特定<br>期末 | （平成16年10月15日） | 分配付： 867,086,443,731<br>分配落： 845,828,726,232 | 分配付： 7,647<br>分配落： 7,457 |
| 第14特定<br>期末 | （平成17年4月15日）  | 分配付： 975,252,228,661<br>分配落： 952,020,015,403 | 分配付： 7,337<br>分配落： 7,157 |
| 第15特定<br>期末 | （平成17年10月17日） | 分配付： 972,410,955,935<br>分配落： 948,336,309,551 | 分配付： 7,562<br>分配落： 7,377 |
| 第16特定<br>期末 | （平成18年4月17日）  | 分配付： 816,429,686,207<br>分配落： 796,465,294,066 | 分配付： 7,603<br>分配落： 7,423 |
|             | 平成17年6月末日     | 994,952,314,513                              | 7,442                    |
|             | 7月末日          | 965,796,166,767                              | 7,434                    |
|             | 8月末日          | 960,093,654,064                              | 7,405                    |
|             | 9月末日          | 965,924,308,574                              | 7,474                    |
|             | 10月末日         | 943,845,841,957                              | 7,470                    |
|             | 11月末日         | 939,543,723,742                              | 7,755                    |
|             | 12月末日         | 885,328,758,300                              | 7,705                    |
|             | 平成18年1月末日     | 859,592,305,417                              | 7,587                    |
|             | 2月末日          | 826,418,968,576                              | 7,490                    |
|             | 3月末日          | 809,699,458,502                              | 7,509                    |
|             | 4月末日          | 762,667,386,784                              | 7,184                    |
|             | 5月末日          | 751,853,605,521                              | 7,063                    |
|             | 平成18年6月2日     | 753,564,285,855                              | 7,081                    |

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

#### 分配の推移

|           |                             | 1万口当たり分配金                   |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 第1<br>特定期 | 自平成10年7月31日<br>至平成10年10月15日 | 55円<br>（普通分配金45円、特別分配金10円）  |
| 第2<br>特定期 | 自平成10年10月16日<br>至平成11年4月15日 | 190円<br>（普通分配金184円、特別分配金6円） |
| 第3<br>特定期 | 自平成11年4月16日<br>至平成11年10月15日 | 190円<br>（普通分配金190円、特別分配金0円） |
| 第4<br>特定期 | 自平成11年10月16日<br>至平成12年4月17日 | 190円<br>（普通分配金190円、特別分配金0円） |

|            |                             | 1万口当たり分配金 |
|------------|-----------------------------|-----------|
| 第5<br>特定期  | 自平成12年4月18日<br>至平成12年10月16日 | 200円      |
| 第6<br>特定期  | 自平成12年10月17日<br>至平成13年4月16日 | 200円      |
| 第7<br>特定期  | 自平成13年4月17日<br>至平成13年10月15日 | 200円      |
| 第8<br>特定期  | 自平成13年10月16日<br>至平成14年4月15日 | 210円      |
| 第9<br>特定期  | 自平成14年4月16日<br>至平成14年10月15日 | 205円      |
| 第10<br>特定期 | 自平成14年10月16日<br>至平成15年4月15日 | 195円      |
| 第11<br>特定期 | 自平成15年4月16日<br>至平成15年10月15日 | 200円      |
| 第12<br>特定期 | 自平成15年10月16日<br>至平成16年4月15日 | 195円      |
| 第13<br>特定期 | 自平成16年4月16日<br>至平成16年10月15日 | 190円      |
| 第14<br>特定期 | 自平成16年10月16日<br>至平成17年4月15日 | 180円      |
| 第15<br>特定期 | 自平成17年4月16日<br>至平成17年10月17日 | 185円      |
| 第16<br>特定期 | 自平成17年10月18日<br>至平成18年4月17日 | 180円      |

## 収益率の推移

|           |                             | 収益率    |
|-----------|-----------------------------|--------|
| 第1<br>特定期 | 自平成10年7月31日<br>至平成10年10月15日 | 15.90% |
| 第2<br>特定期 | 自平成10年10月16日<br>至平成11年4月15日 | 1.27%  |
| 第3<br>特定期 | 自平成11年4月16日<br>至平成11年10月15日 | 12.62% |
| 第4<br>特定期 | 自平成11年10月16日<br>至平成12年4月17日 | 0.51%  |
| 第5<br>特定期 | 自平成12年4月18日<br>至平成12年10月16日 | 5.90%  |
| 第6<br>特定期 | 自平成12年10月17日<br>至平成13年4月16日 | 21.15% |
| 第7<br>特定期 | 自平成13年4月17日<br>至平成13年10月15日 | 1.22%  |
| 第8<br>特定期 | 自平成13年10月16日<br>至平成14年4月15日 | 9.93%  |

|            |                             | 収益率   |
|------------|-----------------------------|-------|
| 第9<br>特定期  | 自平成14年4月16日<br>至平成14年10月15日 | 1.62% |
| 第10<br>特定期 | 自平成14年10月16日<br>至平成15年4月15日 | 0.47% |
| 第11<br>特定期 | 自平成15年4月16日<br>至平成15年10月15日 | 8.91% |
| 第12<br>特定期 | 自平成15年10月16日<br>至平成16年4月15日 | 1.72% |
| 第13<br>特定期 | 自平成16年4月16日<br>至平成16年10月15日 | 3.56% |
| 第14<br>特定期 | 自平成16年10月16日<br>至平成17年4月15日 | 1.61% |
| 第15<br>特定期 | 自平成17年4月16日<br>至平成17年10月17日 | 5.66% |
| 第16<br>特定期 | 自平成17年10月18日<br>至平成18年4月17日 | 3.06% |

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間未分配落基準価額の代わりに設定時の基準価額(10,000円)を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間未分配付基準価額} - \text{前特定期間未分配落基準価額}) \div \text{前特定期間未分配落基準価額} \times 100$$

## 投資リスク

ファンドは、米ドル建ての公社債などの値動きのある証券に投資するため、組入証券の価格変動や為替の変動などに伴い基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは投資元本の保証や一定の成果は約束されておりません。受益証券の取得申込者は、慎重な投資判断を行うために、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

また、ファンドは預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、投資した資産の減少を含むリスクは受益者が負うこととなります。

### (1) 投資リスクおよび留意点

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

#### 債券投資リスク

##### 1. 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが組入れを行っている債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

##### 2. 信用リスク

公社債の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、公社債の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは、債務不履行に陥ると予想される場合には公社債の価格が下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

##### 3. 期限前償還リスク

組入債券が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、金利が低下している局面では、再投資利回りが償還になった公社債の利回りよりも低くなる可能性があります。

#### 外国証券投資リスク

##### 1. カントリーリスク

ファンドは海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、基準価額が下落する可能性があります。

##### 2. 為替変動リスク

ファンドは外貨建ての有価証券に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではファンドの資産価値が大きく減少する可能性があります。

#### 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

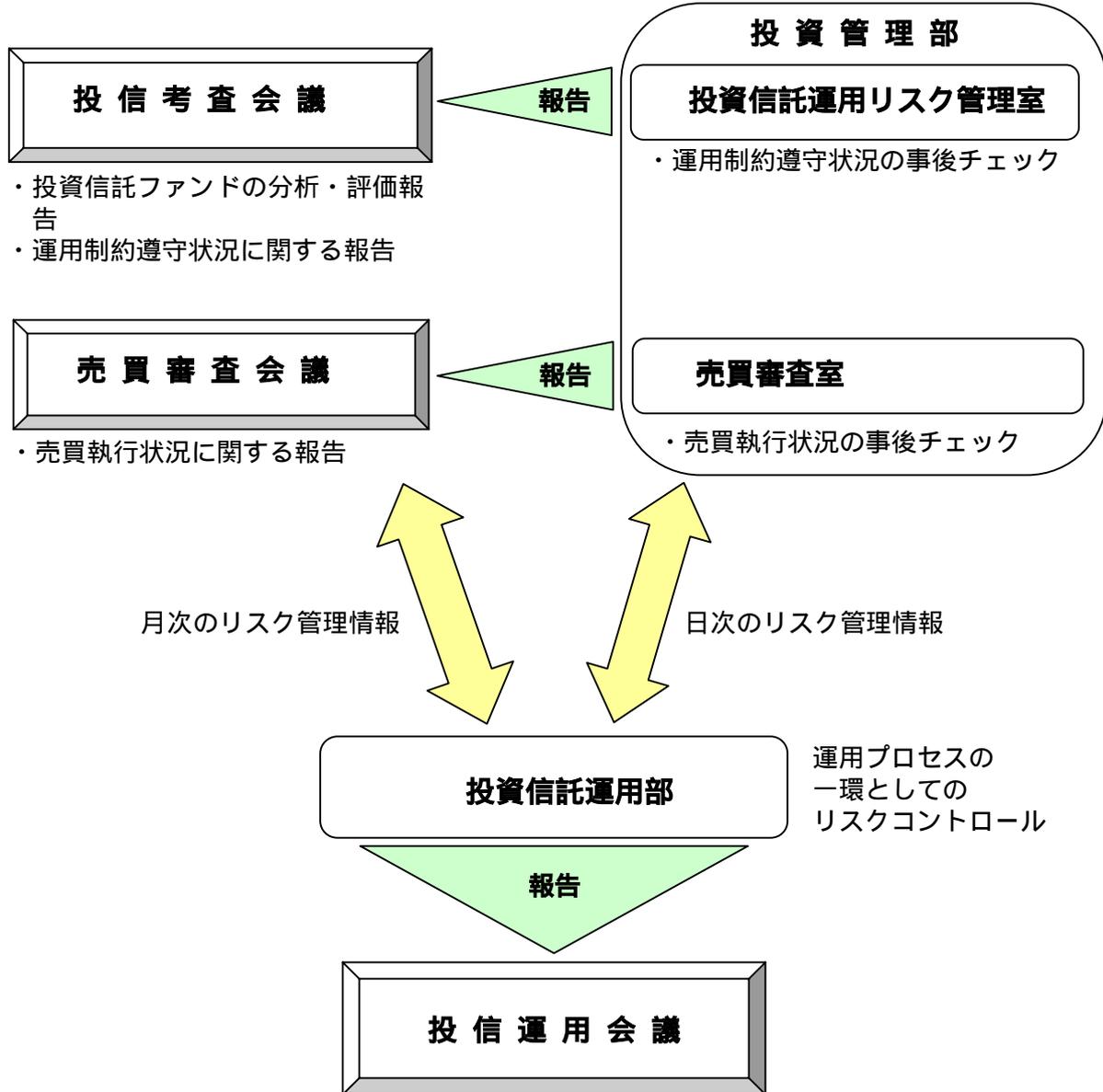
#### その他

ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

#### 分配金と基準価額に関する留意点

収益分配金は、信託財産から受益者に対して支払われるため、当該収益分配金の支払い後の信託財産は減少します。すなわち、収益分配金の支払いは、当該信託財産の減少額に応じてファンドの基準価額が下がる要因となります。

( 2 ) 投資リスク管理体制



1. 運用部門（上記図表）が必要に応じてザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーに報告を求め、ポートフォリオのリスク特性を分析・評価します。その内容については、投信運用会議で報告、協議します。
2. 投資信託運用リスク管理室（上記図表）が、ファンドの分析・評価および運用制約遵守状況の事後チェックを行い、投信審査会議で報告します。
3. 売買審査室（上記図表）が売買執行状況の事後チェックを行い、売買審査会議で報告します。

上記リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

## 手数料等および税金

### (1) 申込手数料

申込手数料(1万口当り)は、取扱販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額とします。

平成18年7月14日現在、手数料率の上限は、2.625%(税込)です。

各取扱販売会社が定める申込手数料率の最高値です。また、手数料率は変更となる場合があります。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、取扱販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

#### 1. 「一般コース」(収益分配金を受取るコース)の場合

) 口数単位

申込金額に、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した金額を申込代金として、取得申込時に取扱販売会社に支払います。

申込金額 = 取得申込日の翌営業日の基準価額(1口当り) × 取得申込口数

) 金額単位

申込代金を取得申込時に取扱販売会社に支払います。

申込代金から申込手数料および当該申込手数料に関する消費税等に相当する金額が差し引かれます。

#### 2. 「自動けいぞく投資コース」(収益分配金が自動的に再投資されるコース)の場合

申込代金を取得申込時に取扱販売会社に支払います。

申込代金から申込手数料および当該申込手数料に関する消費税等に相当する金額が差し引かれます。

取扱販売会社で支払いを受けた償還金をもって、このファンドの受益証券の取得申込を行う場合、その償還金の範囲内で取得する口数にかかる手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます(償還乗換優遇措置)。

取扱販売会社で支払いを受けた中途解約金をもって、このファンドの受益証券の取得申込をする場合の手数料率については、取扱販売会社が独自に定めることができます(換金乗換優遇措置)。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、分配金を再投資する場合は手数料はかかりません。

前記からについての詳細は、取扱販売会社にお問い合わせください。なお、取扱販売会社につきましては、前記「ファンドの基本情報 5. 当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

### (2) 換金(解約)手数料

ありません。

### (3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%(税込)の率をかけて得た金額とし、その配分は次のとおりです。

| 取扱販売会社毎の純資産総額         | 支払い先および配分(税込) |          |         |
|-----------------------|---------------|----------|---------|
|                       | 委託会社          | 取扱販売会社   | 受託会社    |
| 1,000億円以下の部分          | 年0.8400%      | 年0.6300% | 年0.105% |
| 1,000億円超 2,000億円以下の部分 | 年0.7875%      | 年0.6825% | 年0.105% |
| 2,000億円超の部分           | 年0.7350%      | 年0.7350% | 年0.105% |

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬(上記の委託会社が収受する配分額(税抜)に0.5をかけて得た金額)が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払います。

前記の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬を支払うときに信託財産中から支払います。

委託会社の直接募集による部分については、取扱販売会社分相当額を委託会社が受取ります。

#### (4) その他の手数料等

##### 証券取引に伴う手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

##### 信託財産の財務諸表の監査に要する費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけて計算し、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産より支払います。

| 純資産総額  |         |     | 監査報酬率（税込） |
|--------|---------|-----|-----------|
| 100億円超 |         | の部分 | 年0.00420% |
| 50億円超  | 100億円以下 | の部分 | 年0.00525% |
| 10億円超  | 50億円以下  | の部分 | 年0.00735% |
| 10億円   | 以下      | の部分 | 年0.04200% |

##### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

##### 借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

##### 信託財産留保額

ありません。

#### (5) 課税上の取扱い

##### a 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を差し引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については各取扱販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

b 課税対象について  
収益分配金

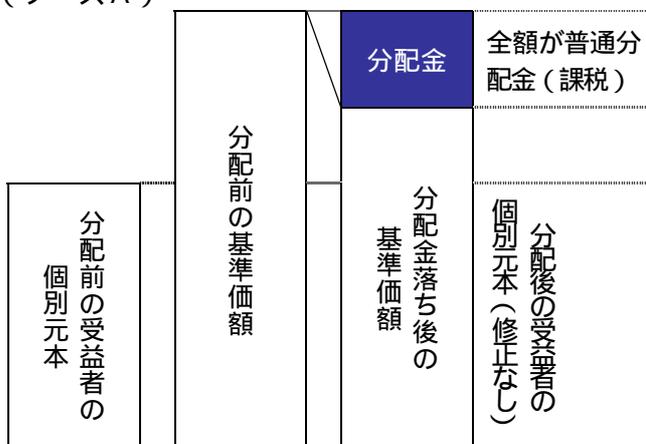
「普通分配金」に対して課税されます。

収益分配金には「普通分配金」と「特別分配金」の区分があります。

- 1. 普通分配金 収益分配金のうち、特別分配金以外の部分で、課税扱いの分配金です。
- 2. 特別分配金 収益分配金のうち、受益者毎の個別元本の一部払い戻しに相当する部分で、非課税扱いの分配金です。

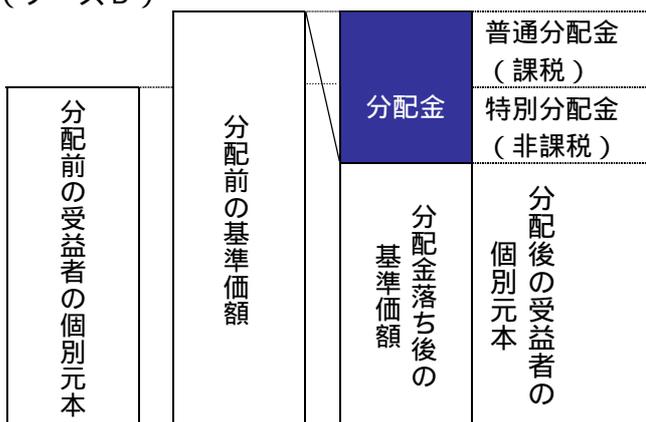
イメージ図

(ケースA)



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合は収益分配金の全額が普通分配金となります。

(ケースB)



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を差し引いた額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を差し引いた額が、その後の受益者の個別元本となります。

一部解約および償還

解約価額および償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買取り

買取差益 に対して課税されます。

買取価額と取得価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等も含まれます。）の差額です。

買取りの取扱いにつきましては、取扱販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各取扱販売会社にお問い合わせください。

c 個人、法人別の課税の取扱い

個人の場合

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 収益分配金       | <ul style="list-style-type: none"> <li>普通分配金に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率により源泉徴収されます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告不要制度が適用されます。確定申告の必要はありませんので、10%の源泉分離課税と実質的に同じこととなります。</li> <li>確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。</li> </ul>   |
| 一部解約時 / 償還時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率により源泉徴収されます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式等の売買益との通算が可能となります。</li> <li>当ファンドについては、配当控除の適用がありません。</li> <li>左記 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日以降、20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。</li> </ul> |
| 買取時         | <ul style="list-style-type: none"> <li>買取請求時の 1 万口当りの手取額は、税法上の一定の要件を満たしている場合には、買取請求受付日の翌営業日の基準価額となります。それ以外の場合には、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、個別元本超過額の 7%（当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる所得税に相当する金額）を差し引いた金額となります。</li> <li>買取差益は、譲渡所得として 10%（所得税 7%および地方税 3%）の申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。</li> <li>買取時の損益については、確定申告により、株式等の売買損益との通算が可能となります。</li> <li>平成 20 年 1 月 1 日以降の買取差益にかかる申告分離課税の税率は、20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。</li> </ul> |  |

## 法人の場合

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 収益分配金          | <ul style="list-style-type: none"> <li>普通分配金に対して7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率により源泉徴収されます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>当ファンドについては、益金不算入制度が適用されません。</li> </ul>   |
| 一部解約時<br>/ 償還時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率により源泉徴収されます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>左記7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率は、平成20年4月1日以降、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）となる予定です。</li> </ul> |
| 買取時            | <ul style="list-style-type: none"> <li>買取請求時の1万口当りの手取額は、税法上の一定の要件を満たしている場合には、買取請求受付日の翌営業日の基準価額となります。それ以外の場合には、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、個別元本超過額の7%（当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる所得税に相当する金額）を差し引いた金額になります。</li> </ul> |   |

非課税扱いの投資家については、上記の課税対象については課税されません。  
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

## 管理および運営の概要

### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

1. 受益証券の基準価額は、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差し引いた金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
2. ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下のとおりです。

| 主な投資資産 | 評価方法の概要               |
|--------|-----------------------|
| 外国債券   | 価格情報会社の提供する価額等で評価します。 |

3. 外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは前記「 ファンドの基本情報 5. 当ファンドについてのご照会先」にお問い合わせください。

#### 保管

##### 1. 受益証券の保管

取扱販売会社は、受益証券を原則として、取扱販売会社と受益証券の取得申込者との間に結ばれた自動けいぞく（累積）投資契約および保護預り契約に基づいて、保護預り会社または取扱販売会社において、混蔵保管します。なお、委託会社の直接募集による受益証券については、受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて、保護預り会社において混蔵保管します。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

##### 2. ファンド資産の保管

信託財産に属する有価証券等資産の管理保管は、原則として受託会社が行います。この場合、有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載を行いません。

#### 信託期間

無期限です。

#### 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、10 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 10 年 7 月 31 日から平成 10 年 10 月 15 日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

#### その他

##### 1. 償還条件

）ファンドの信託期間は無期限ですが、下記の事項に該当する事由が生じた場合には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の信託約款に定める所定の手続きを経て、信託を終了することがあります。

- a. ファンドの一部を解約することによりファンドの受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 30 億口を下回ることとなったとき

- b. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- c. やむを得ない事情が発生したとき
- 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目(信託終了日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)からお支払いします。お手持り額は、償還価額(1万口当り)から所得税および地方税を差し引いた額となります。(個人受益者の場合)
- )委託会社は、前記 )により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- )前記 )の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- )前記 )の一定の期間内に異議を申し立てた受益者の受益権口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 )の信託契約の解約をしません。
- )委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- )前記 )から )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 )の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
- )委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。
- )委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、このファンドは、後記「3. 信託約款の変更 )」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社の間において存続します。
- )受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は後記「3. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
2. 運用報告書の作成
- 委託会社は、ファンドの4月および10月の信託財産の計算期間の末日ごとに期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを委託会社または取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
3. 信託約款の変更
- )委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- )委託会社は、前記 )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- )前記 )の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を記載します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- )前記 )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 )の信託約款の変更をしません。

）委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。

）委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは前記（ ）から（ ）の規定にしたがいます。

）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記（ ）から（ ）の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記（ ）の書面の交付を原則として行いません。

#### 4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### (2) 受益者の権利等

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

#### 1. 一般コースの場合

）収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

）収益分配金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行います。

）受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 2. 自動けいぞく投資コースの場合

）自動けいぞく（累積）投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を取扱販売会社に交付します。この場合、取扱販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に関する受益証券の売付けを行います。

）委託会社は、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する収益分配金（受益者が保有する受益証券の全部もしくは一部について委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をファンドの受益証券の取得申込金として、受益者ごとに当該収益分配金の再投資に関する受益証券の取得申込みに応じたものとします。

）委託会社は、前記（ ）の受益者がその所有する受益証券の全部の口数についてファンドの一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記（ ）の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

（注） ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加し

た受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金に対する請求権

1. 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利があります。
2. 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
3. 償還金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。
4. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 一部解約請求権

受益者には、持分に応じて一部解約を請求する権利があります。権利行使の方法等についての概要は、前記「ファンドの基本情報 4 お申込みの手引き ご換金に関しては…」の項をご参照ください。

#### 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

前記「(1) 資産管理等の概要 その他 1. 償還条件」に規定する信託契約の解約または前記「(1) 資産管理等の概要 その他 3. 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、「1. 償還条件 )」または「3. 信託約款の変更 )」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、所有する受益証券の信託財産による買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

## 財務ハイライト情報

- 1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載している、「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第4条の規定により注記される事項（以下「重要な会計方針」という。）を抜粋して記載しております。  
なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務ハイライト情報は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第15特定期間（平成17年4月16日から平成17年10月17日まで）及び第16特定期間（平成17年10月18日から平成18年4月17日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。  
その監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）に記載している財務諸表の直前に添付しております。

## ニッセイ/パトナム・インカムオープン

## 1 貸借対照表

| 区分       | 第 15 特定期間<br>(平成 17 年 10 月 17 日現在) | 第 16 特定期間<br>(平成 18 年 4 月 17 日現在) |
|----------|------------------------------------|-----------------------------------|
|          | 金額 (円)                             | 金額 (円)                            |
| 資産の部     |                                    |                                   |
| 流動資産     |                                    |                                   |
| 預金       | 28,665,807,485                     | 85,651,343,587                    |
| 金銭信託     | 530,395,258                        | 287,027,997                       |
| コール・ローン  | 3,218,350,121                      | 1,734,274,884                     |
| 国債証券     | 185,197,837,775                    | 121,077,976,753                   |
| 地方債証券    | 253,131,021                        | 253,656,218                       |
| 特殊債券     | 302,055,262,034                    | 292,962,177,868                   |
| 社債券      | 436,070,535,867                    | 395,938,895,002                   |
| 投資証券     | -                                  | 240,473,200                       |
| 派生商品評価勘定 | 67,050,000                         | 19,202,000                        |
| 未収入金     | 32,474,606,068                     | 40,784,242,356                    |
| 未収利息     | 9,870,490,132                      | 6,967,405,109                     |
| 前払費用     | 906,305,570                        | 667,657,025                       |
| その他未収収益  | 345,508,242                        | 691,804,308                       |
| 差入委託証拠金  | -                                  | 2,971,561,146                     |
| 流動資産合計   | 999,655,279,573                    | 950,247,697,453                   |
| 資産合計     | 999,655,279,573                    | 950,247,697,453                   |
| 負債の部     |                                    |                                   |
| 流動負債     |                                    |                                   |
| 売付債券     | -                                  | 1,027,421,239                     |
| 未払金      | 32,340,324,427                     | 137,678,611,673                   |
| 未払収益分配金  | 12,212,541,833                     | 9,656,962,041                     |
| 未払解約金    | 2,873,677,235                      | 2,136,816,321                     |
| 未払受託者報酬  | 258,795,413                        | 218,248,209                       |
| 未払委託者報酬  | 3,623,136,030                      | 3,055,475,282                     |
| その他未払費用  | 10,495,084                         | 8,868,622                         |
| 流動負債合計   | 51,318,970,022                     | 153,782,403,387                   |
| 負債合計     | 51,318,970,022                     | 153,782,403,387                   |
| 純資産の部    |                                    |                                   |
| 元本       |                                    |                                   |
| 元本       | 1,285,530,719,271                  | 1,072,995,782,414                 |
| 剰余金      |                                    |                                   |
| 期末欠損金    | 337,194,409,720                    | 276,530,488,348                   |
| 純資産合計    | 948,336,309,551                    | 796,465,294,066                   |
| 負債・純資産合計 | 999,655,279,573                    | 950,247,697,453                   |

## 2 損益及び剰余金計算書

| 区分                | 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日) | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日) |
|-------------------|--|--|
|                   | 金額(円)  | 金額(円)  |
| 経常損益の部            |  |  |
| 営業損益の部            |  |  |
| 営業収益              |  |  |
| 受取利息              | 31,829,162,499   | 27,948,806,550   |
| 有価証券売買等損益         | 19,761,480,543   | 26,301,494,583   |
| 派生商品取引等損益         | -  | 320,234,209  |
| 為替差損益             | 49,501,043,428   | 34,891,877,422   |
| その他収益             | 345,642,460  | 371,247,538  |
| 営業収益合計            | 61,914,367,844   | 37,230,671,136   |
| 営業費用              |  |  |
| 受託者報酬             | 512,223,963  | 459,191,592  |
| 委託者報酬             | 7,171,136,055  | 6,428,682,865  |
| その他費用             | 113,748,856  | 88,201,552   |
| 営業費用合計            | 7,797,108,874  | 6,976,076,009  |
| 営業利益              | 54,117,258,970   | 30,254,595,127   |
| 経常利益              | 54,117,258,970   | 30,254,595,127   |
| 当期純利益             | 54,117,258,970   | 30,254,595,127   |
| 一部解約に伴う当期純利益分配額   | 1,089,303,257  | 6,270,519,409  |
| 期首欠損金             | 378,135,144,962  | 337,194,409,720  |
| 欠損金減少額            | 45,831,049,055   | 69,274,485,605   |
| (当期一部解約に伴う欠損金減少額) | (45,831,049,055)                                       | (69,274,485,605)                                       |
| (当期追加信託に伴う欠損金減少額) | (-)  | (-)  |
| 欠損金増加額            | 33,843,623,142   | 12,630,247,810   |
| (当期一部解約に伴う欠損金増加額) | (-)  | (-)  |
| (当期追加信託に伴う欠損金増加額) | (33,843,623,142)                                       | (12,630,247,810)                                       |
| 分配金               | 24,074,646,384   | 19,964,392,141   |
| 期末欠損金             | 337,194,409,720  | 276,530,488,348  |

## 重要な会計方針

| 項目                          | 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日)  | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日)  |
|-----------------------------|---|---|
| 1 .有価証券の評価基準及び<br>評価方法      | <p>( 1 ) 国債証券・地方債証券・特殊<br/>債券・社債券・売付債券<br/>個別法に基づき、時価で評価して<br/>おります。<br/>時価評価にあたっては、価格情報<br/>会社の提供する価額等で評価して<br/>おります。</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p>( 2 ) コマーシャル・ペーパー<br/>償還までの残存期間が 1 年以内<br/>のコマーシャル・ペーパーについて<br/>は、償却原価法によっております。</p> | <p>( 1 ) 国債証券・地方債証券・特殊<br/>債券・社債券・売付債券<br/>同左</p> <p>( 2 ) 投資証券<br/>移動平均法に基づき、時価で評価<br/>しております。<br/>時価評価にあたっては、証券取引<br/>所における特定期間末日に知りう<br/>る直近の日の最終相場によってお<br/>ります。</p> <p style="text-align: center;">-</p> |
| 2 .デリバティブの評価基準<br>及び評価方法    | <p style="text-align: center;">-</p> <p>為替予約取引<br/>個別法に基づき、わが国における<br/>特定期間末日の対顧客先物売買相<br/>場の仲値で評価しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評<br/>価勘定は、為替送金に伴う為替予<br/>約取引に係るものであります。</p>  | <p>( 1 ) 国債先物取引<br/>個別法に基づき、時価で評価して<br/>おります。<br/>時価評価にあたっては、証券取引<br/>所の発表する特定期間末日に知り<br/>うる直近の日の清算値段によって<br/>おります。</p> <p>( 2 ) 為替予約取引<br/>同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p>                      |
| 3 . 外貨建資産・負債の本<br>邦通貨への換算基準 | <p>外貨建資産・負債の円換算<br/>信託財産に属する外貨建資産・負<br/>債の円換算は、わが国における特<br/>定期間末日の対顧客電信売買相<br/>場の仲値によって計算しております。</p>  | <p>外貨建資産・負債の円換算<br/>同左</p>  |

| 項目             | 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日)  | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日)  |
|----------------|---|---|
| 4 .収益及び費用の計上基準 | 為替予約取引による為替差損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。  | 派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。   |
| 5 . その他        | <p>( 1 ) 外貨建資産等の会計処理<br/>外貨建資産等については、投資信託財産計算規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>( 2 ) ファンドの計算期間及び特定期間<br/>当ファンドの計算期間は、原則として毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、及び 10 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで、又特定期間は原則として、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から翌年 4 月 15 日までとしておりますが、当特定期間末日が休業日のため、平成 17 年 4 月 16 日から平成 17 年 10 月 17 日までとなっております。</p> | <p>( 1 ) 外貨建資産等の会計処理<br/>同左</p> <p>( 2 ) ファンドの計算期間及び特定期間<br/>当ファンドの計算期間は、原則として毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、及び 10 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで、又特定期間は原則として、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から翌年 4 月 15 日までとしておりますが、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成 17 年 10 月 18 日から平成 18 年 4 月 17 日までとなっております。</p> |

## その他の情報

### 1 信託約款に定める投資対象

(1) ファンドは、主に次の有価証券を投資対象とします。(約款第19条第1項)

株券または新株引受権証券

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

コマーシャル・ペーパー

外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)

および新株予約権証券

証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

外国法人が発行する譲渡性預金証券

貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

外国法人に対する権利で の権利の性質を有するもの

なお、 の証券または証書および の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券のうち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 および の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(2) ファンドは前記(1)に掲げる有価証券のほかに、次に掲げる金融商品により運用することができます。(約款第19条第2項)

預金

指定金銭信託

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

(3) 前記(1)にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記(2) から までに掲げる金融商品により運用することができます。(約款第19条第3項)

### 2 その他の投資制限

(1) 投資信託証券への投資割合(約款第19条第5項)

信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(2) 投資する株式等の範囲(約款第21条)

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記 にかかわらず、下記1. から3. に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権

証券および新株予約権証券、外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、投資することができます。

1. 証券取引法第24条の規定に基づいて有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を継続的に提出している発行会社または証券取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を提出している発行会社
2. 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手出来る発行会社
3. 公認会計士または監査法人により、証券取引法または株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査が行なわれ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手出来る発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(3) 信用取引の範囲（約款第23条）

信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。

前記の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等により、前記の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

(4) 先物取引等（約款第24条）

わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

わが国の取引所における通貨に関する先物取引ならびに外国の取引所における通貨に関する先物取引および先物オプション取引を行うことができます。

わが国の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

(5) スワップ取引（約款第25条）

信託財産を効率的に運用するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引にあたっては、当該信託財産に関するスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

(6) 金利先渡取引および為替先渡取引（約款第26条）

信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な

ものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。

金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

(7) 有価証券の貸付け (約款第 28 条)

信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 1. および 2. の範囲内で貸付けることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前記 に定める限度額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約します。

有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行います。

(8) 公社債の空売り (約款第 29 条)

信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債 (信託財産により借入れた公社債を含みます。) の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。

前記 の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等により、前記 の売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

(9) 公社債の借入れ (約款第 30 条)

信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行います。

前記 は、当該借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等により、前記 の借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。

前記 の借入れに関する品借料は信託財産中から支払います。

(10) 外国為替予約等 (約款第 32 条)

信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

前記 の予約取引は、信託財産に関する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

前記 の限度額を超えた場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行います。

予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(約款第 7 条第 4 項)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。(約款第 31 条)

(11) 資金の借入れ (約款第 40 条)

信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを

目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができます。  
なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支払われます。

- (12) デリバティブ評価損(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号) 委託会社は、運用指図を行う信託財産について、次の行為を行ってはならないことになっております。

信託財産の純資産総額に100分の50をかけて得られる額が当該信託財産に関する次のおよびに掲げる額(これに関する取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を差し引いた額とする。)ならびにに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に関する有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図すること。

当該信託財産に関する先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に関するものを除く。)

当該信託財産に関する有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に関するものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに関する帳簿価額を差し引いた金額であって評価損となるもの

当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に関する時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

### 3 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行うことができます。

名義書換手続きは委託会社(本店)にて行うものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。

名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴収しません。

- (2) 受益者名簿

作成しません。

- (3) 受益者に対する特典

ありません。

- (4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(注)

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

#### 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 4 投資信託説明書(請求目論見書)の項目

証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 13 条第 2 項第 2 号に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書(請求目論見書)に記載している項目名は次のとおりです。

投資信託説明書(請求目論見書)は、取扱販売会社にご請求いただければ、当該取扱販売会社を通じて交付いたします。

ファンドの沿革  
手続等

- 1．申込（販売）手続等
- 2．換金（解約）手続等  
手続等の概要を前記「 ファンドの基本情報 4．お申込みの手引き」に記載しています。

#### 管理および運営

- 1．資産管理等の概要
- 2．受益者の権利等  
管理および運営の概要を前記「 管理および運営の概要」に記載しています。

#### ファンドの経理状況

- 1．財務諸表  
貸借対照表、損益及び剰余金計算書等を前記「 財務ハイライト情報」に記載しています。

- 2．ファンドの現況  
設定および解約の実績

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託会社は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。当該信託約款変更適用後は、目論見書本文の該当箇所について下記変更内容のとおり読み替えてご参照ください。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|--|---|
| <p>( 当初の受益者 )</p> <p>第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>( 受益権の分割および再分割 )</p> <p>第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 33,309,800,000 口 に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。<br/>委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>( 受益権の帰属と受益証券の不発行 )</p> <p>第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をい</u></p> | <p>( 当初の受益者 )</p> <p>第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>( 受益権の分割および再分割 )</p> <p>第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 33,309,800,000 口 に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。<br/>委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>( 受益証券の発行 )</p> <p>第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する<u>収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u></p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )                                |
|---|---|
| <p><u>い、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u></p> <p><u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。</u></p> <p><u>委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</u></p> <p><u>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益</u></p> | <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|--|---|
| <p><u>証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 51 条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。</u></p> <p><u>（受益権の設定に係る受託者の通知）</u></p> <p>第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p><u>（受益権の申込単位および価額等）</u></p> <p>第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として委託者が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合において、第 50 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める自動けいぞく（累積）投資約款による契約（以下「別に定める契約」</p> | <p><u>（受益証券の発行についての受託者の認証）</u></p> <p>第 10 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p><u>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</u></p> <p><u>（受益証券の申込単位および価額等）</u></p> <p>第 11 条 委託者は、第 9 条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、最低申込単位を 1 口単位として委託者が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合において、第 50 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 9 条の規定により発行された受益証券を、その取得申</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|---|--|
| <p>といたします。)を結んだ<u>受益権取得申込者</u>に限り、1口単位をもって<u>取得申込</u>に応じることができるものとします。</p> <p>第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第51条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、受益者が第50条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、</p> | <p>込者に対し、最低申込単位を1口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって売却します。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ<u>受益証券取得申込者</u>に限り、1口単位をもって売却することができるものとします。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>受益証券の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、受益者が第50条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|---|---|
| <p>証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。</u></p>   | <p>証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益証券の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。</u></p>  |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>   | <p>( 受益証券の種類 )</p>  |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>   | <p><u>第12条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、5億口券および10億口券の18種類とします。</u></p>                         |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>   | <p><u>別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社（以下「保護預り会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</u></p> |
| <p>( 受益権の譲渡に係る記載または記録 )</p>   | <p>( 受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き )</p>   |
| <p><u>第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</u></p>  | <p><u>第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</u></p>  |
| <p><u>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</u></p> | <p><u>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</u></p>   |
| <p><u>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権</u></p>   | <p><u>前項の規定による名義書換の手続きは、第43条に規定する毎計算期間の末日の翌日</u></p>  |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|--|--|
| <p><u>が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</u></p>                        | <p><u>から 15 日間停止します。</u></p>   |
| <p>( 受益権の譲渡の対抗要件 )</p>   | <p>( 記名式の受益証券譲渡の対抗要件 )</p>   |
| <p>第14条 <u>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p>   | <p>第14条 <u>記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p>  |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>( 無記名式の受益証券の再交付 )</p>   |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>第15条 <u>委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u></p>  |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>( 記名式の受益証券の再交付 )</p>  |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>第16条 <u>委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u></p>   |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>( 受益証券を毀損した場合等の再交付 )</p>  |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>第17条 <u>委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって、受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</u></p>                                    |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>( 受益証券の再交付の費用 )</p>   |
| <p>&lt; 削除 &gt;</p>  | <p>第18条 <u>委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</u></p>   |
| <p>( 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 )</p>  | <p>( 収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責 )</p>   |
| <p>第49条 <u>受託者は、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日の前日および第50条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一</u></p> | <p>第49条 <u>受託者は、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日の前日および第50条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第50条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一</u></p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|--|---|
| <p>部解約金については第50条第 6 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。</p> <p>( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )</p> <p>第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権の売付け</u>を行います。当該売付けにより増加した受益権は、<u>第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する<u>受益権</u>の全部もしくは一部について委託者</p> | <p>部解約金については第50条第 6 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により<u>委託者</u>に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。</p> <p>( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )</p> <p>第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引き換えに</u>受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の売付け</u>を行います。</p> <p>委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金(受益者が自己の<u>有する受益証券</u>の全部もしくは一部について委託</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|---|--|
| <p>に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた<u>受益権</u>に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の<u>受益権</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申込に応じたものとします。<u>当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>委託者は、第3項の受益者が自己に帰属する<u>受益権</u>の全部の口数について第54条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該<u>受益権</u>に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)</u>に支払います。<u>なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u><u>また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u></p> <p>一部解約金は、<u>第54条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p>前各項(第2項および第3項を除く。)に</p> | <p>者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の<u>受益証券</u>の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の申込に応じたものとします。</p> <p>委託者は、第3項の受益者が<u>その有する受益証券</u>の全部の口数について第54条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。</p> <p>償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引き換え</u>に受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。</p> <p>前各項(第2項および第3項を除く。)に</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|---|---|
| <p>規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p>   | <p>規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p><u>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 5 項および第 6 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。</u></p> <p><u>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</u></p> |
| <p>( <u>委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関</u> )</p> <p>第 51 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる<u>受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。</u></p>  | <p>( <u>受益証券の保護預り</u> )</p> <p>第 51 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる<u>第 9 条の規定により発行された受益証券を受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。</u></p>  |
| <p>( 収益分配金および償還金の時効 )</p> <p>第 52 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第 50 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>( <u>受益権の買取り</u> )</p> <p>第 53 条 委託者の指定する証券会社および登録金</p> | <p>( 収益分配金および償還金の時効 )</p> <p>第 52 条 受益者が、収益分配金については第 50 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第 50 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p> <p>( <u>受益証券の買取り</u> )</p> <p>第 53 条 委託者の指定する証券会社および登録金</p>   |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|---|---|
| <p>融機関は、平成 11 年 1 月 18 日以降において、受益者の請求があるときは、1 口単位または 1 万口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる<u>受益権</u>については 1 口単位）をもってその<u>受益権</u>を買取ります。ただし、次の事由により、平成 11 年 1 月 17 日以前に受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）から買取りの請求がある場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、その<u>受益権</u>を買い取ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受益者が死亡したとき</li> <li>2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき</li> <li>3. 受益者が破産宣告を受けたとき</li> <li>4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき</li> <li>5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する証券会社および登録金融機関が認めるとき</li> </ol> <p>前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、買取りの請求を受付けないものとします。</p> <p>第 1 項の<u>受益権</u>の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。</p> <p><u>受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u></p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事</p> | <p>融機関は、平成 11 年 1 月 18 日以降において、受益者の請求があるときは、1 口単位または 1 万口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>については 1 口単位）をもってその<u>受益証券</u>を買取ります。ただし、次の事由により、平成 11 年 1 月 17 日以前に受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）から買取りの請求がある場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、その<u>受益証券</u>を買い取ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受益者が死亡したとき</li> <li>2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき</li> <li>3. 受益者が破産宣告を受けたとき</li> <li>4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき</li> <li>5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する証券会社および登録金融機関が認めるとき</li> </ol> <p>前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、買取りの請求を受付けないものとします。</p> <p>第 1 項の<u>受益証券</u>の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|--|--|
| <p>情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による<u>受益権</u>の買取りを中止することができます。</p> <p>— 前項により<u>受益権</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。</p>   | <p>情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による<u>受益証券</u>の買取りを中止することができます。</p> <p>— 前項により<u>受益証券</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。</p>  |
| <p>( 一部解約 )</p> <p>第54条 受益者 ( 委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。 ) は、自己に<u>帰属する受益権</u>につき、平成 1 1 年 1 月 1 8 日以降において、委託者に 1 口単位または 1 万口単位として委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が定める単位 ( 委託者の自らの募集にかかる<u>受益権</u> ( 受益者が自己に<u>帰属する受益権</u>の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた<u>受益権</u>を除きます。 ) 別に定める契約にかかる<u>受益権</u>または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に<u>帰属する受益権</u>については 1 口単位 ) をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成 1 1 年 1 月 1 7 日以前に受益者 ( 受益者死亡の場合には、その相続人 ) は、自己に<u>帰属する受益権</u>につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 受益者が死亡したとき</li> <li>2 . 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき</li> <li>3 . 受益者が破産宣告を受けたとき</li> <li>4 . 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき</li> <li>5 . その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき</li> </ol> | <p>( 一部解約 )</p> <p>第54条 受益者 ( 委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。 ) は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、平成 1 1 年 1 月 1 8 日以降において、委託者に 1 口単位または 1 万口単位として委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が定める単位 ( 委託者の自らの募集にかかる<u>受益証券</u> ( 受益者が自己の<u>有する受益証券</u>の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた<u>受益証券</u>を除きます。 ) 別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の<u>所有</u>にかかる<u>受益証券</u>については 1 口単位 ) をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成 1 1 年 1 月 1 7 日以前に受益者 ( 受益者死亡の場合には、その相続人 ) は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 受益者が死亡したとき</li> <li>2 . 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき</li> <li>3 . 受益者が破産宣告を受けたとき</li> <li>4 . 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき</li> <li>5 . その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき</li> </ol> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|---|--|
| <p>前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受付けないものとします。</p> <p>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。<u>なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれ</u>ます。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行なわれる当該請求については、振替受益権となる<u>ことが確実な受益証券をもって行なうものとします。</u>この場合において、受益者が第 1 項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実</p> | <p>前項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の請求を受付けないものとします。</p> <p>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p><u>受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</u>この場合において、受益者が第 1 項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|--|--|
| <p>行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>( 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い )</p> <p><u>第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>( 反対者の買取請求権 )</p> <p>第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に<u>帰属する受益権</u>を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p> <p>前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関の協議により決定するものとします。</p> <p>附則第1条 第50条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の<u>受益権</u>の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金( 信託金総額を総</p> | <p>行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>( 反対者の買取請求権 )</p> <p>第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の<u>有する受益証券</u>を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p> <p>前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関の協議により決定するものとします。</p> <p>附則第1条 第50条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の<u>受益証券</u>の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金( 信</p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )   | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|--|--|
| <p>口数で除して得た額)とみなすものとします。</p> <p>附則第 2 条 <u>平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 18 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> | <p>託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。</p> <p>附則第 2 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p><u>平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</u></p> <p><u>委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る</u></p> |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 ) | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )   |
|--------------------|--|
| < 削除 >             | <p><u>受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。</u></p>   |
| < 削除 >             | <p><u>受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとし、なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、</u></p> |
| < 削除 >             | <p><u>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。</u></p>   |
| < 削除 >             | <p><u>委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降とな</u></p>  |

| ( 重大な約款変更後の約款の内容 )  | ( 平成 18 年 7 月 14 日現在の約款の内容 )  |
|---|---|
| <p data-bbox="181 517 280 546">&lt; 削除 &gt;</p> <p data-bbox="181 1155 280 1184">&lt; 削除 &gt;</p> <p data-bbox="181 1453 280 1482">( 付表 )</p> <p data-bbox="181 1496 798 1823">2 . 約款第11条の「自動けいぞく ( 累積 ) 投資約款」とは、この信託について<u>受益権取得申込者</u>と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく ( 累積 ) 投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく ( 累積 ) 投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p> | <p data-bbox="906 219 1445 506"><u>るものを含みます。)</u>を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、<u>信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし</u>ます。</p> <p data-bbox="906 517 1445 1144"><u>委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者 ( 一部解約の実行の請求の場合に限ります。)</u> 委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし<u>ます。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に、一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該各請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし</u>ます。</p> <p data-bbox="906 1155 1445 1402"><u>委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</u></p> <p data-bbox="828 1453 927 1482">( 付表 )</p> <p data-bbox="828 1496 1445 1823">2 . 約款第11条の「自動けいぞく ( 累積 ) 投資約款」とは、この信託について<u>受益証券取得申込者</u>と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく ( 累積 ) 投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく ( 累積 ) 投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p> |

投資信託説明書

(請求目論見書)

2006.07

# ニッセイ／パトナム・ インカムオープン

---

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資可能



NISSAY  
ASSET MANAGEMENT

ニッセイアセットマネジメント株式会社

[本文書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。]

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 1 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 1 月 14 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成 18 年 7 月 14 日に関東財務局長に提出しております。
2. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のもとなります。
3. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、投資元本および利回りの保証はありません。
4. 「ニッセイ/パトナム・インカムオープン」は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
5. 証券会社以外で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

#### < 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項 >

ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落、組入債券の発行体の倒産または財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

## 投資信託説明書（請求目論見書）

### 目次

|                   | 頁  |
|-------------------|----|
| ファンドの沿革 .....     | 1  |
| 手続等 .....         | 1  |
| 1 申込（販売）手続等 ..... | 1  |
| 2 換金（解約）手続等 ..... | 2  |
| 管理および運営 .....     | 5  |
| 1 資産管理等の概要 .....  | 5  |
| 2 受益者の権利等 .....   | 10 |
| ファンドの経理状況 .....   | 12 |
| 設定および解約の実績 .....  | 52 |

# ファンドの沿革

平成 10 年 7 月 31 日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## 手続等

### 1 申込（販売）手続等

#### （1）買付可能期間

受益証券の取得申込みは、取扱販売会社において、申込期間の毎営業日に受付けます（ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合には、原則として受益証券の取得申込みの受付けは行いません。）。申込みの受付けは原則として午後 3 時までとしますが、わが国の証券取引所が半日立会日の場合の受付けは午前 11 時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

#### （2）買付単位・買付価額

受益証券の取得申込者は、委託会社または取扱販売会社において、受益証券を「一般コース」の場合は 1 万口以上 1 万口単位もしくは 1 万円以上 1 円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は 1 万円以上 1 円単位（収益分配金の再投資の場合は 1 口単位）で購入することができます。ただし、取扱販売会社により申込単位が異なる場合があります。また、確定拠出年金制度にかかる積立金等の申込みについては、1 円以上 1 円単位とします。

受益証券の取得申込日の申込手数料（1 万口当り）は、取扱販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額にかけて得た金額とします。

平成 18 年 7 月 14 日現在、手数料率の上限は、2.625%（税込）です。

各取扱販売会社が定める申込手数料率の最高値です。また、手数料率は変更となる場合があります。

受益証券の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。ただし、受益者が「一般コース」の金額単位もしくは「自動けいぞく投資コース」で受益証券の取得申込を行った場合には、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は申込代金から差し引くものとします。

なお、受益者が収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （3）その他

委託会社は、このファンドについて、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

「一般コース」を選択した受益証券の取得申込者が受益証券の保護預りを希望する場合には、取扱販売会社との間で「受益証券の保護預りに関する契約」を締結します。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益証券の取得申込者は、取扱販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって「自動けいぞく（累積）投資契約」と「受益証券の保護預りに関する契約」を締結します。

前記 および の規定にかかわらず、委託会社に対して受益証券の取得申込みを行う場合は、受益証券の取得申込者と委託会社の指定する保護預り会社との間で「受益証券の保護預りに関する契約」を締結します。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

取扱販売会社によっては、「受益証券の保護預りに関する契約」「自動けいぞく（累積）投

資約款」と同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は委託会社または取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託会社または取扱販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

## 2 換金（解約）手続等

### (1) 一部解約

受益者（取扱販売会社を含みます。）は、委託会社に1口単位または1万口単位として委託会社または取扱販売会社が定める単位で一部解約を請求することができます。

ただし、以下の受益証券を保有する受益者は、1口単位で一部解約を請求することができます。

1. 委託会社の直接募集による受益証券（受益者が、所有する受益証券の全部もしくは一部について、委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、その申し出を受付けた受益証券を除きます。）

2. 自動けいぞく（累積）投資契約に関する受益証券

3. 取扱販売会社が所有する受益証券

受益者の解約請求申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合には、原則として受益証券の一部解約の請求の受付けは行いません。

受益者が一部解約の請求をするときは、委託会社または取扱販売会社に対し、受益証券をもって行います。

委託会社は、一部解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、一部解約の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

換金（解約）手数料はありません。

手取額は、上記の一部解約の価額から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

一部解約の請求の受付けは、取扱販売会社の営業日の午後3時（わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の受付け

となります。

一部解約の価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社へは以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、取扱販売会社の営業所等において受益者に支払います。ただし、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する一部解約金は、委託会社で支払います。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、一部解約金の支払いの請求にあたっては、受益証券に記名し、届出印を押捺します。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についての責任を負いません。

受託会社は、支払開始日までに、一部解約金の全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。

## (2) 買取り

取扱販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として取扱販売会社が定める単位(自動けいぞく(累積)投資契約に関する受益証券については1口単位)をもってその受益証券を買取ります。

前記にかかわらず、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合には、受益証券の買取りの請求の受け付けを行いません。

受益証券の買取価額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた額とします。

換金手数料はありません。

買取請求時の1万口当りの手取り額は、税法上の一定の要件を満たしている場合には、源泉徴収税額に相当する金額は差し引かれず、買取請求日の翌営業日の基準価額となります。それ以外の場合には、買取請求日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う取扱販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額となります。

取扱販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、前記による受益証券の買取りを中止することができます。

受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、前記の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求の受け付けは、取扱販売会社の営業日の午後3時(わが国の証券取引所が半日立会日の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の受け付けとなります。

買取価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社へは以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

買取代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、取扱販売会社の営業所等において受益者に支払います。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

# 管理および運営

## 1 資産管理等の概要

### (1) 資産の評価

#### 基準価額の計算方法

1. 受益証券の基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差し引いた金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
2. ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下のとおりです。

| 主な投資資産 | 評価方法の概要               |
|--------|-----------------------|
| 外国債券   | 価格情報会社の提供する価額等で評価します。 |

3. 外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
4. 予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 基準価額（1万口当り）は、原則として、委託会社の各営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下同じ。）に計算されます。
6. 基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社 ホームページ

ホームページ アドレス <http://www.nam.co.jp>

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

#### 追加信託金等の計算

1. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に関する受益権の口数をかけた額とします。
2. 収益分配金、償還金および一部解約金に関する収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されます。
  - 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されます。
  - 2 「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されます。

### (2) 保管

#### 受益証券の保管

1. 取扱販売会社は、受益証券を原則として、取扱販売会社と受益証券の取得申込者との間に結ばれた自動けいぞく（累積）投資契約および保護預り契約に基づいて、保護預り会社または取扱販売会社において混蔵保管します。なお、委託会社の直接募集による受益証券については、受益者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて、保護預り会社において混蔵保管します。

ただし、受益者が所有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託会社または取扱販売会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益証券の取得の申込みをしないこと、および保護預り契約の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社または取扱販売会社が当該申し出を受けた受益証券については、この限りではありません。

2. 保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されません。
3. 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
4. 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託会社の定める手続きによって、受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記3.の規定を準用します。
5. 受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

#### ファンド資産の保管

信託財産に属する有価証券等資産の管理保管は、原則として受託会社が行います。この場合、有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載を行いません。

ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する有価証券等資産の管理保管を他の者に委任することができます。

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
2. 受託会社は、前記1.のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下の基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。
  - ）委託先の信用力に照らし、継続的に業務の遂行に懸念がないこと
  - ）委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - ）信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
  - ）内部管理に関する業務を適正に遂行するために体制が整備されていること
3. 受託会社は、前記2.に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前記2.の基準に適合していることを確認するものとします。
4. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づいて、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
5. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

(3) 信託期間  
無期限です。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年1月16日から4月15日まで、4月16日から7月15日まで、7月16日から10月15日まで、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成10年7月31日から平成10年10月15日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

#### (5) その他

##### 償還条件

ファンドの信託期間は、無期限ですが、委託会社は、下記1.から9.の規定にしたがいファンドを終了させることがあります。

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

）ファンドの一部を解約することによりファンドの受益権の口数が当初設定口数の10分の1または30億口を下回ることとなったとき

）この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

）やむを得ない事情が発生したとき

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目（信託終了日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）からお支払いします。お手持り額（1万口当り）は、償還価額から所得税および地方税を差し引いた額となります。（個人受益者の場合）

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を申し立てた受益者の受益権口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。

5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じており、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、このファンドは後記「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

##### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの4月および10月の信託財産の計算期間の末日ごとに期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これ

を委託会社または取扱販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

#### 受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がファンドの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

#### 受益証券の種類

1. 委託会社が発行する受益証券の種類は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、5億口券および10億口券の18種類とします。
2. 自動けいぞく（累積）投資契約および保護預り契約に基づいて取扱販売会社が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預り会社が保管する委託会社の直接募集による受益証券の種類は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。受益証券の記名式・無記名式への変更、名義書換手続き、記名式受益証券譲渡の対抗要件
1. 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
2. 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
3. 記名式の受益証券の譲渡は、前記2.の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 再投資の指図

委託会社は、有価証券等の売却代金、有価証券に関する償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に関する利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券に関する償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に関する利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
3. 前記1.および2.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 受託会社の自己または利害関係人等との取引

1. 受託会社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人、前記「(2)保管 ファンド資産の保管 2.」の信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託説明書（交付目論見書）の「その他の情報 1 信託約款に定める投資対象 (1)」に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
2. 前記1.の取扱いは、投資信託説明書（交付目論見書）の「その他の情報 2 その他の投資制限 (3) 信用取引の範囲から(7)有価証券の貸付まで、および(10)外国為替予約等、および(11)資金の借入れ」、前記「有価証券売却等の指図」および「再投資の指図」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合、あらか

- じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てることができる旨を記載します。なお、一定の期間は一ヵ月以上設けるものとします。
  4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
  5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記1.から5.の規定にしたがいます。
  7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記1.から5.の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記2.の書面の交付を原則として行ないません。

#### 反対者の買取請求権

前記「 償還条件」に規定する信託契約の解約または前記「 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、「 償還条件3.」または「 信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、所有する受益証券の信託財産による買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

#### 信託財産に関する報告

1. 受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
2. 受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに関する信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に関する契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と取扱販売会社との間で締結された「受益証券の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヶ月前までに委託会社、取扱販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「ニッセイノパトナム・インカムオープン投資一任契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの信託期間の最終日まで存続します。

## 2 受益者の権利等

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券の取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、受益証券の取得申込者に帰属します。

委託会社は、信託契約締結日の受益権については 33,309,800,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

ファンドの受益権は、信託の日時が異なることで差異が生じることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

一般コースの場合

1. 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
2. 収益分配金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行います。
3. 受託会社は、収益分配金について支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。
4. 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払いの請求にあたっては、収益分配金交付票に記名し、届出印を押捺します。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についての責任を負いません。
5. 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

自動けいぞく投資コースの場合

1. 自動けいぞく（累積）投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を取扱販売会社に交付します。この場合、取扱販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に関する受益証券の売付けを行います。
2. 委託会社は、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する収益分配金（受益者が保有する受益証券の全部もしくは一部について委託会社に対し、ファンドの収益分配金の再投資に関する受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託会社が、当該申し出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をファンドの受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に関する受益証券の取得申込みに応じたものとし、
3. 委託会社は、前記 2. の受益者がその所有する受益証券の全部の口数についてファンドの一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記 2. の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
4. 受託会社は、収益分配金について前記 1. の交付開始前までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。

注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して 5 営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

( 2 ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利があります。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して 5 営業日目)から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

償還金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行います。ただし、委託会社の直接募集による受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行います。

受託会社は、償還金について支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いについての責任を負いません。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、償還金の支払いの請求にあたっては、受益証券に記名し、届出印を押捺します。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についての責任を負いません。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

( 3 ) 一部解約請求権

受益者には、持分に応じて一部解約を請求する権利があります。

( 4 ) 買取請求権

受益者には、持分に応じて買取りを請求する権利があります。

( 5 ) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

( 6 ) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、所有する受益証券の信託財産による買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および取扱販売会社の協議により決定します。

## ファンドの経理状況

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第15特定期間(平成17年4月16日から平成17年10月17日まで)及び第16特定期間(平成17年10月18日から平成18年4月17日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年12月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

余詔豊 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

鈴木正彦 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成17年4月16日から平成17年10月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成17年10月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月14日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

業務執行社員

吉益 裕二 

指定社員

公認会計士

業務執行社員

鈴木 正彦 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成17年10月18日から平成18年4月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ/パトナム・インカムオープンの平成18年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

## ニッセイ/パトナム・インカムオープン

## (1) 貸借対照表

| 区分       | 第 15 特定期間<br>(平成 17 年 10 月 17 日現在) | 第 16 特定期間<br>(平成 18 年 4 月 17 日現在) |
|----------|------------------------------------|-----------------------------------|
|          | 金額 (円)                             | 金額 (円)                            |
| 資産の部     |                                    |                                   |
| 流動資産     |                                    |                                   |
| 預金       | 28,665,807,485                     | 85,651,343,587                    |
| 金銭信託     | 530,395,258                        | 287,027,997                       |
| コール・ローン  | 3,218,350,121                      | 1,734,274,884                     |
| 国債証券     | 185,197,837,775                    | 121,077,976,753                   |
| 地方債証券    | 253,131,021                        | 253,656,218                       |
| 特殊債券     | 302,055,262,034                    | 292,962,177,868                   |
| 社債券      | 436,070,535,867                    | 395,938,895,002                   |
| 投資証券     | -                                  | 240,473,200                       |
| 派生商品評価勘定 | 67,050,000                         | 19,202,000                        |
| 未収入金     | 32,474,606,068                     | 40,784,242,356                    |
| 未収利息     | 9,870,490,132                      | 6,967,405,109                     |
| 前払費用     | 906,305,570                        | 667,657,025                       |
| その他未収収益  | 345,508,242                        | 691,804,308                       |
| 差入委託証拠金  | -                                  | 2,971,561,146                     |
| 流動資産合計   | 999,655,279,573                    | 950,247,697,453                   |
| 資産合計     | 999,655,279,573                    | 950,247,697,453                   |
| 負債の部     |                                    |                                   |
| 流動負債     |                                    |                                   |
| 売付債券     | -                                  | 1,027,421,239                     |
| 未払金      | 32,340,324,427                     | 137,678,611,673                   |
| 未払収益分配金  | 12,212,541,833                     | 9,656,962,041                     |
| 未払解約金    | 2,873,677,235                      | 2,136,816,321                     |
| 未払受託者報酬  | 258,795,413                        | 218,248,209                       |
| 未払委託者報酬  | 3,623,136,030                      | 3,055,475,282                     |
| その他未払費用  | 10,495,084                         | 8,868,622                         |
| 流動負債合計   | 51,318,970,022                     | 153,782,403,387                   |
| 負債合計     | 51,318,970,022                     | 153,782,403,387                   |
| 純資産の部    |                                    |                                   |
| 元本       |                                    |                                   |
| 元本       | 1,285,530,719,271                  | 1,072,995,782,414                 |
| 剰余金      |                                    |                                   |
| 期末欠損金    | 337,194,409,720                    | 276,530,488,348                   |
| 純資産合計    | 948,336,309,551                    | 796,465,294,066                   |
| 負債・純資産合計 | 999,655,279,573                    | 950,247,697,453                   |

## ( 2 ) 損益及び剰余金計算書

| 区分                  | 第 15 特定期間<br>( 自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日 ) | 第 16 特定期間<br>( 自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日 ) |
|---------------------|--|--|
|                     | 金額 ( 円 )   | 金額 ( 円 )   |
| 経常損益の部              |  |  |
| 営業損益の部              |  |  |
| 営業収益                |  |  |
| 受取利息                | 31,829,162,499   | 27,948,806,550   |
| 有価証券売買等損益           | 19,761,480,543   | 26,301,494,583   |
| 派生商品取引等損益           | -  | 320,234,209  |
| 為替差損益               | 49,501,043,428   | 34,891,877,422   |
| その他収益               | 345,642,460  | 371,247,538  |
| 営業収益合計              | 61,914,367,844   | 37,230,671,136   |
| 営業費用                |  |  |
| 受託者報酬               | 512,223,963  | 459,191,592  |
| 委託者報酬               | 7,171,136,055  | 6,428,682,865  |
| その他費用               | 113,748,856  | 88,201,552   |
| 営業費用合計              | 7,797,108,874  | 6,976,076,009  |
| 営業利益                | 54,117,258,970   | 30,254,595,127   |
| 経常利益                | 54,117,258,970   | 30,254,595,127   |
| 当期純利益               | 54,117,258,970   | 30,254,595,127   |
| 一部解約に伴う当期純利益分配額     | 1,089,303,257  | 6,270,519,409  |
| 期首欠損金               | 378,135,144,962  | 337,194,409,720  |
| 欠損金減少額              | 45,831,049,055   | 69,274,485,605   |
| ( 当期一部解約に伴う欠損金減少額 ) | ( 45,831,049,055 )                                       | ( 69,274,485,605 )                                       |
| ( 当期追加信託に伴う欠損金減少額 ) | ( - )  | ( - )  |
| 欠損金増加額              | 33,843,623,142   | 12,630,247,810   |
| ( 当期一部解約に伴う欠損金増加額 ) | ( - )  | ( - )  |
| ( 当期追加信託に伴う欠損金増加額 ) | ( 33,843,623,142 )                                       | ( 12,630,247,810 )                                       |
| 分配金                 | 24,074,646,384   | 19,964,392,141   |
| 期末欠損金               | 337,194,409,720  | 276,530,488,348  |

重要な会計方針

| 項目                                  | 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日)  | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日)  |
|-------------------------------------|---|---|
| <p>1 .有価証券の評価基準及び<br/>評価方法</p>      | <p>( 1 ) 国債証券・地方債証券・特殊<br/>債券・社債券・売付債券<br/>個別法に基づき、時価で評価して<br/>おります。<br/>時価評価にあたっては、価格情報<br/>会社の提供する価額等で評価して<br/>おります。</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p>( 2 ) コマーシャル・ペーパー<br/>償還までの残存期間が 1 年以内<br/>のコマーシャル・ペーパーについて<br/>は、償却原価法によっております。</p> | <p>( 1 ) 国債証券・地方債証券・特殊<br/>債券・社債券・売付債券<br/>同左</p> <p>( 2 ) 投資証券<br/>移動平均法に基づき、時価で評価<br/>しております。<br/>時価評価にあたっては、証券取引<br/>所における特定期間末日に知りう<br/>る直近の日の最終相場によってお<br/>ります。</p> <p style="text-align: center;">-</p> |
| <p>2 .デリバティブの評価基準<br/>及び評価方法</p>    | <p style="text-align: center;">-</p> <p>為替予約取引<br/>個別法に基づき、わが国における<br/>特定期間末日の対顧客先物売買相<br/>場の仲値で評価しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評<br/>価勘定は、為替送金に伴う為替予<br/>約取引に係るものであります。</p>  | <p>( 1 ) 国債先物取引<br/>個別法に基づき、時価で評価して<br/>おります。<br/>時価評価にあたっては、証券取引<br/>所の発表する特定期間末日に知り<br/>うる直近の日の清算値段によって<br/>おります。</p> <p>( 2 ) 為替予約取引<br/>同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p>                      |
| <p>3 . 外貨建資産・負債の本<br/>邦通貨への換算基準</p> | <p>外貨建資産・負債の円換算<br/>信託財産に属する外貨建資産・負<br/>債の円換算は、わが国における特<br/>定期間末日の対顧客電信売買相<br/>場の仲値によって計算しております。</p>  | <p>外貨建資産・負債の円換算<br/>同左</p>  |

| 項目             | 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日)  | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日)  |
|----------------|---|---|
| 4 .収益及び費用の計上基準 | 為替予約取引による為替差損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。  | 派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。   |
| 5 . その他        | <p>( 1 ) 外貨建資産等の会計処理<br/>外貨建資産等については、投資信託財産計算規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>( 2 ) ファンドの計算期間及び特定期間<br/>当ファンドの計算期間は、原則として毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、及び 10 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで、又特定期間は原則として、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から翌年 4 月 15 日までとしておりますが、当特定期間末日が休業日のため、平成 17 年 4 月 16 日から平成 17 年 10 月 17 日までとなっております。</p> | <p>( 1 ) 外貨建資産等の会計処理<br/>同左</p> <p>( 2 ) ファンドの計算期間及び特定期間<br/>当ファンドの計算期間は、原則として毎年 1 月 16 日から 4 月 15 日まで、4 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 10 月 15 日まで、及び 10 月 16 日から翌年 1 月 15 日まで、又特定期間は原則として、毎年 4 月 16 日から 10 月 15 日まで及び 10 月 16 日から翌年 4 月 15 日までとしておりますが、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成 17 年 10 月 18 日から平成 18 年 4 月 17 日までとなっております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 項目                                     | 第 15 特定期間<br>(平成 17 年 10 月 17 日現在) | 第 16 特定期間<br>(平成 18 年 4 月 17 日現在) |
|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 期首元本額                               | 1,330,155,160,365 円                | 1,285,530,719,271 円               |
| 期中追加設定元本額                              | 124,833,298,655 円                  | 51,989,680,914 円                  |
| 期中一部解約元本額                              | 169,457,739,749 円                  | 264,524,617,771 円                 |
| 2. 投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額<br>元本の欠損 | 337,194,409,720 円                  | 276,530,488,348 円                 |

(損益及び剰余金計算書関係)

| 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日)  | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日)  |
|---|---|
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用<br>1,930,583,138 円   | 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用<br>1,737,723,041 円   |
| 2. 分配金の計算過程<br>第 28 期 (自平成 17 年 4 月 16 日 至平成 17 年 7 月 15 日)<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (14,206,218,037 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (84,707,890,987 円) 及び分配準備積立金 (3,821,200,034 円) より、分配対象収益は 102,735,309,058 円 (1 口当たり 0.077947 円) であり、うち 11,862,104,551 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。 | 2. 分配金の計算過程<br>第 30 期 (自平成 17 年 10 月 18 日 至平成 18 年 1 月 16 日)<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,277,936,238 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (74,315,562,605 円) 及び分配準備積立金 (4,782,039,561 円) より、分配対象収益は 89,375,538,404 円 (1 口当たり 0.078039 円) であり、うち 10,307,430,100 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。 |
| 第 29 期 (自平成 17 年 7 月 16 日 至平成 17 年 10 月 17 日)<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (11,948,220,644 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (83,142,956,064 円) 及び分配準備積立金 (5,756,870,698 円) より、分配対象収益は 100,848,047,406 円 (1 口当たり 0.078449 円) であり、うち 12,212,541,833 円 (1 口当たり 0.0095 円) を分配金額としております。               | 第 31 期 (自平成 18 年 1 月 17 日 至平成 18 年 4 月 17 日)<br>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,521,833,962 円) 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円) 収益調整金 (69,849,219,535 円) 及び分配準備積立金 (4,356,581,759 円) より、分配対象収益は 84,727,635,256 円 (1 口当たり 0.078964 円) であり、うち 9,656,962,041 円 (1 口当たり 0.0090 円) を分配金額としております。                  |

(有価証券関係)

第15特定期間(平成17年10月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類    | 貸借対照表計上額(円)     | 最終の計算期間(自平成17年4月16日 至平成17年10月17日)の損益に含まれた評価差額(円) |
|-------|-----------------|--|
| 国債証券  | 185,197,837,775 | 4,309,659,641                                    |
| 地方債証券 | 253,131,021     | 6,736,387  |
| 特殊債券  | 302,055,262,034 | 4,417,288,098                                    |
| 社債券   | 436,070,535,867 | 7,728,088,862                                    |
| 合計    | 923,576,766,697 | 16,461,772,988                                   |

第16特定期間(平成18年4月17日現在)

売買目的有価証券

| 種類    | 貸借対照表計上額(円)     | 最終の計算期間(自平成18年1月17日 至平成18年4月17日)の損益に含まれた評価差額(円) |
|-------|-----------------|---|
| 国債証券  | 121,077,976,753 | 7,160,875,254                                   |
| 地方債証券 | 253,656,218     | 10,395,352                                      |
| 特殊債券  | 292,962,177,868 | 4,314,813,434                                   |
| 社債券   | 395,938,895,002 | 9,802,787,136                                   |
| 投資証券  | 240,473,200     | 2,554,200                                       |
| 売付債券  | 1,027,421,239   | 3,914,244                                       |
| 合計    | 809,445,757,802 | 21,282,402,732                                  |

(デリバティブ取引関係)

取引の状況に関する事項

| 第 15 特定期間<br>(自平成 17 年 4 月 16 日<br>至平成 17 年 10 月 17 日)   | 第 16 特定期間<br>(自平成 17 年 10 月 18 日<br>至平成 18 年 4 月 17 日)   |
|--|--|
| <p>1. 取引の内容<br/>利用している取引は、通貨関連で、その受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針<br/>為替予約取引は、外貨の送還金のために利用しております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的<br/>為替予約取引は、外貨の送還金に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容<br/>利用している取引については、市場リスクすなわち為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制<br/>取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> | <p>1. 取引の内容<br/>利用している取引は、債券関連では外国の国債先物取引、及び通貨関連ではその受渡までの期間がごく短い為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針<br/>外国の国債先物取引は、ファンドの運用の効率化を図るため将来の価格変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合があります。また、為替予約取引は、外貨の送還金のために利用しております。<br/>但し、いずれのデリバティブ取引においても、投機目的の取引は行わない方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的<br/>外国の国債先物取引は、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用し、為替予約取引は、外貨の送還金に利用します。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容<br/>利用している取引については、市場リスクすなわち債券価格及び為替相場の変動リスクがあります。なお、当ファンドが行う為替予約取引は、受渡までの期間がごく短期間であること等から、為替相場の変動リスク、及び取引の相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないものであると認識しております。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制<br/>同左</p> |

| <p style="text-align: center;">第 15 特定期間<br/>(自平成 17 年 4 月 16 日<br/>至平成 17 年 10 月 17 日)</p>                             | <p style="text-align: center;">第 16 特定期間<br/>(自平成 17 年 10 月 18 日<br/>至平成 18 年 4 月 17 日)</p> |
|---|---|
| <p>6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項における契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> | <p>6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p style="text-align: center;">同左</p>                      |

## 取引の時価等に関する事項

第 15 特定期間（平成 17 年 10 月 17 日現在）

## 通貨関連

| 区分        | 種類                  | 契約額等（円）        | 契約額等のうち<br>1 年超（円） | 時価（円）          | 評価損益（円）    |
|-----------|---------------------|----------------|--------------------|----------------|------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 17,162,550,000 | -                  | 17,095,500,000 | 67,050,000 |
| 合計        |                     | 17,162,550,000 | -                  | 17,095,500,000 | 67,050,000 |

## （注）時価の算定方法

わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

第 16 特定期間（平成 18 年 4 月 17 日現在）

## 通貨関連

| 区分        | 種類                  | 契約額等（円）        | 契約額等のうち<br>1 年超（円） | 時価（円）          | 評価損益（円）    |
|-----------|---------------------|----------------|--------------------|----------------|------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 14,916,182,000 | -                  | 14,896,980,000 | 19,202,000 |
| 合計        |                     | 14,916,182,000 | -                  | 14,896,980,000 | 19,202,000 |

## （注）時価の算定方法

わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

## （1口当たり情報）

| 第 15 特定期間<br>（平成 17 年 10 月 17 日現在） |           | 第 16 特定期間<br>（平成 18 年 4 月 17 日現在） |           |
|------------------------------------|-----------|-----------------------------------|-----------|
| 1 口当たり純資産額                         | 0.7377 円  | 1 口当たり純資産額                        | 0.7423 円  |
| （1 万口当たり純資産額）                      | （7,377 円） | （1 万口当たり純資産額）                     | （7,423 円） |

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

| 種類               | 銘柄                   | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額           | 評価額                                   | 備考 |
|------------------|----------------------|-----------|--------------|----------------|---------------------------------------|----|
| 国債<br>証券         | US TREASURY BOND     | 11.250    | 2015/2/15    | 258,643,000.00 | 371,465,663.03                        |    |
|                  | US TREASURY BOND     | 10.625    | 2015/8/15    | 98,800,000.00  | 139,219,080.00                        |    |
|                  | US TREASURY BOND     | 9.125     | 2018/5/15    | 218,000,000.00 | 294,470,040.00                        |    |
|                  | US TREASURY BOND     | 6.250     | 2030/5/15    | 192,371,000.00 | 218,760,453.78                        |    |
|                  | 国債証券 計               |           |              | 767,814,000.00 | 1,023,915,236.81<br>(121,077,976,753) |    |
| 地方債<br>証券        | NJ TPK PREREF-SER B  | 4.252     | 2016/1/1     | 115,000.00     | 103,987.60                            |    |
|                  | NJ TPK UNREF-SER B   | 4.252     | 2016/1/1     | 2,230,000.00   | 2,041,096.70                          |    |
|                  | 地方債証券 計              |           |              | 2,345,000.00   | 2,145,084.30<br>(253,656,218)         |    |
| 特殊<br>債券         | FANNIE MAE           | 7.250     | 2010/1/15    | 24,245,000.00  | 25,851,231.25                         |    |
|                  | FHLMC GOLD A00074    | 7.500     | 2020/1/1     | 5,681.99       | 5,905.68                              |    |
|                  | FHLMC GOLD G01074 7. | 7.500     | 2029/10/1    | 626,064.51     | 655,301.72                            |    |
|                  | FHLMC G01461         | 6.000     | 2032/10/1    | 32,856.74      | 32,675.69                             |    |
|                  | FHLMC GOLD A19332    | 5.500     | 2034/3/1     | 7,878,838.99   | 7,643,576.85                          |    |
|                  | FHLMC GOLD A19517    | 5.500     | 2034/3/1     | 3,435,969.93   | 3,333,371.86                          |    |
|                  | FHLMC GOLD A19630    | 5.500     | 2034/3/1     | 5,907,975.27   | 5,731,563.12                          |    |
|                  | FHLMC GOLD A19646    | 5.500     | 2034/3/1     | 9,973,055.68   | 9,675,260.23                          |    |
|                  | FHLMC GOLD A23445    | 5.000     | 2034/6/1     | 749,318.22     | 707,154.08                            |    |
|                  | FHLMC GOLD E90288    | 6.000     | 2017/6/1     | 1,851,718.58   | 1,870,217.24                          |    |
|                  | FHLMC GOLD E90545    | 6.000     | 2017/7/1     | 17,556.76      | 17,732.15                             |    |
|                  | FHLMC GOLD E90953    | 6.000     | 2017/8/1     | 1,545,837.50   | 1,561,280.41                          |    |
|                  | FHLMC GOLD G11743    | 6.000     | 2020/6/1     | 1,458,750.64   | 1,473,323.55                          |    |
|                  | FHR 3045 DI          | 1.98125   | 2035/10/15   | 65,705,563.53  | 2,977,119.07                          |    |
|                  | FHR 3045 D0          | 0.000     | 2035/10/1    | 5,024,567.98   | 3,828,670.55                          |    |
|                  | FNGT 1999-T2 A1      | 7.500     | 2039/1/19    | 1,487,772.72   | 1,540,514.25                          |    |
|                  | FNGT 2000-T6 A1      | 7.500     | 2030/6/25    | 842,985.90     | 861,961.50                            |    |
|                  | FNGT 2001-T1 A1      | 7.500     | 2040/10/25   | 3,439,197.03   | 3,556,611.20                          |    |
|                  | FNGT 2001-T3 A1      | 7.500     | 2040/11/25   | 1,239,369.42   | 1,267,887.29                          |    |
|                  | FNGT 2001-T4 A1      | 7.500     | 2041/7/25    | 3,303,746.69   | 3,411,911.34                          |    |
|                  | FNGT 2001-T5 A3      | 7.500     | 2030/6/19    | 232,968.81     | 240,533.30                            |    |
|                  | FNGT 2001-T7 A1      | 7.500     | 2041/2/25    | 14,746,885.36  | 15,243,707.92                         |    |
|                  | FNGT 2001-T8 A1      | 7.500     | 2041/7/25    | 9,634,079.15   | 9,957,206.15                          |    |
|                  | FNGT 2001-T10 A1     | 7.000     | 2041/12/25   | 12,820,636.95  | 13,129,357.88                         |    |
|                  | FNGT 2001-T10 A2     | 7.500     | 2041/12/25   | 1,253,442.58   | 1,294,969.12                          |    |
|                  | FNGT 2001-T12 A2     | 7.500     | 2041/8/25    | 3,814,322.61   | 3,985,013.54                          |    |
|                  | FNGT 2001-T12 IO     | 0.56803   | 2041/8/25    | 10,342,617.39  | 138,797.91                            |    |
|                  | FNGT 2002-T1 A1      | 6.500     | 2031/11/25   | 48,234.89      | 48,928.02                             |    |
|                  | FNGT 2002-T1 A3      | 7.500     | 2031/11/25   | 6,062,566.74   | 6,257,660.12                          |    |
|                  | FNGT 2002-T1 IO      | 0.42544   | 2031/11/25   | 11,654,765.31  | 180,881.94                            |    |
|                  | FNGT 2002-T4 A2      | 7.000     | 2041/12/1    | 4,046,299.66   | 4,130,826.85                          |    |
|                  | FNGT 2002-T4 A3      | 7.500     | 2041/12/25   | 9,569,328.69   | 9,889,135.63                          |    |
|                  | FNGT 2002-T4 A4      | 9.500     | 2041/12/1    | 4,990,258.98   | 5,327,201.26                          |    |
|                  | FNGT 2002-T4 IO      | 0.45159   | 2041/12/25   | 57,036,870.58  | 950,234.23                            |    |
|                  | FNGT 2002-T6 A2      | 7.500     | 2041/10/25   | 24,001,804.65  | 24,732,659.58                         |    |
|                  | FNGT 2002-T6 A3      | 9.500     | 2041/10/1    | 2,392,920.99   | 2,461,549.96                          |    |
| FNGT 2002-T12 A3 | 7.500                | 2042/5/25 | 4,108,559.10 | 4,229,925.93   |                                       |    |
| FNGT 2002-T12 A4 | 9.500                | 2042/5/1  | 1,174,989.68 | 1,250,071.52   |                                       |    |
| FNGT 2002-T16 A2 | 7.000                | 2042/7/25 | 7,501,816.25 | 7,668,731.66   |                                       |    |

| 種類          | 銘柄               | 利率<br>(%) | 償還日           | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-------------|------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMT 2002-T16 A3 | 7.500     | 2042/7/25     | 18,109,551.23 | 18,632,011.76 |    |
|             | FNMT 2002-T18 A4 | 7.500     | 2042/8/25     | 12,736,302.86 | 13,123,104.37 |    |
|             | FNMT 2002-T19 A3 | 7.500     | 2042/7/25     | 3,383,630.24  | 3,503,173.88  |    |
|             | FNMT 2004-T2 1A3 | 7.000     | 2043/11/1     | 8,119,787.45  | 8,314,175.15  |    |
|             | FNMT 2004-T2 1A4 | 7.500     | 2043/11/25    | 4,904,479.43  | 5,057,744.41  |    |
|             | FNMT 2004-T3 1A3 | 7.000     | 2044/2/1      | 3,167,763.08  | 3,243,409.26  |    |
|             | FNMT 2004-T3 1A4 | 7.500     | 2044/2/25     | 1,183,511.95  | 1,238,249.37  |    |
|             | FNMT 2004-T3 PT1 | 9.73709   | 2044/1/25     | 6,425,709.77  | 6,824,553.57  |    |
|             | FNMA 156559      | 7.000     | 2007/4/1      | 1,370.74      | 1,380.93      |    |
|             | FNMA 159372      | 7.000     | 2007/5/1      | 335.93        | 338.42        |    |
|             | FNMA 161961      | 7.000     | 2007/9/1      | 1,733.16      | 1,746.05      |    |
|             | FNMA 166083      | 7.000     | 2007/5/1      | 4,057.25      | 4,087.43      |    |
|             | FNMA 190531      | 7.000     | 2014/1/1      | 1,037.63      | 1,071.58      |    |
|             | FNMA 202989      | 7.000     | 2008/3/1      | 1,221.60      | 1,239.09      |    |
|             | FNMA 203413      | 7.000     | 2008/2/1      | 1,076.81      | 1,092.22      |    |
|             | FNMA 250056      | 7.000     | 2009/6/1      | 9,734.46      | 9,931.87      |    |
|             | FNMA 250675      | 8.000     | 2026/9/1      | 36,487.34     | 38,890.76     |    |
|             | FNMA 251625      | 6.500     | 2018/3/1      | 38,161.77     | 39,108.18     |    |
|             | FNMA 251885      | 7.000     | 2013/7/1      | 7,402.83      | 7,614.47      |    |
|             | FNMA 252207      | 6.500     | 2019/1/1      | 42,341.84     | 43,391.91     |    |
|             | FNMA 252210      | 6.500     | 2019/2/1      | 6,478.11      | 6,638.76      |    |
|             | FNMA 252317      | 5.500     | 2009/2/1      | 231,722.25    | 230,660.96    |    |
|             | FNMA 252388      | 5.500     | 2009/3/1      | 30,693.02     | 30,548.45     |    |
|             | FNMA 254384      | 7.000     | 2017/6/1      | 17,049.17     | 17,522.62     |    |
|             | FNMA 254847      | 7.000     | 2033/6/1      | 102,222.37    | 105,070.28    |    |
|             | FNMA 254974      | 7.000     | 2033/10/1     | 121,444.87    | 124,828.32    |    |
|             | FNMA 255177      | 5.000     | 2019/4/1      | 779,713.20    | 757,506.96    |    |
|             | FNMA 255316      | 5.000     | 2019/7/1      | 235,008.37    | 228,059.16    |    |
|             | FNMA 255319      | 5.000     | 2019/7/1      | 711,848.72    | 690,799.35    |    |
|             | FNMA 255613      | 4.500     | 2034/12/1     | 118,733.43    | 108,598.34    |    |
|             | FNMA 255703      | 4.500     | 2035/4/1      | 68,453.21     | 62,447.80     |    |
|             | FNMA 255770      | 5.500     | 2035/6/1      | 1,061,366.43  | 1,027,933.38  |    |
|             | FNMA 255814      | 5.500     | 2035/7/1      | 5,019,189.99  | 4,861,085.47  |    |
|             | FNMA 255840      | 4.500     | 2020/8/1      | 566,318.22    | 538,064.60    |    |
|             | FNMA 255843      | 5.500     | 2035/8/1      | 5,044,014.32  | 4,885,127.81  |    |
|             | FNMA 255897      | 4.500     | 2035/10/1     | 24,911,705.64 | 22,726,201.67 |    |
|             | FNMA 255899      | 5.500     | 2035/10/1     | 3,103,736.23  | 3,005,968.53  |    |
|             | FNMA 256022      | 5.500     | 2035/11/1     | 1,970,676.80  | 1,908,600.48  |    |
|             | FNMA 256059      | 5.500     | 2035/12/1     | 1,380,538.20  | 1,337,051.24  |    |
|             | FNMA 256117      | 4.500     | 2036/1/1      | 3,503,172.24  | 3,195,838.92  |    |
|             | FNMA 256172      | 4.500     | 2036/2/1      | 303,820.20    | 277,166.05    |    |
|             | FNMA 264106      | 5.500     | 2008/12/1     | 1,873.73      | 1,863.59      |    |
|             | FNMA 303732      | 6.500     | 2011/2/1      | 5,157.01      | 5,239.93      |    |
|             | FNMA 303821      | 6.500     | 2016/3/1      | 41,575.98     | 42,607.89     |    |
|             | FNMA 303844      | 7.000     | 2011/4/1      | 117,937.65    | 120,838.91    |    |
|             | FNMA 313637      | 8.000     | 2027/7/1      | 32,065.82     | 34,197.55     |    |
| FNMA 323789 | 6.000            | 2014/6/1  | 699,755.36    | 708,250.38    |               |    |
| FNMA 323800 | 7.000            | 2014/6/1  | 4,968.88      | 5,106.02      |               |    |
| FNMA 324184 | 6.500            | 2015/9/1  | 29,858.84     | 30,603.81     |               |    |
| FNMA 357565 | 5.000            | 2019/4/1  | 532,615.52    | 516,866.07    |               |    |
| FNMA 357581 | 5.000            | 2019/5/1  | 22,482.35     | 21,817.54     |               |    |
| FNMA 357601 | 5.000            | 2019/7/1  | 1,653,468.23  | 1,604,575.16  |               |    |
| FNMA 357748 | 5.500            | 2035/4/1  | 3,076,355.18  | 2,979,449.96  |               |    |
| FNMA 357797 | 5.500            | 2035/6/1  | 12,802,699.86 | 12,399,414.73 |               |    |
| FNMA 357852 | 5.500            | 2035/7/1  | 8,008,696.10  | 7,756,422.12  |               |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|---------------|---------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 357853 | 5.500     | 2035/6/1     | 1,749,872.43  | 1,694,751.43  |    |
|             | FNMA 357933 | 4.500     | 2035/8/1     | 44,946.84     | 41,003.65     |    |
|             | FNMA 357967 | 5.500     | 2035/8/1     | 89,091.90     | 86,285.50     |    |
|             | FNMA 357972 | 4.500     | 2035/8/1     | 3,213,793.11  | 2,931,847.01  |    |
|             | FNMA 376484 | 7.000     | 2012/6/1     | 1,971.15      | 2,025.19      |    |
|             | FNMA 377366 | 7.000     | 2012/4/1     | 8,455.58      | 8,688.95      |    |
|             | FNMA 431303 | 5.500     | 2013/7/1     | 126,955.69    | 126,096.19    |    |
|             | FNMA 448475 | 5.500     | 2014/2/1     | 798,081.56    | 792,678.54    |    |
|             | FNMA 457199 | 7.500     | 2008/7/1     | 2,796.11      | 2,820.40      |    |
|             | FNMA 50635  | 7.000     | 2007/7/1     | 806.82        | 812.82        |    |
|             | FNMA 50659  | 7.000     | 2007/11/1    | 23,137.19     | 23,309.33     |    |
|             | FNMA 524244 | 7.000     | 2014/12/1    | 150,011.09    | 154,287.90    |    |
|             | FNMA 527268 | 7.000     | 2014/11/1    | 64,917.33     | 66,768.12     |    |
|             | FNMA 535103 | 7.000     | 2015/1/1     | 8,942.86      | 9,197.82      |    |
|             | FNMA 535104 | 7.000     | 2014/12/1    | 31,328.30     | 32,221.46     |    |
|             | FNMA 555199 | 7.000     | 2032/11/1    | 35,065.96     | 36,078.66     |    |
|             | FNMA 575258 | 5.500     | 2016/3/1     | 4,474.77      | 4,435.66      |    |
|             | FNMA 617702 | 6.000     | 2017/4/1     | 227,506.71    | 230,198.11    |    |
|             | FNMA 648596 | 7.500     | 2032/6/1     | 12,765.31     | 13,312.17     |    |
|             | FNMA 655189 | 9.000     | 2032/4/1     | 99,316.32     | 107,512.89    |    |
|             | FNMA 660993 | 9.000     | 2032/7/1     | 18,459.22     | 19,982.65     |    |
|             | FNMA 685045 | 5.000     | 2019/2/1     | 183,789.11    | 178,354.46    |    |
|             | FNMA 688770 | 7.500     | 2033/2/1     | 547,135.36    | 570,574.63    |    |
|             | FNMA 689002 | 5.500     | 2018/4/1     | 185,340.04    | 183,555.21    |    |
|             | FNMA 694046 | 7.500     | 2033/3/1     | 654,265.25    | 682,261.26    |    |
|             | FNMA 694047 | 8.000     | 2033/3/1     | 210,083.38    | 223,507.70    |    |
|             | FNMA 694770 | 7.000     | 2033/4/1     | 49,248.40     | 50,620.46     |    |
|             | FNMA 695542 | 7.500     | 2033/4/1     | 167,522.50    | 174,690.78    |    |
|             | FNMA 709458 | 7.000     | 2033/7/1     | 73,523.03     | 75,571.38     |    |
|             | FNMA 713300 | 7.500     | 2033/6/1     | 253,182.41    | 264,016.08    |    |
|             | FNMA 713315 | 7.500     | 2033/7/1     | 120,511.31    | 125,667.98    |    |
|             | FNMA 713316 | 8.000     | 2033/7/1     | 45,383.61     | 48,283.62     |    |
|             | FNMA 713845 | 5.000     | 2019/1/1     | 625,222.04    | 607,415.71    |    |
|             | FNMA 723748 | 5.000     | 2018/8/1     | 527,759.85    | 512,729.24    |    |
|             | FNMA 723863 | 4.500     | 2033/7/1     | 1,244,119.04  | 1,137,522.91  |    |
|             | FNMA 724439 | 9.000     | 2027/1/1     | 507,183.73    | 553,007.78    |    |
|             | FNMA 725012 | 5.000     | 2018/12/1    | 164,054.96    | 159,382.67    |    |
|             | FNMA 725161 | 6.500     | 2034/2/1     | 15,937,060.52 | 16,214,046.54 |    |
|             | FNMA 725221 | 5.500     | 2034/1/1     | 117,067.95    | 113,379.13    |    |
|             | FNMA 725537 | 5.000     | 2019/6/1     | 18,733,973.47 | 18,180,009.72 |    |
|             | FNMA 729747 | 4.500     | 2033/7/1     | 755,530.72    | 690,796.83    |    |
|             | FNMA 730083 | 5.000     | 2018/9/1     | 327,997.98    | 318,656.59    |    |
|             | FNMA 730927 | 5.500     | 2033/8/1     | 106,317.92    | 102,967.84    |    |
|             | FNMA 731670 | 5.000     | 2018/11/1    | 28,402.84     | 27,593.92     |    |
|             | FNMA 734619 | 5.000     | 2019/7/1     | 82,944.82     | 80,492.14     |    |
|             | FNMA 734623 | 5.000     | 2019/7/1     | 3,891,059.54  | 3,776,000.86  |    |
|             | FNMA 735480 | 5.500     | 2035/4/1     | 1,365,242.49  | 1,322,237.34  |    |
|             | FNMA 743313 | 5.000     | 2018/10/1    | 54,726.47     | 53,167.86     |    |
|             | FNMA 744239 | 6.500     | 2033/10/1    | 7,055,381.66  | 7,178,004.19  |    |
|             | FNMA 745274 | 5.500     | 2036/1/1     | 87,341,986.57 | 84,590,713.69 |    |
| FNMA 747380 | 7.000       | 2033/10/1 | 269,696.07   | 277,209.80    |               |    |
| FNMA 747587 | 7.000       | 2033/11/1 | 1,092,205.20 | 1,122,634.03  |               |    |
| FNMA 747821 | 5.000       | 2018/11/1 | 751,131.65   | 729,739.41    |               |    |
| FNMA 747853 | 5.000       | 2019/6/1  | 30,938.82    | 30,023.95     |               |    |
| FNMA 747902 | 5.000       | 2019/6/1  | 1,201,224.14 | 1,165,703.93  |               |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額         | 評価額          | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|--------------|--------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 747907 | 5.000     | 2018/10/1    | 413,239.19   | 401,470.12   |    |
|             | FNMA 750377 | 5.000     | 2018/11/1    | 265,276.43   | 257,721.35   |    |
|             | FNMA 750523 | 5.000     | 2019/1/1     | 648,991.64   | 630,508.35   |    |
|             | FNMA 750829 | 5.000     | 2019/1/1     | 795,369.96   | 772,717.81   |    |
|             | FNMA 751216 | 5.000     | 2019/1/1     | 184,952.77   | 179,685.31   |    |
|             | FNMA 751808 | 6.500     | 2033/10/1    | 1,171,130.39 | 1,191,484.63 |    |
|             | FNMA 751965 | 6.500     | 2033/11/1    | 1,666,254.69 | 1,695,214.17 |    |
|             | FNMA 751998 | 5.000     | 2019/6/1     | 270,449.06   | 262,451.88   |    |
|             | FNMA 753522 | 5.000     | 2018/11/1    | 673,454.13   | 654,274.15   |    |
|             | FNMA 753555 | 5.000     | 2018/11/1    | 5,698,189.92 | 5,535,905.41 |    |
|             | FNMA 753650 | 5.000     | 2018/12/1    | 292,934.58   | 284,591.80   |    |
|             | FNMA 753940 | 5.000     | 2018/12/1    | 377,562.15   | 366,809.17   |    |
|             | FNMA 754772 | 7.000     | 2034/1/1     | 112,356.61   | 115,486.86   |    |
|             | FNMA 757506 | 5.000     | 2019/2/1     | 519,990.89   | 504,614.75   |    |
|             | FNMA 757692 | 5.000     | 2019/7/1     | 5,376,503.01 | 5,217,519.78 |    |
|             | FNMA 757698 | 5.000     | 2019/7/1     | 996,748.48   | 967,274.61   |    |
|             | FNMA 757852 | 4.500     | 2020/8/1     | 55,824.49    | 53,039.40    |    |
|             | FNMA 758848 | 5.000     | 2019/1/1     | 4,368,722.42 | 4,244,301.18 |    |
|             | FNMA 761227 | 5.000     | 2019/7/1     | 3,553,006.65 | 3,447,944.21 |    |
|             | FNMA 761295 | 5.000     | 2019/2/1     | 486,428.47   | 472,044.77   |    |
|             | FNMA 761308 | 5.000     | 2019/2/1     | 180,359.41   | 175,026.17   |    |
|             | FNMA 761341 | 5.000     | 2019/4/1     | 412,729.34   | 400,524.93   |    |
|             | FNMA 761353 | 5.000     | 2019/1/1     | 767,091.24   | 745,244.47   |    |
|             | FNMA 761359 | 5.000     | 2019/1/1     | 388,899.29   | 377,823.43   |    |
|             | FNMA 761384 | 5.000     | 2019/1/1     | 26,799.68    | 26,036.42    |    |
|             | FNMA 761698 | 5.000     | 2019/1/1     | 59,489.29    | 57,795.03    |    |
|             | FNMA 763115 | 5.000     | 2018/12/1    | 2,223,107.36 | 2,159,793.22 |    |
|             | FNMA 763954 | 5.000     | 2019/3/1     | 227,514.41   | 220,786.80   |    |
|             | FNMA 764124 | 5.000     | 2019/1/1     | 148,817.91   | 144,579.57   |    |
|             | FNMA 764514 | 5.000     | 2019/5/1     | 393,263.71   | 382,063.55   |    |
|             | FNMA 764852 | 5.000     | 2019/1/1     | 857,263.59   | 832,848.71   |    |
|             | FNMA 765182 | 5.000     | 2019/1/1     | 1,791,897.02 | 1,740,863.79 |    |
|             | FNMA 765727 | 5.000     | 2019/1/1     | 4,628,105.44 | 4,496,296.96 |    |
|             | FNMA 766276 | 5.000     | 2019/3/1     | 1,113,981.51 | 1,081,041.06 |    |
|             | FNMA 766547 | 5.000     | 2019/3/1     | 1,557,039.23 | 1,510,997.56 |    |
|             | FNMA 766664 | 5.000     | 2019/3/1     | 72,643.63    | 70,495.55    |    |
|             | FNMA 766700 | 5.000     | 2019/3/1     | 535,474.50   | 519,640.51   |    |
|             | FNMA 767094 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,227,290.71 | 1,190,999.71 |    |
|             | FNMA 767099 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,377,125.54 | 1,336,403.92 |    |
|             | FNMA 767189 | 5.000     | 2019/1/1     | 32,670.68    | 31,740.21    |    |
|             | FNMA 767472 | 5.000     | 2019/1/1     | 3,940,342.13 | 3,828,121.17 |    |
|             | FNMA 767475 | 5.000     | 2019/1/1     | 852,537.28   | 828,257.01   |    |
|             | FNMA 767792 | 5.000     | 2019/3/1     | 217,765.01   | 211,325.69   |    |
|             | FNMA 768082 | 5.000     | 2019/1/1     | 1,508,142.51 | 1,465,190.60 |    |
|             | FNMA 768336 | 5.000     | 2019/3/1     | 666,000.41   | 647,032.71   |    |
|             | FNMA 770159 | 5.000     | 2019/4/1     | 958,011.82   | 929,683.40   |    |
|             | FNMA 770213 | 5.000     | 2019/4/1     | 52,326.96    | 50,779.65    |    |
| FNMA 770241 | 5.000       | 2019/4/1  | 1,032,639.55 | 1,002,104.39 |              |    |
| FNMA 770312 | 5.000       | 2019/4/1  | 1,095,126.12 | 1,062,743.23 |              |    |
| FNMA 770678 | 5.000       | 2019/4/1  | 1,278,456.11 | 1,240,652.15 |              |    |
| FNMA 770747 | 5.000       | 2019/4/1  | 194,611.86   | 188,857.18   |              |    |
| FNMA 770916 | 5.000       | 2019/4/1  | 1,178,411.66 | 1,143,566.02 |              |    |
| FNMA 771200 | 5.000       | 2019/4/1  | 1,264,106.28 | 1,226,726.64 |              |    |
| FNMA 771280 | 5.000       | 2019/3/1  | 480,172.70   | 465,973.99   |              |    |
| FNMA 771948 | 5.500       | 2019/2/1  | 177,102.61   | 175,397.11   |              |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額         | 評価額          | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|--------------|--------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 772160 | 5.000     | 2019/4/1     | 709,928.11   | 688,935.53   |    |
|             | FNMA 772225 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,146,271.35 | 1,112,376.10 |    |
|             | FNMA 772245 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,159,551.59 | 1,125,263.64 |    |
|             | FNMA 772379 | 4.500     | 2034/5/1     | 41,535.23    | 37,989.78    |    |
|             | FNMA 773160 | 5.000     | 2019/6/1     | 411,046.14   | 398,891.50   |    |
|             | FNMA 773358 | 4.500     | 2034/5/1     | 87,897.22    | 80,394.31    |    |
|             | FNMA 773456 | 5.000     | 2019/7/1     | 375,899.03   | 364,783.69   |    |
|             | FNMA 773539 | 4.500     | 2019/4/1     | 367,777.39   | 349,333.35   |    |
|             | FNMA 773979 | 5.500     | 2034/3/1     | 9,278,706.76 | 8,997,561.94 |    |
|             | FNMA 774127 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,344,926.10 | 1,305,156.62 |    |
|             | FNMA 774944 | 5.000     | 2019/4/1     | 892,030.75   | 865,653.39   |    |
|             | FNMA 775313 | 5.000     | 2019/5/1     | 660,251.19   | 640,727.55   |    |
|             | FNMA 775601 | 5.000     | 2019/5/1     | 782,630.59   | 759,488.19   |    |
|             | FNMA 775654 | 5.000     | 2019/5/1     | 1,151,137.68 | 1,117,098.52 |    |
|             | FNMA 775772 | 5.000     | 2019/5/1     | 42,787.75    | 41,522.51    |    |
|             | FNMA 775893 | 5.000     | 2019/6/1     | 34,830.17    | 33,800.24    |    |
|             | FNMA 776119 | 5.000     | 2019/7/1     | 390,433.18   | 378,888.07   |    |
|             | FNMA 776121 | 5.000     | 2019/7/1     | 103,012.06   | 99,965.99    |    |
|             | FNMA 776276 | 5.000     | 2019/4/1     | 89,773.54    | 87,216.78    |    |
|             | FNMA 776319 | 5.000     | 2019/4/1     | 1,136,891.60 | 1,103,273.70 |    |
|             | FNMA 776738 | 4.500     | 2034/5/1     | 28,731.07    | 26,278.58    |    |
|             | FNMA 777222 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,389,730.09 | 1,348,635.76 |    |
|             | FNMA 777225 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,121,439.97 | 1,088,278.98 |    |
|             | FNMA 777516 | 5.000     | 2019/6/1     | 498,170.95   | 483,440.02   |    |
|             | FNMA 777523 | 5.000     | 2019/6/1     | 743,214.21   | 721,237.36   |    |
|             | FNMA 778353 | 5.000     | 2019/4/1     | 1,099,168.03 | 1,066,665.62 |    |
|             | FNMA 778373 | 5.000     | 2019/7/1     | 351,698.29   | 341,681.92   |    |
|             | FNMA 778880 | 5.000     | 2019/6/1     | 431,022.47   | 418,277.13   |    |
|             | FNMA 779207 | 5.000     | 2019/6/1     | 142,151.20   | 137,947.78   |    |
|             | FNMA 779301 | 5.000     | 2019/6/1     | 3,840,809.11 | 3,727,236.36 |    |
|             | FNMA 779305 | 5.000     | 2019/6/1     | 863,754.22   | 838,213.00   |    |
|             | FNMA 779363 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,081,084.41 | 1,049,116.73 |    |
|             | FNMA 779417 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,108,942.54 | 1,076,151.10 |    |
|             | FNMA 779519 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,178,969.58 | 1,144,107.43 |    |
|             | FNMA 779554 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,161,942.84 | 1,127,584.18 |    |
|             | FNMA 779839 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,406,954.26 | 1,365,350.62 |    |
|             | FNMA 779840 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,809,789.98 | 1,756,274.47 |    |
|             | FNMA 779843 | 4.500     | 2034/7/1     | 466,193.61   | 426,399.32   |    |
|             | FNMA 780379 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,586,226.95 | 1,541,051.18 |    |
|             | FNMA 780437 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,266,409.47 | 1,228,961.73 |    |
|             | FNMA 780455 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,942,078.53 | 1,884,651.25 |    |
|             | FNMA 780516 | 5.000     | 2019/7/1     | 777,546.33   | 756,054.94   |    |
|             | FNMA 780521 | 5.000     | 2019/7/1     | 748,132.39   | 726,010.11   |    |
|             | FNMA 781286 | 5.000     | 2019/6/1     | 998,828.42   | 969,293.05   |    |
|             | FNMA 781291 | 5.000     | 2019/7/1     | 313,092.58   | 303,834.43   |    |
|             | FNMA 781700 | 4.500     | 2035/5/1     | 41,989.19    | 38,305.47    |    |
|             | FNMA 782556 | 5.000     | 2019/6/1     | 863,477.32   | 837,944.29   |    |
|             | FNMA 782572 | 5.000     | 2019/6/1     | 971,324.59   | 942,602.51   |    |
|             | FNMA 782582 | 5.000     | 2019/6/1     | 79,903.91    | 77,541.15    |    |
|             | FNMA 782586 | 5.000     | 2019/6/1     | 899,499.61   | 872,901.39   |    |
| FNMA 782607 | 5.000       | 2019/7/1  | 1,266,265.38 | 1,228,821.90 |              |    |
| FNMA 782637 | 5.000       | 2019/7/1  | 375,341.32   | 364,242.47   |              |    |
| FNMA 782744 | 5.000       | 2019/7/1  | 1,140,175.03 | 1,106,460.05 |              |    |
| FNMA 782745 | 5.000       | 2019/7/1  | 1,197,298.74 | 1,161,894.60 |              |    |
| FNMA 782827 | 5.000       | 2019/7/1  | 957,845.62   | 929,522.12   |              |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額         | 評価額          | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|--------------|--------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 782828 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,204,616.50 | 1,168,995.98 |    |
|             | FNMA 784016 | 5.000     | 2019/6/1     | 621,548.08   | 603,168.89   |    |
|             | FNMA 784024 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,445,854.94 | 1,403,101.00 |    |
|             | FNMA 784033 | 5.000     | 2019/6/1     | 960,777.11   | 932,366.92   |    |
|             | FNMA 784036 | 5.000     | 2019/6/1     | 465,333.97   | 451,574.04   |    |
|             | FNMA 784179 | 4.500     | 2034/6/1     | 230,909.05   | 211,198.65   |    |
|             | FNMA 784213 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,627,661.86 | 1,579,531.89 |    |
|             | FNMA 785100 | 5.000     | 2019/5/1     | 1,879,392.93 | 1,823,819.25 |    |
|             | FNMA 785124 | 5.000     | 2019/7/1     | 840,450.23   | 815,598.11   |    |
|             | FNMA 785125 | 5.000     | 2019/8/1     | 1,576,139.59 | 1,529,533.13 |    |
|             | FNMA 785237 | 5.000     | 2019/6/1     | 843,195.95   | 818,262.64   |    |
|             | FNMA 785265 | 5.000     | 2019/7/1     | 232,880.19   | 225,993.92   |    |
|             | FNMA 785391 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,323,881.93 | 1,284,734.73 |    |
|             | FNMA 785433 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,229,845.02 | 1,193,478.49 |    |
|             | FNMA 785434 | 5.000     | 2019/6/1     | 200,531.62   | 194,601.89   |    |
|             | FNMA 785677 | 5.000     | 2019/7/1     | 804,671.15   | 780,877.02   |    |
|             | FNMA 785679 | 5.000     | 2019/7/1     | 2,646,947.67 | 2,568,677.41 |    |
|             | FNMA 785721 | 5.000     | 2019/7/1     | 499,798.57   | 485,019.52   |    |
|             | FNMA 785819 | 5.000     | 2019/7/1     | 127,979.29   | 124,194.94   |    |
|             | FNMA 785821 | 5.000     | 2019/7/1     | 3,305,232.79 | 3,207,497.04 |    |
|             | FNMA 785970 | 5.000     | 2019/7/1     | 244,760.39   | 237,522.82   |    |
|             | FNMA 786044 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,293,920.46 | 1,255,659.23 |    |
|             | FNMA 786153 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,219,425.21 | 1,183,366.79 |    |
|             | FNMA 786227 | 5.000     | 2019/7/1     | 841,995.50   | 817,097.68   |    |
|             | FNMA 786395 | 5.000     | 2019/7/1     | 921,374.79   | 894,129.72   |    |
|             | FNMA 787491 | 5.000     | 2019/6/1     | 362,210.23   | 351,499.67   |    |
|             | FNMA 787661 | 5.000     | 2019/6/1     | 1,479,340.66 | 1,435,596.54 |    |
|             | FNMA 787864 | 5.000     | 2019/6/1     | 918,799.51   | 891,630.59   |    |
|             | FNMA 787868 | 5.000     | 2019/6/1     | 523,506.84   | 508,026.74   |    |
|             | FNMA 787879 | 5.000     | 2019/7/1     | 166,435.31   | 161,513.81   |    |
|             | FNMA 787881 | 5.000     | 2019/7/1     | 2,366,708.77 | 2,296,725.18 |    |
|             | FNMA 787882 | 5.000     | 2019/7/1     | 254,105.82   | 246,591.91   |    |
|             | FNMA 787883 | 5.000     | 2019/7/1     | 2,382,341.20 | 2,311,895.35 |    |
|             | FNMA 787925 | 5.000     | 2019/6/1     | 733,208.38   | 711,527.40   |    |
|             | FNMA 787992 | 5.000     | 2019/8/1     | 839,716.34   | 814,885.92   |    |
|             | FNMA 788118 | 5.000     | 2019/7/1     | 385,939.31   | 374,527.08   |    |
|             | FNMA 788247 | 5.000     | 2019/7/1     | 539,478.26   | 523,525.88   |    |
|             | FNMA 788275 | 5.000     | 2019/7/1     | 760,089.03   | 737,613.19   |    |
|             | FNMA 789125 | 5.000     | 2019/7/1     | 715,015.32   | 693,872.31   |    |
|             | FNMA 789431 | 5.000     | 2019/7/1     | 157,335.55   | 152,683.13   |    |
|             | FNMA 789494 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,912,556.38 | 1,856,002.07 |    |
|             | FNMA 789903 | 5.000     | 2019/7/1     | 57,469.32    | 55,769.95    |    |
|             | FNMA 791162 | 5.000     | 2019/7/1     | 1,401,796.82 | 1,360,345.68 |    |
|             | FNMA 791177 | 5.000     | 2019/8/1     | 673,536.34   | 653,619.85   |    |
|             | FNMA 791790 | 5.000     | 2019/7/1     | 3,304,435.11 | 3,206,722.94 |    |
|             | FNMA 794873 | 4.500     | 2034/10/1    | 118,131.00   | 108,047.33   |    |
|             | FNMA 797515 | 5.500     | 2035/4/1     | 550,061.80   | 532,734.85   |    |
|             | FNMA 797549 | 5.500     | 2035/4/1     | 1,768,896.52 | 1,713,176.27 |    |
|             | FNMA 797632 | 4.500     | 2035/8/1     | 743,708.37   | 678,462.83   |    |
|             | FNMA 797633 | 5.000     | 2035/8/1     | 224,066.23   | 211,283.25   |    |
| FNMA 797680 | 4.500       | 2035/10/1 | 24,996.19    | 22,862.51    |              |    |
| FNMA 797690 | 5.500       | 2035/10/1 | 58,947.96    | 57,091.09    |              |    |
| FNMA 797853 | 4.500       | 2035/4/1  | 47,421.55    | 43,261.25    |              |    |
| FNMA 805523 | 5.500       | 2035/7/1  | 1,510,361.22 | 1,462,784.83 |              |    |
| FNMA 805529 | 5.500       | 2035/8/1  | 2,621,214.19 | 2,538,645.93 |              |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額         | 評価額          | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|--------------|--------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 805626 | 4.500     | 2035/12/1    | 4,080,533.21 | 3,722,548.01 |    |
|             | FNMA 805924 | 4.500     | 2034/11/1    | 119,484.70   | 109,285.48   |    |
|             | FNMA 806713 | 4.500     | 2035/1/1     | 944,705.40   | 864,065.34   |    |
|             | FNMA 808051 | 4.500     | 2035/2/1     | 812,813.91   | 741,505.74   |    |
|             | FNMA 808274 | 5.500     | 2035/8/1     | 63,742.39    | 61,734.50    |    |
|             | FNMA 810242 | 4.500     | 2035/1/1     | 403,217.06   | 368,798.45   |    |
|             | FNMA 814303 | 4.500     | 2035/4/1     | 1,319,409.69 | 1,203,657.87 |    |
|             | FNMA 814379 | 4.500     | 2035/3/1     | 8,999,997.03 | 8,210,427.21 |    |
|             | FNMA 815178 | 4.500     | 2035/5/1     | 425,837.65   | 388,478.91   |    |
|             | FNMA 815538 | 4.500     | 2035/3/1     | 687,762.01   | 627,424.64   |    |
|             | FNMA 815657 | 5.500     | 2035/2/1     | 1,909,228.82 | 1,849,088.10 |    |
|             | FNMA 815715 | 4.500     | 2035/4/1     | 1,559,128.27 | 1,422,345.94 |    |
|             | FNMA 815801 | 5.500     | 2035/6/1     | 2,644,121.46 | 2,560,831.61 |    |
|             | FNMA 815946 | 4.500     | 2035/5/1     | 2,127,376.91 | 1,940,742.12 |    |
|             | FNMA 816124 | 4.500     | 2035/9/1     | 119,145.29   | 108,692.67   |    |
|             | FNMA 816350 | 4.500     | 2035/4/1     | 882,511.57   | 805,088.82   |    |
|             | FNMA 817217 | 5.500     | 2035/6/1     | 6,000,752.47 | 5,811,728.73 |    |
|             | FNMA 817356 | 4.500     | 2035/7/1     | 1,118,594.78 | 1,020,460.45 |    |
|             | FNMA 817403 | 5.500     | 2035/8/1     | 1,949,859.37 | 1,888,438.78 |    |
|             | FNMA 817421 | 4.500     | 2035/8/1     | 359,586.32   | 328,039.81   |    |
|             | FNMA 817503 | 4.500     | 2035/9/1     | 26,040.97    | 23,756.39    |    |
|             | FNMA 817568 | 5.500     | 2035/10/1    | 222,896.80   | 215,875.55   |    |
|             | FNMA 817627 | 4.500     | 2035/11/1    | 27,151.27    | 24,769.28    |    |
|             | FNMA 817691 | 5.500     | 2035/11/1    | 597,844.04   | 579,011.95   |    |
|             | FNMA 819725 | 4.500     | 2035/4/1     | 349,185.80   | 318,551.72   |    |
|             | FNMA 820045 | 4.500     | 2035/4/1     | 645,618.47   | 588,978.36   |    |
|             | FNMA 820234 | 4.500     | 2035/6/1     | 1,327,437.29 | 1,210,981.21 |    |
|             | FNMA 820260 | 4.500     | 2035/7/1     | 261,753.30   | 238,789.68   |    |
|             | FNMA 820982 | 5.500     | 2035/4/1     | 90,266.81    | 87,423.40    |    |
|             | FNMA 821030 | 4.500     | 2035/5/1     | 999,900.98   | 912,179.65   |    |
|             | FNMA 821318 | 5.500     | 2035/5/1     | 1,527,338.09 | 1,479,226.92 |    |
|             | FNMA 821346 | 5.500     | 2035/5/1     | 44,419.60    | 43,020.38    |    |
|             | FNMA 821430 | 5.500     | 2035/6/1     | 679,782.44   | 658,369.29   |    |
|             | FNMA 822545 | 4.500     | 2020/8/1     | 734,626.29   | 697,975.78   |    |
|             | FNMA 822579 | 5.500     | 2035/6/1     | 48,525.17    | 46,996.62    |    |
|             | FNMA 822621 | 5.500     | 2035/6/1     | 1,431,983.60 | 1,388,594.48 |    |
|             | FNMA 823021 | 4.500     | 2035/5/1     | 1,275,442.75 | 1,163,548.14 |    |
|             | FNMA 823076 | 4.500     | 2035/5/1     | 999,900.36   | 912,179.09   |    |
|             | FNMA 823253 | 5.500     | 2035/6/1     | 3,020,366.22 | 2,925,224.66 |    |
|             | FNMA 823271 | 5.500     | 2035/6/1     | 735.50       | 712.33       |    |
|             | FNMA 824323 | 5.500     | 2035/6/1     | 3,133,891.74 | 3,035,174.13 |    |
|             | FNMA 824938 | 4.500     | 2035/5/1     | 1,250,200.47 | 1,140,520.36 |    |
|             | FNMA 824940 | 5.500     | 2035/6/1     | 2,402,958.63 | 2,327,265.41 |    |
|             | FNMA 825161 | 4.500     | 2035/8/1     | 1,877,262.66 | 1,712,570.38 |    |
|             | FNMA 825272 | 4.500     | 2035/7/1     | 199,722.72   | 182,201.04   |    |
|             | FNMA 825558 | 5.500     | 2035/6/1     | 5,371,295.12 | 5,202,099.30 |    |
|             | FNMA 825591 | 4.500     | 2035/6/1     | 520,894.60   | 475,196.51   |    |
|             | FNMA 825646 | 5.500     | 2035/6/1     | 1,837,646.74 | 1,779,760.85 |    |
|             | FNMA 825779 | 4.500     | 2035/8/1     | 2,230,189.06 | 2,034,534.56 |    |
|             | FNMA 825791 | 5.500     | 2035/9/1     | 72,866.81    | 70,571.50    |    |
| FNMA 825829 | 5.500       | 2035/7/1  | 2,333,317.70 | 2,259,818.16 |              |    |
| FNMA 825874 | 4.500       | 2035/8/1  | 551,237.38   | 502,877.32   |              |    |
| FNMA 826609 | 4.500       | 2035/8/1  | 579,134.29   | 528,326.83   |              |    |
| FNMA 826674 | 4.500       | 2035/8/1  | 972,740.93   | 887,402.36   |              |    |
| FNMA 826690 | 5.500       | 2035/8/1  | 2,985,834.02 | 2,891,780.23 |              |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|---------------|---------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 826986 | 5.500     | 2035/6/1     | 2,795,222.48  | 2,707,172.96  |    |
|             | FNMA 827652 | 4.500     | 2035/9/1     | 813,961.55    | 742,552.69    |    |
|             | FNMA 827683 | 4.500     | 2035/11/1    | 1,597,744.92  | 1,457,574.75  |    |
|             | FNMA 827693 | 4.500     | 2035/12/1    | 377,416.51    | 344,305.75    |    |
|             | FNMA 827755 | 5.500     | 2035/6/1     | 610.21        | 590.98        |    |
|             | FNMA 827770 | 4.500     | 2035/7/1     | 999,900.00    | 912,178.76    |    |
|             | FNMA 828346 | 5.000     | 2035/7/1     | 400,000.51    | 377,180.48    |    |
|             | FNMA 828351 | 5.500     | 2035/7/1     | 71,516.24     | 69,263.47     |    |
|             | FNMA 828521 | 4.500     | 2035/7/1     | 498,693.44    | 454,943.05    |    |
|             | FNMA 829157 | 4.500     | 2035/11/1    | 471,759.14    | 430,371.71    |    |
|             | FNMA 829197 | 5.500     | 2035/7/1     | 1,652,872.72  | 1,600,807.22  |    |
|             | FNMA 829199 | 4.500     | 2035/7/1     | 582,885.03    | 533,129.96    |    |
|             | FNMA 829205 | 5.500     | 2035/7/1     | 1,783,898.35  | 1,727,705.54  |    |
|             | FNMA 829296 | 4.500     | 2035/9/1     | 1,014,317.72  | 925,331.61    |    |
|             | FNMA 829298 | 4.500     | 2035/9/1     | 374,374.49    | 341,530.61    |    |
|             | FNMA 829299 | 4.500     | 2035/9/1     | 1,633,794.85  | 1,490,462.01  |    |
|             | FNMA 829321 | 4.500     | 2035/9/1     | 1,836,067.66  | 1,674,989.43  |    |
|             | FNMA 829423 | 4.500     | 2035/12/1    | 1,078,169.78  | 983,581.93    |    |
|             | FNMA 829516 | 4.500     | 2020/3/1     | 146,594.11    | 139,280.52    |    |
|             | FNMA 830751 | 4.500     | 2035/7/1     | 999,900.34    | 912,179.07    |    |
|             | FNMA 830951 | 5.500     | 2035/8/1     | 8,662,015.58  | 8,389,162.04  |    |
|             | FNMA 831032 | 5.500     | 2035/10/1    | 1,967,667.95  | 1,905,686.40  |    |
|             | FNMA 831114 | 5.500     | 2035/10/1    | 2,853,996.99  | 2,764,096.08  |    |
|             | FNMA 832012 | 5.500     | 2035/8/1     | 973,969.67    | 943,289.62    |    |
|             | FNMA 832086 | 5.500     | 2035/7/1     | 1,452,860.72  | 1,407,095.59  |    |
|             | FNMA 832191 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,088,099.90  | 1,053,824.74  |    |
|             | FNMA 832192 | 5.500     | 2035/12/1    | 2,230,749.11  | 2,160,480.49  |    |
|             | FNMA 832199 | 4.500     | 2035/7/1     | 589,727.15    | 537,990.37    |    |
|             | FNMA 832226 | 4.500     | 2035/7/1     | 113,053.91    | 103,135.69    |    |
|             | FNMA 832424 | 4.500     | 2035/9/1     | 736,477.32    | 671,866.15    |    |
|             | FNMA 832484 | 5.500     | 2035/9/1     | 26,926,987.56 | 26,078,787.27 |    |
|             | FNMA 832558 | 5.500     | 2035/9/1     | 1,363,888.81  | 1,320,926.30  |    |
|             | FNMA 832768 | 5.500     | 2035/8/1     | 9,737,043.54  | 9,430,326.61  |    |
|             | FNMA 832836 | 4.500     | 2035/9/1     | 701,623.54    | 640,070.10    |    |
|             | FNMA 833014 | 4.500     | 2035/9/1     | 427,714.62    | 390,191.21    |    |
|             | FNMA 833226 | 4.500     | 2035/8/1     | 95,518.54     | 87,138.69     |    |
|             | FNMA 833308 | 5.500     | 2035/7/1     | 878,839.46    | 851,156.00    |    |
|             | FNMA 833335 | 5.500     | 2035/8/1     | 1,838,674.94  | 1,780,756.66  |    |
|             | FNMA 833351 | 5.500     | 2035/8/1     | 1,491,932.96  | 1,444,937.07  |    |
|             | FNMA 833428 | 4.500     | 2035/9/1     | 502,912.65    | 458,792.12    |    |
|             | FNMA 833539 | 4.500     | 2035/9/1     | 2,849,857.59  | 2,599,839.57  |    |
|             | FNMA 833572 | 5.500     | 2035/8/1     | 45,156.61     | 43,734.17     |    |
|             | FNMA 833672 | 4.500     | 2035/8/1     | 832,758.08    | 759,700.20    |    |
|             | FNMA 833851 | 5.500     | 2035/10/1    | 49,245.69     | 47,694.45     |    |
|             | FNMA 834193 | 4.500     | 2035/7/1     | 694,816.80    | 633,860.51    |    |
|             | FNMA 834249 | 4.500     | 2035/8/1     | 598,308.87    | 545,819.22    |    |
|             | FNMA 834251 | 5.500     | 2035/8/1     | 4,583,739.76  | 4,439,351.92  |    |
|             | FNMA 834380 | 5.500     | 2035/8/1     | 48,149.05     | 46,632.35     |    |
|             | FNMA 834637 | 4.500     | 2035/8/1     | 999,900.28    | 912,179.01    |    |
|             | FNMA 834650 | 5.500     | 2035/8/1     | 2,585,173.92  | 2,503,740.92  |    |
|             | FNMA 834655 | 4.500     | 2035/8/1     | 76,635.39     | 69,912.16     |    |
| FNMA 834671 | 5.500       | 2035/8/1  | 3,837,114.03 | 3,716,244.91  |               |    |
| FNMA 835141 | 4.500       | 2035/10/1 | 2,999,702.79 | 2,736,538.84  |               |    |
| FNMA 835146 | 4.500       | 2035/9/1  | 1,094,891.16 | 998,836.35    |               |    |
| FNMA 835155 | 4.500       | 2035/8/1  | 489,285.73   | 446,360.69    |               |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|---------------|---------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 835167 | 5.500     | 2035/8/1     | 3,070,122.91  | 2,973,414.02  |    |
|             | FNMA 835209 | 5.500     | 2035/8/1     | 58,036.75     | 56,208.59     |    |
|             | FNMA 835290 | 4.500     | 2035/9/1     | 210,736.12    | 192,248.24    |    |
|             | FNMA 835306 | 5.500     | 2035/10/1    | 97,605.91     | 94,531.32     |    |
|             | FNMA 835332 | 5.500     | 2035/8/1     | 1,759,646.34  | 1,704,217.46  |    |
|             | FNMA 835698 | 4.500     | 2035/9/1     | 777,565.62    | 709,349.78    |    |
|             | FNMA 835751 | 4.500     | 2035/8/1     | 198,852.96    | 181,407.58    |    |
|             | FNMA 835759 | 4.500     | 2035/8/1     | 8,999,995.32  | 8,210,425.68  |    |
|             | FNMA 835760 | 4.500     | 2035/9/1     | 728,334.18    | 664,437.42    |    |
|             | FNMA 835780 | 4.500     | 2035/9/1     | 106,958.07    | 97,574.63     |    |
|             | FNMA 835790 | 4.500     | 2035/9/1     | 1,124,362.97  | 1,025,722.59  |    |
|             | FNMA 835804 | 4.500     | 2035/10/1    | 1,138,219.83  | 1,038,363.80  |    |
|             | FNMA 835984 | 4.500     | 2035/8/1     | 980,563.89    | 894,539.01    |    |
|             | FNMA 836161 | 4.500     | 2035/8/1     | 226,483.69    | 206,614.27    |    |
|             | FNMA 836302 | 4.500     | 2035/10/1    | 207,602.67    | 189,389.68    |    |
|             | FNMA 836653 | 4.500     | 2035/10/1    | 349,965.80    | 319,263.30    |    |
|             | FNMA 836751 | 5.500     | 2035/10/1    | 256,380.61    | 248,304.61    |    |
|             | FNMA 836777 | 5.500     | 2035/10/1    | 2,907,094.16  | 2,815,520.69  |    |
|             | FNMA 836802 | 5.500     | 2035/10/1    | 54,544.99     | 52,826.82     |    |
|             | FNMA 837212 | 5.500     | 2035/8/1     | 1,421,343.84  | 1,376,571.50  |    |
|             | FNMA 837367 | 5.500     | 2035/10/1    | 49,462.09     | 47,904.03     |    |
|             | FNMA 837563 | 5.500     | 2035/6/1     | 22,273,805.62 | 21,572,180.68 |    |
|             | FNMA 837959 | 5.500     | 2035/9/1     | 2,894,160.06  | 2,802,994.00  |    |
|             | FNMA 838046 | 4.500     | 2035/9/1     | 263,468.28    | 240,354.20    |    |
|             | FNMA 838242 | 4.500     | 2035/8/1     | 2,137,762.73  | 1,950,216.79  |    |
|             | FNMA 838263 | 4.500     | 2035/9/1     | 3,117,791.91  | 2,844,267.99  |    |
|             | FNMA 838509 | 4.500     | 2035/8/1     | 605,857.86    | 552,705.94    |    |
|             | FNMA 838528 | 4.500     | 2035/9/1     | 1,999,801.27  | 1,824,358.69  |    |
|             | FNMA 838572 | 5.500     | 2035/10/1    | 320,248.92    | 310,161.07    |    |
|             | FNMA 838605 | 4.500     | 2035/9/1     | 740,758.46    | 675,771.72    |    |
|             | FNMA 838609 | 4.500     | 2035/9/1     | 592,981.52    | 540,959.25    |    |
|             | FNMA 838612 | 4.500     | 2035/9/1     | 179,779.46    | 164,007.40    |    |
|             | FNMA 838630 | 4.500     | 2035/10/1    | 9,717,537.33  | 8,865,017.75  |    |
|             | FNMA 838631 | 5.500     | 2035/11/1    | 195,040.49    | 188,896.71    |    |
|             | FNMA 838658 | 4.500     | 2035/11/1    | 197,539.86    | 180,209.68    |    |
|             | FNMA 838736 | 4.500     | 2035/9/1     | 496,421.00    | 452,869.98    |    |
|             | FNMA 838877 | 4.500     | 2035/6/1     | 1,064,590.34  | 973,376.23    |    |
|             | FNMA 839068 | 4.500     | 2035/10/1    | 753,929.59    | 687,787.34    |    |
|             | FNMA 839079 | 5.500     | 2035/10/1    | 45,034.16     | 43,615.58     |    |
|             | FNMA 839240 | 4.500     | 2035/9/1     | 1,138,816.96  | 1,038,908.53  |    |
|             | FNMA 839277 | 4.500     | 2035/9/1     | 176,494.66    | 161,010.78    |    |
|             | FNMA 839309 | 5.500     | 2035/9/1     | 56,364.78     | 54,589.28     |    |
|             | FNMA 839466 | 4.500     | 2035/9/1     | 15,714,418.76 | 14,335,792.67 |    |
|             | FNMA 839662 | 4.500     | 2035/9/1     | 290,950.51    | 265,425.42    |    |
|             | FNMA 839683 | 4.500     | 2035/9/1     | 499,452.36    | 455,635.40    |    |
|             | FNMA 840108 | 5.500     | 2035/10/1    | 863,224.96    | 836,033.37    |    |
|             | FNMA 840510 | 4.500     | 2035/9/1     | 221,370.94    | 201,950.06    |    |
| FNMA 841084 | 5.500       | 2035/9/1  | 259,690.80   | 251,510.53    |               |    |
| FNMA 841470 | 4.500       | 2035/9/1  | 773,481.87   | 705,624.29    |               |    |
| FNMA 841599 | 4.500       | 2035/9/1  | 596,534.29   | 545,614.11    |               |    |
| FNMA 842155 | 4.500       | 2035/9/1  | 3,210,860.01 | 2,936,780.97  |               |    |
| FNMA 842158 | 5.500       | 2035/9/1  | 313,432.30   | 303,559.18    |               |    |
| FNMA 842159 | 5.500       | 2035/10/1 | 1,393,752.66 | 1,349,849.44  |               |    |
| FNMA 842189 | 5.500       | 2035/11/1 | 2,976,312.54 | 2,882,558.67  |               |    |
| FNMA 842218 | 5.500       | 2035/12/1 | 886,827.96   | 858,892.87    |               |    |

| 種類          | 銘柄          | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-------------|-------------|-----------|--------------|---------------|---------------|----|
| 特殊<br>債券    | FNMA 842357 | 5.500     | 2035/10/1    | 427,955.75    | 414,475.14    |    |
|             | FNMA 842990 | 4.500     | 2035/10/1    | 2,293,278.13  | 2,092,088.83  |    |
|             | FNMA 843128 | 5.500     | 2035/11/1    | 1,000,000.90  | 968,500.87    |    |
|             | FNMA 843347 | 5.500     | 2035/11/1    | 49,531.39     | 47,971.15     |    |
|             | FNMA 843440 | 4.500     | 2035/10/1    | 131,782.43    | 120,221.15    |    |
|             | FNMA 843666 | 4.500     | 2035/10/1    | 495,639.36    | 452,156.91    |    |
|             | FNMA 843732 | 5.500     | 2035/11/1    | 1,990,825.22  | 1,928,114.22  |    |
|             | FNMA 843872 | 4.500     | 2035/10/1    | 999,900.70    | 912,179.40    |    |
|             | FNMA 843901 | 4.500     | 2035/9/1     | 4,943,259.86  | 4,509,587.64  |    |
|             | FNMA 843926 | 5.500     | 2035/11/1    | 46,693.74     | 45,222.88     |    |
|             | FNMA 844008 | 4.500     | 2035/11/1    | 975,641.97    | 890,048.89    |    |
|             | FNMA 844070 | 4.500     | 2035/11/1    | 198,939.74    | 181,486.75    |    |
|             | FNMA 844222 | 5.500     | 2035/11/1    | 1,966,581.50  | 1,904,634.18  |    |
|             | FNMA 844248 | 4.500     | 2035/11/1    | 334,334.04    | 305,002.91    |    |
|             | FNMA 844298 | 5.500     | 2035/11/1    | 16,290,669.52 | 15,777,513.35 |    |
|             | FNMA 844302 | 5.500     | 2030/11/1    | 269,668.83    | 261,627.30    |    |
|             | FNMA 844445 | 5.500     | 2035/12/1    | 2,964,779.46  | 2,871,388.89  |    |
|             | FNMA 844500 | 4.500     | 2035/11/1    | 626,999.66    | 571,992.97    |    |
|             | FNMA 844796 | 4.500     | 2035/9/1     | 961,369.61    | 877,028.65    |    |
|             | FNMA 844797 | 4.500     | 2035/10/1    | 180,516.79    | 164,680.05    |    |
|             | FNMA 844798 | 4.500     | 2035/10/1    | 945,416.83    | 862,475.41    |    |
|             | FNMA 844799 | 4.500     | 2035/10/1    | 701,675.79    | 640,117.75    |    |
|             | FNMA 844803 | 4.500     | 2035/10/1    | 306,777.24    | 279,863.67    |    |
|             | FNMA 844804 | 4.500     | 2035/10/1    | 286,019.90    | 260,927.37    |    |
|             | FNMA 845085 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,472,681.51  | 1,426,292.03  |    |
|             | FNMA 845086 | 4.500     | 2035/12/1    | 1,108,973.61  | 1,011,683.34  |    |
|             | FNMA 845096 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,140,914.35  | 1,104,975.54  |    |
|             | FNMA 845205 | 4.500     | 2035/11/1    | 158,202.47    | 144,323.36    |    |
|             | FNMA 845218 | 5.500     | 2035/11/1    | 1,984,955.94  | 1,922,429.82  |    |
|             | FNMA 845327 | 4.500     | 2035/12/1    | 2,999,702.69  | 2,736,538.75  |    |
|             | FNMA 845335 | 5.500     | 2035/12/1    | 988,290.36    | 957,159.21    |    |
|             | FNMA 845336 | 4.500     | 2035/12/1    | 172,379.64    | 157,256.77    |    |
|             | FNMA 845338 | 5.500     | 2035/12/1    | 2,855,255.27  | 2,765,314.70  |    |
|             | FNMA 845378 | 4.500     | 2036/1/1     | 696,468.33    | 635,367.16    |    |
|             | FNMA 845548 | 4.500     | 2035/12/1    | 121,736.56    | 111,056.61    |    |
|             | FNMA 845617 | 4.500     | 2035/10/1    | 948,863.03    | 865,619.27    |    |
|             | FNMA 846220 | 5.500     | 2035/11/1    | 1,990,835.18  | 1,928,123.86  |    |
|             | FNMA 846521 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,092,398.44  | 1,057,987.88  |    |
|             | FNMA 846528 | 5.500     | 2035/12/1    | 996,150.93    | 964,772.17    |    |
|             | FNMA 846529 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,893,240.83  | 1,833,603.73  |    |
|             | FNMA 846664 | 5.500     | 2035/12/1    | 894,211.42    | 866,043.75    |    |
|             | FNMA 846890 | 5.500     | 2035/12/1    | 987,036.49    | 955,944.84    |    |
|             | FNMA 847699 | 5.500     | 2035/11/1    | 986,815.72    | 955,731.02    |    |
|             | FNMA 847736 | 5.500     | 2035/12/1    | 478,924.32    | 463,838.20    |    |
|             | FNMA 847738 | 5.500     | 2035/12/1    | 982,083.30    | 951,147.67    |    |
|             | FNMA 847741 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,737,617.86  | 1,682,882.89  |    |
|             | FNMA 847742 | 5.500     | 2035/12/1    | 1,702,582.40  | 1,648,951.04  |    |
| FNMA 847818 | 4.500       | 2035/11/1 | 28,839.70    | 26,309.59     |               |    |
| FNMA 847820 | 5.500       | 2035/12/1 | 1,993,202.36 | 1,930,416.48  |               |    |
| FNMA 847908 | 5.500       | 2035/12/1 | 485,851.75   | 470,547.41    |               |    |
| FNMA 848086 | 5.500       | 2035/10/1 | 2,105,559.35 | 2,039,234.22  |               |    |
| FNMA 848090 | 5.500       | 2035/10/1 | 1,225,716.89 | 1,187,106.80  |               |    |
| FNMA 848193 | 5.500       | 2035/11/1 | 98,700.60    | 95,591.53     |               |    |
| FNMA 848228 | 4.500       | 2035/12/1 | 138,724.18   | 126,553.90    |               |    |
| FNMA 848501 | 4.500       | 2035/12/1 | 1,999,999.24 | 1,824,539.30  |               |    |

| 種類                | 銘柄          | 利率<br>(%)  | 償還日            | 券面総額           | 評価額            | 備考 |
|-------------------|-------------|------------|----------------|----------------|----------------|----|
| 特殊<br>債券          | FNMA 849216 | 4.500      | 2036/1/1       | 606,920.32     | 553,675.20     |    |
|                   | FNMA 849307 | 5.500      | 2036/2/1       | 1,000,000.88   | 968,500.85     |    |
|                   | FNMA 849415 | 5.500      | 2035/11/1      | 47,727.41      | 46,223.99      |    |
|                   | FNMA 849753 | 5.500      | 2035/12/1      | 533,931.38     | 517,112.54     |    |
|                   | FNMA 849796 | 5.500      | 2035/5/1       | 1,050.53       | 1,018.69       |    |
|                   | FNMA 850157 | 5.500      | 2035/12/1      | 1,495,738.96   | 1,448,623.18   |    |
|                   | FNMA 850160 | 5.500      | 2036/1/1       | 996,513.16     | 965,122.99     |    |
|                   | FNMA 850310 | 5.500      | 2036/1/1       | 1,000,000.84   | 968,500.81     |    |
|                   | FNMA 850379 | 5.500      | 2036/1/1       | 889,209.86     | 861,199.74     |    |
|                   | FNMA 850421 | 5.500      | 2036/2/1       | 1,000,000.81   | 968,300.78     |    |
|                   | FNMA 850564 | 4.500      | 2036/1/1       | 746,242.74     | 680,774.86     |    |
|                   | FNMA 850571 | 5.500      | 2035/12/1      | 562,747.10     | 545,020.56     |    |
|                   | FNMA 850647 | 4.500      | 2036/1/1       | 912,266.05     | 832,232.94     |    |
|                   | FNMA 850886 | 5.500      | 2035/12/1      | 1,021,767.78   | 989,582.08     |    |
|                   | FNMA 850887 | 5.500      | 2035/12/1      | 979,922.73     | 949,055.16     |    |
|                   | FNMA 851332 | 5.500      | 2036/2/1       | 2,000,001.82   | 1,936,601.76   |    |
|                   | FNMA 851469 | 4.500      | 2036/1/1       | 208,745.71     | 190,432.44     |    |
|                   | FNMA 851529 | 4.500      | 2036/2/1       | 723,967.14     | 660,453.49     |    |
|                   | FNMA 852587 | 4.500      | 2036/2/1       | 146,561.37     | 133,703.54     |    |
|                   | FNMA 863091 | 5.500      | 2036/1/1       | 997,090.60     | 965,682.23     |    |
|                   | FNMA 863110 | 5.500      | 2035/12/1      | 763,118.26     | 739,080.03     |    |
|                   | FNMA 863621 | 5.500      | 2035/12/1      | 98,409.72      | 95,309.81      |    |
|                   | FNMA 863784 | 5.500      | 2035/12/1      | 6,335,622.80   | 6,136,050.62   |    |
|                   | FNMA 863870 | 5.500      | 2035/12/1      | 1,170,324.89   | 1,133,459.64   |    |
|                   | FNMA 863913 | 5.500      | 2035/12/1      | 586,430.94     | 567,958.36     |    |
|                   | FNMA 863956 | 4.500      | 2035/12/1      | 91,250.81      | 83,245.37      |    |
|                   | FNMA 863958 | 5.500      | 2035/12/1      | 4,589,093.09   | 4,444,536.64   |    |
|                   | FNMA 864018 | 4.500      | 2035/12/1      | 777,354.66     | 709,157.32     |    |
|                   | FNMA 864070 | 5.500      | 2035/12/1      | 996,949.74     | 965,545.82     |    |
|                   | FNMA 864159 | 5.500      | 2035/12/1      | 997,166.71     | 965,755.95     |    |
|                   | FNMA 864402 | 5.500      | 2035/12/1      | 95,612.16      | 92,600.37      |    |
|                   | FNMA 864457 | 4.500      | 2035/12/1      | 1,637,756.69   | 1,494,076.28   |    |
|                   | FNMA 864693 | 4.500      | 2035/12/1      | 253,772.36     | 231,508.90     |    |
|                   | FNMA 865187 | 5.500      | 2036/2/1       | 891,921.01     | 863,825.49     |    |
|                   | FNMA 865226 | 5.500      | 2035/12/1      | 2,000,001.76   | 1,937,001.70   |    |
|                   | FNMA 865660 | 5.500      | 2036/2/1       | 82,946.17      | 80,316.77      |    |
|                   | FNMA 866182 | 4.500      | 2035/12/1      | 343,156.98     | 313,051.81     |    |
|                   | FNMA 866591 | 4.500      | 2036/1/1       | 1,316,301.59   | 1,200,243.27   |    |
|                   | FNMA 867853 | 5.500      | 2036/2/1       | 1,000,000.00   | 968,300.00     |    |
|                   | FNMA 868244 | 5.500      | 2036/3/1       | 45,658,026.00  | 44,210,666.57  |    |
|                   | FNMA 868863 | 4.500      | 2036/4/1       | 914,442.00     | 833,815.64     |    |
|                   | FNMA 870157 | 5.500      | 2036/3/1       | 1,799,820.00   | 1,742,765.70   |    |
|                   | FNMA 878059 | 5.500      | 2036/3/1       | 2,000,000.00   | 1,936,600.00   |    |
|                   | FNMA 878472 | 5.500      | 2036/2/1       | 2,000,000.02   | 1,937,000.00   |    |
|                   | FNMA 878523 | 5.500      | 2036/2/1       | 1,000,000.85   | 968,300.82     |    |
|                   | FNMA 878557 | 5.500      | 2036/3/1       | 1,000,000.00   | 968,300.00     |    |
|                   | FNMA 879827 | 4.500      | 2035/8/1       | 776,153.30     | 708,061.36     |    |
|                   | FNMA 880015 | 5.500      | 2036/3/1       | 1,000,000.00   | 968,300.00     |    |
|                   | FNMA 880611 | 5.500      | 2036/3/1       | 938,993.00     | 909,226.91     |    |
|                   | FNMA TBA    | 4.500      | 2021/4/1       | 155,500,000.00 | 147,675,240.00 |    |
| FNMA TBA          | 5.000       | 2021/4/1   | 162,400,000.00 | 157,476,032.00 |                |    |
| FNMA TBA          | 5.500       | 2036/5/1   | 649,800,000.00 | 628,681,500.00 |                |    |
| FNR 2001-29 AI IO | 0.47841     | 2041/1/25  | 18,597,241.81  | 333,076.60     |                |    |
| FNR 2001-50 BI    | 0.45173     | 2041/10/25 | 18,897,600.89  | 251,338.06     |                |    |
| FNR 2002-14 A1    | 7.000       | 2042/1/1   | 5,267,702.08   | 5,325,594.12   |                |    |

| 種類               | 銘柄                | 利率<br>(%)  | 償還日            | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|------------------|-------------------|------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 特殊<br>債券         | FNR 2002-14 A2    | 7.500      | 2042/1/25      | 11,309,402.00  | 11,595,982.22 |    |
|                  | FNR 2002-26 A1    | 7.000      | 2048/1/1       | 6,739,279.10   | 6,933,033.37  |    |
|                  | FNR 2002-26 A2    | 7.500      | 2048/1/25      | 10,582,335.72  | 10,875,466.41 |    |
|                  | FNR 2002-26 I0    | 0.24281    | 2048/1/25      | 39,620,859.99  | 200,877.74    |    |
|                  | FNR 2002-33 A2    | 7.500      | 2032/6/1       | 16,727,174.25  | 17,118,422.84 |    |
|                  | FNR 2003-18 X1    | 0.68319    | 2042/12/25     | 31,709,820.38  | 15,347,870.15 |    |
|                  | FNR 2005-45 EW    | 1.90187    | 2035/6/25      | 7,141,539.53   | 320,869.37    |    |
|                  | FNR 2005-65 K1    | 2.18187    | 2035/8/25      | 10,036,173.61  | 476,015.71    |    |
|                  | FNR 2005-65 K0    | 0.000      | 2035/8/1       | 300,912.17     | 233,246.05    |    |
|                  | FNR 2005-74 SE    | 1.28187    | 2035/9/25      | 84,979,429.93  | 2,036,956.91  |    |
|                  | FNR 2005-113 D1   | 2.41187    | 2036/1/25      | 144,466,911.79 | 8,806,702.92  |    |
|                  | FNR 2005-113 D0   | 0.000      | 2036/1/25      | 22,226,441.79  | 16,770,961.65 |    |
|                  | FNS 329 2 I0      | 5.500      | 2033/1/1       | 21,638,507.67  | 5,525,825.69  |    |
|                  | FNW 2001-W3 A     | 7.000      | 2041/9/25      | 726,432.42     | 741,781.93    |    |
|                  | FNW 2001-W3 A10   | 0.65959    | 2041/9/25      | 113,822,806.10 | 3,035,654.23  |    |
|                  | FNW 2002-W1 2A    | 7.500      | 2042/2/25      | 10,039,587.44  | 10,351,918.99 |    |
|                  | FNW 2002-W3 A5    | 7.500      | 2028/1/25      | 4,208,269.95   | 4,344,828.29  |    |
|                  | FNW 2002-W4 A5    | 7.500      | 2042/5/25      | 16,791,435.24  | 17,325,067.02 |    |
|                  | FNW 2002-W6 2A    | 7.500      | 2042/6/1       | 10,463,746.21  | 10,820,036.76 |    |
|                  | FNW 2002-W7 A5    | 7.500      | 2029/2/25      | 2,677,758.72   | 2,770,650.16  |    |
|                  | FNW 2002-W8 A3    | 7.500      | 2042/6/25      | 584,443.90     | 599,843.99    |    |
|                  | FNW 2003-W1 2A    | 7.500      | 2042/12/1      | 4,259,082.37   | 4,400,398.71  |    |
|                  | FNW 2003-W2 1A2   | 7.000      | 2042/7/1       | 868,461.39     | 883,233.91    |    |
|                  | FNW 2003-W2 1A3   | 7.500      | 2042/7/25      | 7,726,661.51   | 8,014,865.96  |    |
|                  | FNW 2003-W2 1I0   | 0.4715     | 2042/7/1       | 43,204,223.91  | 705,524.95    |    |
|                  | FNW 2003-W2 2I0   | 0.85445    | 2042/7/25      | 85,980,792.21  | 1,613,859.45  |    |
|                  | FNW 2003-W3 1A1   | 6.500      | 2042/8/25      | 305,204.72     | 307,472.39    |    |
|                  | FNW 2003-W3 1A2   | 7.000      | 2042/8/1       | 1,859,976.40   | 1,901,658.47  |    |
|                  | FNW 2003-W3 1A3   | 7.500      | 2042/8/25      | 4,279,918.97   | 4,403,950.99  |    |
|                  | FNW 2003-W3 1I0   | 0.43804    | 2042/8/25      | 72,638,635.58  | 693,698.95    |    |
|                  | FNW 2003-W3 2I01  | 0.68239    | 2042/6/25      | 31,857,964.14  | 509,408.84    |    |
|                  | FNW 2003-W3 2I02  | 1.45557    | 2042/6/25      | 4,123,890.88   | 9,814.86      |    |
|                  | FNW 2003-W4 3A I0 | 0.30482    | 2042/10/25     | 35,661,056.86  | 480,354.42    |    |
|                  | FNW 2003-W4 4A    | 7.500      | 2042/10/1      | 1,544,433.81   | 1,595,570.01  |    |
|                  | FNW 2003-W6 1I01  | 1.28649    | 2042/10/25     | 8,662,506.18   | 90,349.93     |    |
|                  | FNW 2003-W6 2I01  | 0.00439    | 2042/9/25      | 10,162,033.57  | 406.47        |    |
|                  | FNW 2003-W6 2I03  | 0.35087    | 2042/9/25      | 51,419,876.21  | 640,691.65    |    |
|                  | FNW 2003-W6 3I0   | 0.36453    | 2042/9/1       | 47,942,764.51  | 619,420.51    |    |
|                  | FNW 2003-W6 5I01  | 0.68195    | 2042/9/25      | 35,044,756.49  | 802,875.36    |    |
|                  | FNW 2003-W6 PT1   | 9.57434    | 2042/9/25      | 2,929,077.38   | 3,120,873.36  |    |
|                  | FNW 2003-W8 1I01  | 0.030      | 2042/12/25     | 21,055,983.23  | 2,737.26      |    |
|                  | FNW 2003-W8 1I02  | 1.63705    | 2042/12/25     | 63,361,745.68  | 3,960,109.10  |    |
|                  | FNW 2003-W10 1I0  | 1.96491    | 2043/6/25      | 92,675,365.79  | 3,980,406.92  |    |
|                  | FNW 2003-W10 3I0  | 1.92877    | 2043/6/25      | 25,980,063.41  | 2,136,600.41  |    |
|                  | FNW 2003-W12 2I02 | 2.2293     | 2043/6/25      | 43,074,848.68  | 2,780,912.21  |    |
|                  | FNW 2003-W14 1I02 | 1.00923    | 2043/9/25      | 188,585,452.72 | 4,739,152.42  |    |
|                  | FNW 2003-W15 2I02 | 1.2835     | 2043/8/25      | 182,226,849.49 | 5,443,115.93  |    |
|                  | FNW 2003-W17 1I02 | 1.15082    | 2033/8/1       | 170,937,323.61 | 7,403,295.46  |    |
|                  | FNW 2003-W18 1I02 | 0.98161    | 2043/8/25      | 192,171,503.05 | 4,863,860.74  |    |
|                  | FNW 2003-W19 1I02 | 1.10617    | 2033/11/25     | 119,466,302.80 | 3,182,582.30  |    |
| FNW 2004-W1 1I02 | 0.51701           | 2043/11/25 | 204,348,846.63 | 2,580,925.87   |               |    |
| FNW 2004-W1 2A2  | 7.000             | 2033/12/1  | 16,917,880.51  | 17,244,564.78  |               |    |
| FNW 2004-W11 1A4 | 7.500             | 2044/5/1   | 9,176,768.59   | 9,510,068.82   |               |    |
| FNW 2004-W12 1A3 | 7.000             | 2044/7/1   | 957,414.85     | 971,967.55     |               |    |
| FNW 2004-W12 1A4 | 7.500             | 2044/7/1   | 3,091,250.23   | 3,176,939.68   |               |    |

| 種類             | 銘柄                 | 利率<br>(%)  | 償還日        | 券面総額             | 評価額                                   | 備考 |
|----------------|--------------------|------------|------------|------------------|---------------------------------------|----|
| 特殊<br>債券       | FNW 2004-W2 5A     | 7.500      | 2044/3/25  | 24,240,716.94    | 25,206,467.10                         |    |
|                | FNW 2004-W8 3A     | 7.500      | 2044/6/25  | 15,105,503.07    | 15,690,539.19                         |    |
|                | FNW 2004-W9 2A3    | 7.500      | 2044/2/25  | 9,479,026.49     | 9,917,431.46                          |    |
|                | FNW 2004-W14 2A    | 7.500      | 2044/7/1   | 1,531,017.53     | 1,574,498.42                          |    |
|                | FNW 2005-W1 1A4    | 7.500      | 2044/10/1  | 13,960,607.77    | 14,428,846.55                         |    |
|                | FNW 2005-W3 1A     | 7.500      | 2045/3/1   | 13,077,893.16    | 13,439,889.24                         |    |
|                | FSPC T-41 2A       | 7.000      | 2032/7/1   | 619,213.07       | 629,157.63                            |    |
|                | FSPC T-41 3A       | 7.500      | 2032/7/1   | 15,524,047.67    | 16,017,867.60                         |    |
|                | FSPC T-42 A5       | 7.500      | 2042/2/25  | 12,501,870.33    | 12,919,807.83                         |    |
|                | FSPC T-42 A6       | 9.500      | 2042/2/1   | 1,245,444.49     | 1,324,642.30                          |    |
|                | FSPC T-51 2A       | 7.500      | 2042/8/25  | 4,105,649.11     | 4,193,879.50                          |    |
|                | FSPC T-56 110      | 0.27964    | 2043/5/25  | 40,433,228.27    | 470,642.77                            |    |
|                | FSPC T-56 210      | 0.03912    | 2043/5/25  | 37,565,792.40    | 88,279.60                             |    |
|                | FSPC T-56 310      | 0.35498    | 2043/5/25  | 33,105,818.26    | 420,443.89                            |    |
|                | FSPC T-56 A10      | 0.64607    | 2043/5/25  | 43,140,708.67    | 915,877.23                            |    |
|                | FSPC T-57 1A3      | 7.500      | 2043/7/1   | 16,559,781.01    | 17,149,640.40                         |    |
|                | FSPC T-58 4A       | 7.500      | 2043/9/25  | 1,973,528.49     | 2,056,771.91                          |    |
|                | FSPC T-59 1A2      | 7.000      | 2043/10/1  | 5,888,705.29     | 6,045,933.72                          |    |
|                | FSPC T-59 1A3      | 7.500      | 2043/10/1  | 22,312,493.83    | 23,362,519.78                         |    |
|                | FSPC T-60 1A2      | 7.000      | 2044/3/1   | 30,883,496.48    | 31,394,000.67                         |    |
|                | FSPC T-60 1A3      | 7.500      | 2044/3/1   | 23,711,594.73    | 24,357,735.68                         |    |
|                | GNMA 165650        | 7.000      | 2026/1/15  | 1,011.60         | 1,050.97                              |    |
|                | GNMA 455340        | 7.000      | 2027/11/15 | 12,702.14        | 13,200.95                             |    |
|                | GNMA 491615        | 7.000      | 2030/1/15  | 69,271.36        | 71,922.37                             |    |
|                | GNMA 500946        | 7.000      | 2029/7/15  | 32,066.72        | 33,293.27                             |    |
|                | GNMA 537824        | 7.000      | 2031/3/15  | 28,744.35        | 29,837.49                             |    |
|                | GNMA 539655        | 7.000      | 2031/6/15  | 75,113.14        | 77,969.69                             |    |
|                | GNMA 541321        | 7.000      | 2031/3/15  | 20,639.25        | 21,424.16                             |    |
|                | GNMA 545889        | 7.000      | 2031/8/15  | 99,477.48        | 103,260.60                            |    |
|                | GNMA 551599        | 7.000      | 2031/8/15  | 33,701.14        | 34,982.79                             |    |
|                | GNMA 552090        | 7.000      | 2031/8/15  | 173,352.52       | 179,945.11                            |    |
|                | GNMA 553588        | 7.000      | 2031/11/15 | 62,602.79        | 64,983.57                             |    |
|                | GNMA 554711        | 7.000      | 2031/3/15  | 51,954.95        | 53,930.79                             |    |
|                | GNMA 564666        | 7.000      | 2031/6/15  | 57,215.12        | 59,391.01                             |    |
| GNMA 564824    | 7.000              | 2031/9/15  | 47,483.66  | 49,289.46        |                                       |    |
| GNMA 570148    | 7.000              | 2031/12/15 | 46,801.73  | 48,581.59        |                                       |    |
| GNMA 571267    | 7.000              | 2031/10/15 | 29,875.77  | 31,011.94        |                                       |    |
| GNMA 572395    | 7.000              | 2031/11/15 | 52,325.64  | 54,315.58        |                                       |    |
| GNMA 589934    | 7.000              | 2032/5/1   | 126,613.81 | 131,408.67       |                                       |    |
| GNMA II 002921 | 7.500              | 2030/5/20  | 29,682.62  | 30,884.76        |                                       |    |
| GNR 1998-2 EA  | 0.000              | 2028/1/16  | 119,910.62 | 98,124.05        |                                       |    |
|                | 特殊債券 計             |            |            | 4,966,634,794.70 | 2,477,481,419.60<br>(292,962,177,868) |    |
| 社債券            | AABST 2004-2N N1   | 4.500      | 2034/4/25  | 248,108.16       | 247,969.21                            |    |
|                | AABST 2004-3 A1    | 5.17813    | 2034/9/25  | 4,131,825.37     | 4,131,660.09                          |    |
|                | AABST 2004-5N NOTE | 5.000      | 2034/12/25 | 527,247.31       | 523,039.87                            |    |
|                | AABST 2004-6N NOTE | 4.750      | 2035/1/25  | 1,110,234.35     | 1,116,773.63                          |    |
|                | ABCMT 2004-C1 C    | 5.82625    | 2013/9/20  | 6,147,000.00     | 6,234,471.81                          |    |
|                | ABFC 2002-NC1 A10  | 0.000      | 2033/7/1   | 21,313,000.00    | 1,278.78                              |    |
|                | ABFC 2004-OPT4 A2  | 5.12813    | 2034/5/25  | 3,708,814.17     | 3,722,944.75                          |    |
|                | ABFC 2005-OPT1 B1  | 7.31813    | 2035/7/25  | 1,752,000.00     | 1,298,179.44                          |    |
|                | ABFCN 2004-FF1 N1  | 5.000      | 2034/7/26  | 91,923.58        | 91,889.56                             |    |
|                | ABFCN 2004-OPT5 N1 | 4.450      | 2034/9/26  | 252,107.20       | 251,492.05                            |    |
|                | ABSHE 2004-HE1 A3  | 5.14875    | 2034/1/15  | 8,756.15         | 8,756.23                              |    |
|                | ABSHE 2004-HE9 A2  | 5.18813    | 2034/12/25 | 2,061,227.77     | 2,066,401.45                          |    |

| 種類                   | 銘柄                        | 利率<br>(%) | 償還日           | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|----------------------|---------------------------|-----------|---------------|----------------|---------------|----|
| 社債券                  | ABSHE 2005-HE1 A3         | 5.10813   | 2035/3/25     | 2,918,834.63   | 2,921,665.89  |    |
|                      | ABSHE 2006-HE2 M11        | 7.30938   | 2036/3/25     | 1,028,000.00   | 821,557.04    |    |
|                      | ACAP 2003-2A G1           | 5.47625   | 2033/9/20     | 2,120,975.38   | 2,146,681.60  |    |
|                      | ACMF 1997-C1 G            | 7.000     | 2029/6/1      | 3,838,000.00   | 3,872,849.04  |    |
|                      | ACMF 1997-C1 H            | 7.000     | 2029/6/1      | 2,277,000.00   | 2,290,365.99  |    |
|                      | AEP TEXAS NORTH CO        | 5.500     | 2013/3/1      | 3,160,000.00   | 3,070,824.80  |    |
|                      | AFC 1999-2 1A             | 5.22813   | 2029/6/24     | 5,500,994.66   | 5,525,584.10  |    |
|                      | AHM 2004-3 2A             | 3.590     | 2034/10/1     | 18,536,897.31  | 18,299,439.65 |    |
|                      | AHM 2004-3 3A             | 3.710     | 2034/10/1     | 13,236,885.17  | 13,058,054.84 |    |
|                      | ALLFIRST FINANCIAL INC    | 7.200     | 2007/7/1      | 3,705,000.00   | 3,774,468.75  |    |
|                      | AMCAR 2005-1 E            | 5.820     | 2012/6/6      | 2,073,482.03   | 2,065,768.67  |    |
|                      | AMERICAN GENERAL CORP     | 7.500     | 2010/8/11     | 2,775,000.00   | 2,964,699.00  |    |
|                      | AMERITECH CAPITAL FUNDING | 6.250     | 2009/5/18     | 1,885,000.00   | 1,906,960.25  |    |
|                      | AMFM INC                  | 8.000     | 2008/11/1     | 295,000.00     | 309,050.85    |    |
|                      | AMIT 2004-1 2A1           | 5.15813   | 2035/1/25     | 4,542,801.51   | 4,546,208.61  |    |
|                      | AMSI 2004-R1 A2           | 5.11813   | 2034/2/25     | 1,523,104.80   | 1,523,851.12  |    |
|                      | AMSI 2004-R7 A3           | 5.08813   | 2034/8/25     | 966,689.04     | 966,824.37    |    |
|                      | AMSI 2006-R1 M10          | 7.31813   | 2036/3/25     | 3,448,000.00   | 2,887,113.84  |    |
|                      | AMXCA 2004-C C            | 5.24875   | 2012/2/15     | 18,409,692.18  | 18,450,561.69 |    |
|                      | APPALACHIAN POWER CO      | 5.800     | 2035/10/1     | 2,710,000.00   | 2,431,845.60  |    |
|                      | AQNIM 2004-1AN1 A         | 5.437     | 2034/10/25    | 72,799.12      | 72,653.52     |    |
|                      | AQNIM 2004-RN9A N1        | 4.800     | 2034/11/25    | 571,106.95     | 569,690.60    |    |
|                      | ARCAP 2003-1A E           | 7.110     | 2038/8/20     | 2,874,000.00   | 2,873,913.78  |    |
|                      | ARCAP 2004-1A E           | 6.420     | 2039/4/21     | 3,520,137.00   | 3,412,702.41  |    |
|                      | ARCHSTONE-SMITH TRUST     | 5.750     | 2016/3/15     | 1,970,000.00   | 1,928,334.50  |    |
|                      | ARNIM 2004-WN9 A          | 5.190     | 2034/10/25    | 172,472.61     | 172,272.54    |    |
|                      | ARROW ELECTRONICS INC     | 7.500     | 2027/1/15     | 2,195,000.00   | 2,286,751.00  |    |
|                      | ASC 1996-MD6 A7           | 8.29319   | 2029/11/11    | 7,630,368.00   | 7,915,972.67  |    |
|                      | ASC 1997-MD7 A1B          | 7.410     | 2030/1/13     | 48,715,056.66  | 49,392,195.94 |    |
|                      | AT&T CORP                 | 9.750     | 2031/11/15    | 2,755,000.00   | 3,211,338.20  |    |
|                      | ATMOS ENERGY CORP         | 4.950     | 2014/10/15    | 3,245,000.00   | 3,007,433.55  |    |
|                      | AVNET INC                 | 6.000     | 2015/9/1      | 3,095,000.00   | 2,927,251.00  |    |
|                      | BACM 2001-PB1 K           | 6.150     | 2035/5/1      | 2,650,000.00   | 2,674,963.00  |    |
|                      | BACM 2004-3 A5            | 5.48111   | 2039/6/1      | 56,062,300.00  | 54,971,888.26 |    |
|                      | BACM 2004-4 XC            | 0.07994   | 2042/7/1      | 102,720,000.00 | 1,556,208.00  |    |
|                      | BACM 2005-4 XC IO         | 0.04487   | 2045/7/1      | 343,082,668.34 | 2,494,210.99  |    |
|                      | BACM 2006-1 XC            | 0.0447    | 2045/9/1      | 204,217,000.00 | 1,407,055.13  |    |
|                      | BAFC 2004-NIM1 NOTE       | 6.000     | 2034/12/20    | 17,539.72      | 17,539.72     |    |
|                      | BALL 2002-FL2A L1         | 7.840     | 2014/9/8      | 2,242,535.00   | 2,241,794.96  |    |
|                      | BALL 2003-BAA2 X1A        | 0.4401    | 2015/11/15    | 80,174,452.63  | 132,287.84    |    |
|                      | BALL 2004-BBA4 G          | 5.44875   | 2018/6/15     | 1,694,000.00   | 1,695,795.64  |    |
|                      | BALL 2004-BBA4 H          | 5.69875   | 2018/6/15     | 1,145,768.00   | 1,146,890.85  |    |
|                      | BALL 2005-BOCA G          | 5.39875   | 2016/12/15    | 300,000.00     | 300,549.00    |    |
|                      | BALL 2005-BOCA H          | 5.69875   | 2016/12/15    | 750,000.00     | 751,350.00    |    |
|                      | BALL 2005-BOCA J          | 5.84875   | 2016/12/15    | 300,000.00     | 300,558.00    |    |
|                      | BALL 2005-BOCA K          | 6.09875   | 2016/12/15    | 1,685,000.00   | 1,688,134.10  |    |
|                      | BALL 2005-BOCA L          | 6.44875   | 2016/12/15    | 3,681,000.00   | 3,686,852.79  |    |
|                      | BALL 2005-BOCA M          | 6.84875   | 2016/12/15    | 3,770,000.00   | 3,772,224.30  |    |
|                      | BALL 2005-ESHA G          | 5.78125   | 2008/7/14     | 2,631,000.00   | 2,640,603.15  |    |
|                      | BALL 2005-ESHA K          | 6.70125   | 2008/7/14     | 6,855,000.00   | 6,860,895.30  |    |
| BALL 2005-MIB1 J     | 5.79875                   | 2009/3/15 | 5,529,000.00  | 5,535,800.67   |               |    |
| BALL 2005-MIB1 K     | 6.74875                   | 2009/3/15 | 1,948,000.00  | 1,895,540.36   |               |    |
| BALTA 2004-12 2A2    | 4.9945                    | 2034/12/1 | 20,557,536.51 | 20,402,532.68  |               |    |
| BALTA 2005-5 21A1    | 4.68451                   | 2035/7/1  | 17,519,994.54 | 17,294,337.01  |               |    |
| BANK OF AMERICA CORP | 7.750                     | 2015/8/15 | 663,000.00    | 750,721.53     |               |    |

| 種類                             | 銘柄                                      | 利率<br>(%) | 償還日            | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|--------------------------------|---|-----------|----------------|----------------|---------------|----|
| 社債券                            | BANK OF NEW YORK CO INC                 | 3.400     | 2013/3/15      | 1,655,000.00   | 1,590,090.90  |    |
|                                | BANK ONE CORP                           | 5.250     | 2013/1/30      | 2,885,000.00   | 2,800,873.40  |    |
|                                | BARCLAYS BANK PLC                       | 6.278     | 2049/12/29     | 4,460,000.00   | 4,481,497.20  |    |
|                                | BASST 2002-X1 A3                        | 5.436     | 2033/10/1      | 6,422,000.00   | 6,416,733.96  |    |
|                                | BAVAT 2005-LJ2 C                        | 4.920     | 2014/2/25      | 851,000.00     | 825,716.79    |    |
|                                | BAVAT 2005-LJ2 D                        | 5.270     | 2014/2/25      | 1,700,000.00   | 1,663,603.00  |    |
|                                | BAYC 2004-2 IO                          | 0.720     | 2034/8/25      | 36,437,583.37  | 2,722,616.22  |    |
|                                | BAYC 2004-3 IO                          | 0.775     | 2035/1/25      | 26,654,087.61  | 1,972,935.56  |    |
|                                | BAYC 2005-1 A1                          | 5.11813   | 2035/3/25      | 5,881,142.28   | 5,874,084.90  |    |
|                                | BAYC 2005-1A IO                         | 0.775     | 2035/4/25      | 32,047,585.07  | 2,363,509.39  |    |
|                                | BAYC 2005-3A IO                         | 0.775     | 2035/11/25     | 68,955,490.23  | 5,671,589.07  |    |
|                                | BAYER CORP                              | 6.200     | 2008/2/15      | 1,500,000.00   | 1,514,205.00  |    |
|                                | BAYV 2003-F A                           | 5.3206    | 2034/12/28     | 5,229,591.20   | 5,233,670.28  |    |
|                                | BAYV 2003-F A10                         | 4.000     | 2006/5/28      | 9,381,818.19   | 34,149.80     |    |
|                                | BAYV 2003-G A1                          | 5.4206    | 2039/1/28      | 12,000,000.00  | 12,013,920.00 |    |
|                                | BAYV 2004-B A1                          | 5.3206    | 2039/5/28      | 13,996,459.00  | 13,996,319.03 |    |
|                                | BAYV 2004-B M2                          | 6.7206    | 2038/5/28      | 700,000.00     | 708,890.00    |    |
|                                | BAYV 2004-D A                           | 5.21063   | 2044/8/28      | 10,750,555.33  | 10,758,725.75 |    |
|                                | BAYV 2004-D A10                         | 3.9375    | 2007/5/28      | 51,075,979.10  | 1,573,650.91  |    |
|                                | BAYV 2005-B A10                         | 3.48738   | 2039/4/28      | 38,341,144.02  | 1,271,008.92  |    |
|                                | BCM 2001-A A                            | 6.805     | 2030/12/1      | 6,241,793.33   | 6,270,505.57  |    |
|                                | BEAVER VALLEY II FUNDING                | 9.000     | 2017/6/1       | 2,730,000.00   | 3,057,954.90  |    |
|                                | BFAT 2003-SSRA A                        | 5.51813   | 2038/10/25     | 3,320,506.99   | 3,340,097.98  |    |
|                                | BFAT 2003-SSRA M                        | 6.16813   | 2038/10/25     | 3,694,520.14   | 3,734,790.40  |    |
|                                | BFAT 2003-X A101                        | 0.610     | 2006/4/28      | 15,474,198.53  | 24,139.73     |    |
|                                | BFAT 2004-SSRA A1                       | 5.41813   | 2039/12/25     | 4,279,031.18   | 4,288,872.95  |    |
|                                | BLOCK FINANCIAL CORP                    | 5.125     | 2014/10/30     | 2,795,000.00   | 2,534,785.50  |    |
|                                | BNSF FUNDING TRUST I                    | 6.613     | 2055/12/15     | 6,685,000.00   | 6,405,968.10  |    |
|                                | BOIT 2003-C4 C4                         | 5.77875   | 2011/2/15      | 5,320,000.00   | 5,407,567.20  |    |
|                                | BOSPHORUS FINANCIAL SERVICES LTD        | 6.54875   | 2012/2/15      | 9,301,000.00   | 9,369,548.37  |    |
|                                | BRANDYWINE OPERATING PARTNERSHIP LP /PA | 5.750     | 2012/4/1       | 1,910,000.00   | 1,883,565.60  |    |
|                                | BRDH 2004-A SUB                         | 6.570     | 2009/11/16     | 6,094,000.00   | 6,164,690.40  |    |
|                                | BSABS 2003-1 A1                         | 5.31813   | 2042/11/25     | 851,143.51     | 853,237.32    |    |
|                                | BSABS 2003-3 A2                         | 5.40813   | 2043/6/25      | 4,748,000.00   | 4,789,924.84  |    |
|                                | BSABS 2005-3 A1                         | 5.26813   | 2035/7/25      | 6,159,143.13   | 6,160,251.77  |    |
|                                | BSABS 2006-EC1 M9                       | 6.81813   | 2035/12/25     | 1,780,000.00   | 1,440,678.60  |    |
|                                | BSABS 2006-PC1 M9                       | 6.56813   | 2035/12/25     | 1,290,000.00   | 1,036,837.50  |    |
|                                | BSARM 2004-1 11A1                       | 3.62675   | 2034/4/1       | 6,937,981.19   | 6,887,333.92  |    |
|                                | BSCMS 2000-WF2 F                        | 8.19856   | 2032/10/1      | 1,862,000.00   | 2,081,157.40  |    |
|                                | BSCMS 2004-PR3I X1                      | 0.2603    | 2041/2/1       | 31,003,927.91  | 687,357.08    |    |
|                                | BSCMS 2004-PWR4 A3                      | 5.468     | 2041/6/1       | 17,613,000.00  | 17,265,143.25 |    |
|                                | BSCMS 2004-PWR4 X                       | 0.28772   | 2041/6/1       | 102,232,421.69 | 826,037.96    |    |
|                                | BSCMS 2004-PWR5 X1 IO                   | 0.076     | 2042/7/1       | 150,589,000.00 | 3,091,592.17  |    |
|                                | BSCMS 2004-PWR6 X1                      | 0.067     | 2041/11/1      | 88,527,940.32  | 1,560,747.58  |    |
|                                | BSCMS 2004-T16 A6                       | 4.750     | 2046/2/1       | 17,613,000.00  | 16,402,458.51 |    |
| BSCMS 2004-T16 X1              | 0.08713                                 | 2046/8/1  | 38,970,042.99  | 754,460.03     |               |    |
| BSCMS 2005-LXR1 G              | 5.69875                                 | 2018/9/15 | 3,938,000.00   | 3,939,890.24   |               |    |
| BSCMS 2005-LXR1 H              | 5.94875                                 | 2018/9/15 | 3,938,000.00   | 3,942,331.80   |               |    |
| BSCMS 2005-LXR1 J              | 6.39875                                 | 2018/9/15 | 6,537,000.00   | 6,549,616.41   |               |    |
| BSCMS 2005-LXR1 X1             | 0.73889                                 | 2018/9/15 | 381,594,000.00 | 2,991,696.96   |               |    |
| BSCMS 2005-PW10 X1 IO P/P 144A | 0.03736                                 | 2040/12/1 | 167,569,000.00 | 759,087.57     |               |    |
| BSCMS 2005-PWR9 X1 IO          | 0.046                                   | 2042/9/1  | 158,250,000.00 | 1,542,937.50   |               |    |

| 種類             | 銘柄                                      | 利率<br>(%) | 償還日           | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|----------------|---|-----------|---------------|----------------|---------------|----|
| 社債券            | BSNIM 2004-FR1 A1                       | 5.000     | 2034/5/25     | 283,050.97     | 282,532.98    |    |
|                | BSNIM 2004-HE6 A1                       | 5.250     | 2034/8/25     | 267,062.69     | 266,531.23    |    |
|                | BSNIM 2004-HE7N A1                      | 5.250     | 2034/8/25     | 296,184.07     | 295,766.45    |    |
|                | BSNIM 2004-HE8N A1                      | 5.000     | 2034/9/25     | 172,732.93     | 172,233.73    |    |
|                | BUCKEYE PARTNERS LP                     | 5.300     | 2014/10/15    | 2,055,000.00   | 1,955,127.00  |    |
|                | CA INC                                  | 5.625     | 2014/12/1     | 3,705,000.00   | 3,495,222.90  |    |
|                | CAESARS ENTERTAINMENT INC               | 7.000     | 2013/4/15     | 3,600,000.00   | 3,730,356.00  |    |
|                | CAPITAL AUTO<br>RECEIVABLES ASSET TRUST | 7.160     | 2013/1/15     | 1,200,000.00   | 1,192,680.00  |    |
|                | CAPITAL ONE BANK                        | 6.500     | 2013/6/13     | 2,720,000.00   | 2,798,390.40  |    |
|                | CARAT 2005-1 D                          | 6.500     | 2012/5/15     | 5,901,000.00   | 5,777,433.06  |    |
|                | CARMX 2004-2 D                          | 3.670     | 2011/9/15     | 878,926.64     | 861,813.93    |    |
|                | CARSX 2004-AA B3                        | 8.09875   | 2011/1/15     | 216,059.82     | 221,530.44    |    |
|                | CARSX 2004-AA B4                        | 10.24875  | 2011/1/15     | 984,643.43     | 1,034,013.45  |    |
|                | CCCIT 2001-C1 C1                        | 5.680     | 2010/1/15     | 4,450,000.00   | 4,513,012.00  |    |
|                | CCI 2005-1A D                           | 5.612     | 2035/6/15     | 11,978,000.00  | 11,620,097.36 |    |
|                | CCMSC 1998-1 F                          | 6.560     | 2030/5/1      | 16,000,000.00  | 16,289,280.00 |    |
|                | CCMSC 1998-1 G                          | 6.560     | 2030/5/1      | 4,145,000.00   | 4,196,439.45  |    |
|                | CCMSC 1998-1 H                          | 6.340     | 2030/5/18     | 6,485,000.00   | 4,938,716.60  |    |
|                | CCMSC 2000-3 A2                         | 7.319     | 2032/10/1     | 5,891,000.00   | 6,242,457.06  |    |
|                | CD 2006-CD2 X                           | 0.130     | 2046/1/1      | 219,492,222.00 | 1,327,927.94  |    |
|                | CDCMC 2004-HE3 A2                       | 5.16813   | 2034/11/25    | 1,775,580.02   | 1,781,368.41  |    |
|                | CENDANT CORP                            | 2.445     | 2006/8/17     | 4,390,000.00   | 2,186,834.60  |    |
|                | CENDANT CORP                            | 6.250     | 2010/3/15     | 7,215,000.00   | 7,369,401.00  |    |
|                | CENTERPOINT ENERGY<br>RESOURCES CORP    | 7.750     | 2011/2/15     | 3,535,000.00   | 3,807,689.90  |    |
|                | CFNIM 2004-OPT1 NOTE                    | 4.458     | 2034/6/27     | 836,477.39     | 835,950.40    |    |
|                | CGCMT 2004-C2 XC                        | 0.10972   | 2041/10/1     | 133,968,547.34 | 3,405,480.47  |    |
|                | CGCMT 2005-C3 XC                        | 0.05485   | 2043/5/1      | 490,031,908.03 | 5,150,235.35  |    |
|                | CHAMT 2003-3 C                          | 5.82875   | 2010/10/15    | 7,010,000.00   | 7,136,881.00  |    |
|                | CHECN 2004-2 N1                         | 4.450     | 2034/10/26    | 86,966.65      | 86,830.98     |    |
|                | CHECN 2004-2 N2                         | 8.000     | 2034/10/26    | 936,000.00     | 927,594.72    |    |
|                | CHECN 2004-2 N3                         | 8.000     | 2034/10/26    | 521,000.00     | 474,464.28    |    |
|                | CHEVRON PHILLIPS<br>CHEMICAL CO LLC     | 5.375     | 2007/6/15     | 2,395,000.00   | 2,393,179.80  |    |
|                | CHEVRON PHILLIPS<br>CHEMICAL CO LLC     | 7.000     | 2011/3/15     | 250,000.00     | 261,980.00    |    |
|                | CIT GROUP INC                           | 7.750     | 2012/4/2      | 6,165,000.00   | 6,746,606.10  |    |
|                | CIT GROUP INC                           | 5.000     | 2014/2/13     | 3,855,000.00   | 3,617,185.05  |    |
|                | CIT GROUP INC                           | 5.000     | 2015/2/1      | 3,280,000.00   | 3,060,174.40  |    |
|                | CITIGROUP INC                           | 5.000     | 2014/9/15     | 3,523,000.00   | 3,332,687.54  |    |
|                | CITIZENS COMMUNICATIONS CO              | 6.250     | 2013/1/15     | 2,605,000.00   | 2,513,825.00  |    |
|                | CLEVELAND<br>ELECTRIC ILLUMINATING CO   | 7.880     | 2017/11/1     | 2,175,000.00   | 2,475,519.75  |    |
|                | CMAC 1997-ML1 A2                        | 6.530     | 2030/12/15    | 2,251,525.56   | 2,266,588.25  |    |
|                | CMAC 1997-ML1 A3                        | 6.570     | 2030/12/15    | 7,714,500.00   | 7,803,602.47  |    |
|                | CMAC 1998-C1 F                          | 6.230     | 2031/7/1      | 7,275,000.00   | 7,390,527.00  |    |
|                | CMLTI 2006-WMC1 M10                     | 8.31813   | 2035/12/25    | 621,000.00     | 550,820.79    |    |
|                | CNF 2000-2 A5                           | 8.850     | 2030/12/1     | 8,500,000.00   | 7,210,550.00  |    |
|                | CNF 2000-4 A6                           | 8.310     | 2032/5/1      | 8,408,000.00   | 6,874,380.80  |    |
|                | CNF 2001-1 A4                           | 6.210     | 2032/7/1      | 9,397,971.29   | 9,393,742.20  |    |
|                | CNF 2001-1 A5                           | 6.990     | 2032/7/1      | 90,000.00      | 85,360.50     |    |
| CNF 2001-1 A10 | 2.500                                   | 2032/7/1  | 22,615,575.00 | 381,072.43     |               |    |
| CNF 2001-3 A3  | 5.790                                   | 2033/5/1  | 5,522,509.68  | 5,513,839.33   |               |    |
| CNF 2001-3 A4  | 6.910                                   | 2033/5/1  | 3,365,000.00  | 3,193,889.75   |               |    |

| 種類               | 銘柄                                 | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|------------------|------------------------------------|-----------|--------------|----------------|---------------|----|
| 社債券              | CNF 2001-4 A4                      | 7.360     | 2033/9/1     | 3,315,000.00   | 3,314,767.95  |    |
|                  | CNF 2002-1 A                       | 6.681     | 2032/12/1    | 13,198,884.13  | 13,205,747.54 |    |
|                  | CNF 2002-1 M2                      | 9.546     | 2032/12/1    | 1,749,000.00   | 898,776.12    |    |
|                  | CNF 2002-2 A10                     | 8.500     | 2033/3/1     | 5,043,017.82   | 1,176,636.89  |    |
|                  | CNLF 1999-1 A2                     | 7.645     | 2014/6/18    | 3,385,000.00   | 3,503,644.25  |    |
|                  | COLONIAL PROPERTIES TRUST          | 6.250     | 2014/6/15    | 1,185,000.00   | 1,184,324.55  |    |
|                  | COLONIAL REALTY LP                 | 7.000     | 2007/7/14    | 195,000.00     | 197,546.70    |    |
|                  | COMCAST CORP                       | 4.950     | 2016/6/15    | 3,145,000.00   | 2,824,084.20  |    |
|                  | COMCAST CORP                       | 5.500     | 2011/3/15    | 6,960,000.00   | 6,858,105.60  |    |
|                  | COMET 2002-C1 C1                   | 7.49875   | 2010/7/15    | 1,248,000.00   | 1,291,842.24  |    |
|                  | COMM 2001-J2A A2F                  | 5.25094   | 2034/7/16    | 6,065,000.00   | 6,140,327.30  |    |
|                  | COMM 2004-LB2A A4                  | 4.715     | 2039/3/1     | 17,209,000.00  | 16,098,847.41 |    |
|                  | COMM 2004-LB3A A5                  | 5.44117   | 2037/7/1     | 7,394,000.00   | 7,216,026.42  |    |
|                  | COMM 2005-C6 XC I0                 | 0.040     | 2044/6/1     | 325,832,000.00 | 2,183,074.40  |    |
|                  | COMM 2006-CNL H                    | 5.75556   | 2019/2/1     | 3,592,000.00   | 3,538,084.08  |    |
|                  | COMM 2006-CNL J                    | 5.75556   | 2019/2/1     | 2,652,000.00   | 2,604,714.84  |    |
|                  | COMMONWEALTH EDISON CO             | 5.900     | 2036/3/15    | 1,435,000.00   | 1,328,365.15  |    |
|                  | CONSOLIDATED NATURAL GAS CO        | 5.000     | 2014/12/1    | 3,290,000.00   | 3,046,671.60  |    |
|                  | CONSUMERS ENERGY CO                | 5.000     | 2012/2/15    | 4,920,000.00   | 4,702,634.40  |    |
|                  | CONSUMERS ENERGY CO                | 5.375     | 2013/4/15    | 2,340,000.00   | 2,259,293.40  |    |
|                  | CONSUMERS ENERGY CO                | 5.650     | 2020/4/15    | 3,245,000.00   | 3,054,778.10  |    |
|                  | CONTINENTAL AIRLINES INC           | 6.320     | 2008/11/1    | 1,000,000.00   | 996,680.00    |    |
|                  | CONTINENTAL AIRLINES INC           | 6.563     | 2012/2/15    | 5,000.00       | 5,122.60      |    |
|                  | CONTINENTAL AIRLINES INC           | 6.648     | 2017/9/15    | 5,163,142.92   | 5,163,401.06  |    |
|                  | CONTINENTAL AIRLINES INC           | 6.900     | 2018/1/2     | 1,147,014.39   | 1,158,736.86  |    |
|                  | CONTINENTAL AIRLINES INC           | 6.545     | 2019/2/2     | 401,442.38     | 399,997.18    |    |
|                  | CORE INVESTMENT GRADE BOND TRUST I | 4.659     | 2007/11/30   | 83,595,991.00  | 82,367,129.91 |    |
|                  | COUNTRYWIDE CAPITAL III            | 8.050     | 2027/6/15    | 2,765,000.00   | 3,087,841.40  |    |
|                  | COX COMMUNICATIONS INC             | 7.750     | 2010/11/1    | 3,475,000.00   | 3,711,717.00  |    |
|                  | COX COMMUNICATIONS INC             | 6.750     | 2011/3/15    | 3,670,000.00   | 3,769,530.40  |    |
|                  | COX ENTERPRISES INC                | 7.875     | 2010/9/15    | 3,145,000.00   | 3,331,467.05  |    |
|                  | CPMH 2005-1 A1                     | 4.230     | 2035/7/1     | 5,417,336.70   | 5,376,327.46  |    |
|                  | CPTN 2004-EC1N NOTE                | 5.000     | 2035/9/25    | 337,281.80     | 335,760.65    |    |
|                  | CREST 2003-2A D2                   | 6.7228    | 2038/12/28   | 4,015,000.00   | 3,958,227.90  |    |
|                  | CRISP 2002-1A A                    | 6.93538   | 2007/3/22    | 1,470,000.00   | 1,492,050.00  |    |
|                  | CSFB 1997-C2 F                     | 7.460     | 2035/1/11    | 4,056,000.00   | 4,365,594.48  |    |
|                  | CSFB 2001-CK1 AY                   | 0.78496   | 2035/12/1    | 130,765,000.00 | 3,933,411.20  |    |
|                  | CSFB 2002-CP3 AX                   | 0.42962   | 2035/7/1     | 69,366,489.27  | 2,764,254.59  |    |
|                  | CSFB 2003-C3 AX                    | 0.33809   | 2038/5/1     | 172,586,433.78 | 7,038,074.76  |    |
|                  | CSFB 2004-C3 A5                    | 5.113     | 2036/7/1     | 22,711,000.00  | 21,727,840.81 |    |
|                  | CSFB 2004-C3 AX                    | 0.11634   | 2036/7/1     | 220,207,271.00 | 3,840,414.80  |    |
|                  | CSFB 2004-C4 AX                    | 0.14805   | 2039/10/1    | 65,234,279.56  | 1,563,013.33  |    |
|                  | CSFB 2004-C5 AX                    | 0.12422   | 2037/11/1    | 147,103,083.08 | 3,025,910.41  |    |
|                  | CSFB 2004-FR1N A                   | 5.000     | 2034/11/1    | 2,094,980.15   | 2,074,030.34  |    |
|                  | CSFB 2004-TF2A H                   | 5.44875   | 2019/11/15   | 1,900,000.00   | 1,905,567.00  |    |
|                  | CSFB 2004-TF2A J                   | 5.69875   | 2019/11/15   | 1,828,000.00   | 1,831,948.48  |    |
|                  | CSFB 2005-C2 A4                    | 4.832     | 2037/4/1     | 12,700,000.00  | 11,889,994.00 |    |
|                  | CSFB 2005-C3 A3                    | 4.645     | 2037/7/1     | 79,021,000.00  | 74,939,565.35 |    |
|                  | CSFB 2005-C4 A5                    | 5.104     | 2038/8/1     | 18,650,000.00  | 17,788,743.00 |    |
|                  | CSFB 2005-C5 A4                    | 5.100     | 2038/8/1     | 18,650,000.00  | 17,776,620.50 |    |
| CSFB 2005-TF2A J | 5.64875                            | 2020/9/15 | 3,859,000.00 | 3,849,969.94   |               |    |
| CSFB 2005-TFLA H | 5.4987                             | 2020/2/15 | 1,263,000.00 | 1,264,149.33   |               |    |
| CSFB 2005-TFLA J | 5.6987                             | 2020/2/15 | 1,869,000.00 | 1,870,084.02   |               |    |
| CVS CORP         | 6.117                              | 2013/1/10 | 2,010,636.87 | 2,020,468.86   |               |    |

| 種類                    | 銘柄   | 利率<br>(%)  | 償還日          | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|-----------------------|--|------------|--------------|----------------|---------------|----|
| 社債券                   | CWALT 2004-15 1A1                            | 4.92222    | 2034/9/1     | 3,064,015.51   | 3,062,452.86  |    |
|                       | CWALT 2005-24 1AX                            | 1.2435     | 2035/7/1     | 82,947,000.00  | 2,177,358.75  |    |
|                       | CWALT 2005-24 1IAX                           | 1.77427    | 2035/7/1     | 97,019,000.00  | 3,638,212.50  |    |
|                       | CWHL 2005-2 2X                               | 1.42844    | 2035/3/1     | 93,830,639.85  | 2,067,088.99  |    |
|                       | CWHL 2005-9 1X                               | 1.51921    | 2035/5/1     | 106,630,172.86 | 2,569,787.16  |    |
|                       | CWHL 2005-R2 2A3                             | 8.000      | 2035/6/1     | 4,198,119.06   | 4,341,610.76  |    |
|                       | CWL 2004-6 1A2                               | 5.18813    | 2034/12/25   | 3,774,968.34   | 3,781,536.78  |    |
|                       | CWL 2004-6N N1                               | 6.250      | 2035/12/25   | 2,994,636.97   | 2,976,609.24  |    |
|                       | CWL 2004-11N N                               | 5.250      | 2036/4/25    | 261,182.81     | 260,448.88    |    |
|                       | CWL 2004-14N N                               | 5.000      | 2036/6/25    | 1,062,918.53   | 1,054,362.03  |    |
|                       | CWL 2004-BC1N NOTE                           | 5.500      | 2035/4/25    | 445,177.98     | 439,016.71    |    |
|                       | CXHE 2003-B A10                              | 4.5755     | 2006/6/1     | 6,405,668.09   | 31,900.22     |    |
|                       | CXHE 2004-C A10                              | 3.500      | 2006/6/1     | 17,553,800.00  | 70,390.73     |    |
|                       | DAIMLERCHRYSLER NA HOLDING<br>CORP           | 7.200      | 2009/9/1     | 3,605,000.00   | 3,746,243.90  |    |
|                       | DAIMLERCHRYSLER NA HOLDING<br>CORP           | 8.000      | 2010/6/15    | 3,215,000.00   | 3,441,914.70  |    |
|                       | DAIMLERCHRYSLER NA HOLDING<br>CORP           | 6.500      | 2013/11/15   | 6,935,000.00   | 6,979,037.25  |    |
|                       | DAYTON POWER & LIGHT CO                      | 5.125      | 2013/10/1    | 2,580,000.00   | 2,477,857.80  |    |
|                       | DELHAIZE AMERICA INC                         | 8.125      | 2011/4/15    | 2,765,000.00   | 2,970,080.05  |    |
|                       | DEUTSCHE BANK<br>CAPITAL FUNDING TRUST VII   | 5.628      | 2049/1/19    | 3,300,000.00   | 3,138,861.00  |    |
|                       | DEUTSCHE TELEKOM<br>INTERNATIONAL FINANCE BV | 5.250      | 2013/7/22    | 3,135,000.00   | 2,986,275.60  |    |
|                       | DEUTSCHE TELEKOM<br>INTERNATIONAL FINANCE BV | 8.250      | 2030/6/15    | 2,090,000.00   | 2,448,393.20  |    |
|                       | DEVELOPERS DIVERSIFIED<br>REALTY CORP        | 5.375      | 2012/10/15   | 1,595,000.00   | 1,540,706.20  |    |
|                       | DLJCM 1998-CF2 B3                            | 6.040      | 2031/11/12   | 2,354,990.00   | 2,370,791.98  |    |
|                       | DLJCM 1999-CG2 B3                            | 6.100      | 2032/6/1     | 5,159,000.00   | 5,241,492.41  |    |
|                       | DLJCM 1999-CG2 B4                            | 6.100      | 2032/6/1     | 10,626,000.00  | 10,867,528.98 |    |
|                       | DLJCM 2000-CF1 A1B                           | 7.620      | 2033/6/1     | 28,986,000.00  | 31,072,992.00 |    |
|                       | DLJMA 1997-CF1 A3                            | 7.760      | 2030/5/15    | 2,600,000.00   | 2,648,776.00  |    |
|                       | DMARC 1998-C1 X 1/0                          | 0.65624    | 2031/6/15    | 3,529,908.14   | 60,184.92     |    |
|                       | DR HORTON INC                                | 7.875      | 2011/8/15    | 755,000.00     | 807,955.70    |    |
|                       | DR HORTON INC                                | 5.875      | 2013/7/1     | 1,710,000.00   | 1,626,021.90  |    |
|                       | DUKE ENERGY FIELD SERVICES<br>LLC            | 5.375      | 2015/10/15   | 1,075,000.00   | 1,021,239.25  |    |
|                       | ENBRIDGE ENERGY PARTNERS LP                  | 5.350      | 2014/12/15   | 2,135,000.00   | 2,012,472.35  |    |
|                       | ENERGY GULF STATES INC                       | 3.600      | 2008/6/1     | 2,365,000.00   | 2,258,385.80  |    |
|                       | ENERGY GULF STATES INC                       | 5.250      | 2015/8/1     | 1,225,000.00   | 1,125,640.25  |    |
|                       | EQUITY ONE INC                               | 3.875      | 2009/4/15    | 2,165,000.00   | 2,046,964.20  |    |
|                       | ERP OPERATING LP                             | 6.584      | 2015/4/13    | 2,420,000.00   | 2,512,589.20  |    |
|                       | EXECUTIVE RISK CAPITAL<br>TRUST              | 8.675      | 2027/2/1     | 2,675,000.00   | 2,832,477.25  |    |
|                       | FFCA 1999-1A C1                              | 7.590      | 2025/9/18    | 2,390,000.00   | 1,867,641.60  |    |
|                       | FFCA 2000-1 A2 144A                          | 7.770      | 2027/9/18    | 3,759,140.38   | 3,863,418.91  |    |
|                       | FFNT 2004-FF7A A                             | 5.000      | 2034/9/27    | 15,129.97      | 15,072.32     |    |
|                       | FFNT 2004-FF10 N1                            | 4.450      | 2034/11/26   | 290,612.31     | 290,193.82    |    |
| FHASI 2005-AR2 1A1    | 4.8294                                       | 2035/5/1   | 9,617,063.90 | 9,493,099.94   |               |    |
| FINM 2004-1 A         | 5.250  | 2034/6/27  | 461,911.62   | 460,308.78     |               |    |
| FIRST UNION CAPITAL I | 7.935  | 2027/1/15  | 360,000.00   | 379,144.80     |               |    |
| FLEET CAPITAL TRUST V | 5.930  | 2028/12/18 | 3,500,000.00 | 3,490,515.00   |               |    |
| FLORIDA POWER CORP    | 5.900  | 2033/3/1   | 845,000.00   | 799,944.60     |               |    |

| 種類                | 銘柄                                | 利率<br>(%) | 償還日           | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|-------------------|-----------------------------------|-----------|---------------|----------------|---------------|----|
| 社債券               | FMIC 2004-3 2A1                   | 5.14813   | 2034/8/25     | 5,166,826.63   | 5,175,351.89  |    |
|                   | FMIC 2005-1 M3                    | 5.35813   | 2035/3/25     | 2,680,000.00   | 2,691,443.60  |    |
|                   | FORCE 2003-1A E                   | 6.580     | 2038/12/27    | 2,424,000.00   | 2,411,758.80  |    |
|                   | FORD MOTOR CREDIT CO              | 7.750     | 2007/2/15     | 5,080,000.00   | 5,003,393.60  |    |
|                   | FORD MOTOR CREDIT CO              | 7.680     | 2007/11/2     | 3,770,000.00   | 3,707,832.70  |    |
|                   | FORD MOTOR CREDIT CO              | 5.625     | 2008/10/1     | 3,522,000.00   | 3,204,526.92  |    |
|                   | FORD MOTOR CREDIT CO              | 6.375     | 2008/11/5     | 1,400,000.00   | 1,300,390.00  |    |
|                   | FORD MOTOR CREDIT CO              | 7.375     | 2009/10/28    | 4,650,000.00   | 4,293,763.50  |    |
|                   | FOREST OIL CORP                   | 8.000     | 2011/12/15    | 2,335,000.00   | 2,498,450.00  |    |
|                   | FORT POINT A2                     | 5.8725    | 2038/12/2     | 1,321,000.00   | 1,333,285.30  |    |
|                   | FORTUNE BRANDS INC                | 5.375     | 2016/1/15     | 2,755,000.00   | 2,607,690.15  |    |
|                   | FOX E 2003-1A A1                  | 5.410     | 2015/12/15    | 5,000,000.00   | 5,010,000.00  |    |
|                   | FRANCE TELECOM SA                 | 7.750     | 2011/3/1      | 3,720,000.00   | 4,042,040.40  |    |
|                   | FRANCE TELECOM SA                 | 8.500     | 2031/3/1      | 2,840,000.00   | 3,468,747.60  |    |
|                   | FRANCHISE FINANCE CORP OF AMERICA | 8.750     | 2010/10/15    | 7,000.00       | 7,875.70      |    |
|                   | FRENT 2004-3 A                    | 4.500     | 2034/11/27    | 1,204,530.57   | 1,195,592.95  |    |
|                   | FRENT 2004-3 B                    | 7.500     | 2034/11/27    | 787,580.80     | 677,319.48    |    |
|                   | FRENT 2004-D N1                   | 4.500     | 2034/11/25    | 764,224.10     | 762,474.02    |    |
|                   | FRENT 2004-D N2                   | 7.500     | 2034/11/25    | 242,599.19     | 240,651.11    |    |
|                   | FUBOA 2001-C1 I03                 | 1.69617   | 2033/3/1      | 104,182,457.95 | 6,720,810.36  |    |
|                   | FULB 1997-C1 A3                   | 7.380     | 2029/4/18     | 3,123,365.03   | 3,148,851.68  |    |
|                   | FULB 1997-C2 F                    | 7.500     | 2029/11/1     | 9,668,000.00   | 10,769,378.56 |    |
|                   | FULB 1997-C2 G                    | 7.500     | 2029/11/1     | 3,131,000.00   | 3,329,599.33  |    |
|                   | FULBA 1998-C2 G                   | 7.000     | 2035/11/1     | 13,042,000.00  | 13,690,969.92 |    |
|                   | FUND AMERICAN COS INC             | 5.875     | 2013/5/15     | 4,320,000.00   | 4,206,513.60  |    |
|                   | GCCFC 2003-C2 A4                  | 4.915     | 2036/1/1      | 5,422,000.00   | 5,167,057.56  |    |
|                   | GCCFC 2005-GG3 A3                 | 4.569     | 2042/8/1      | 14,090,000.00  | 13,400,012.70 |    |
|                   | GCCFC 2005-GG3 XC                 | 0.08048   | 2042/8/1      | 122,285,987.31 | 2,007,935.91  |    |
|                   | GCCFC 2005-GG5 A5                 | 5.224     | 2037/4/1      | 18,650,000.00  | 17,928,991.00 |    |
|                   | GCCFC 2005-GG5 XC                 | 0.04142   | 2037/4/1      | 743,808,033.81 | 3,265,317.26  |    |
|                   | GEBL 2004-2A C                    | 5.59875   | 2032/12/15    | 1,098,582.54   | 1,098,582.54  |    |
|                   | GEBL 2004-2A D                    | 7.49875   | 2032/12/15    | 1,803,385.09   | 1,768,886.33  |    |
|                   | GECAF 2004-1A B                   | 5.66813   | 2018/1/25     | 859,602.91     | 859,087.14    |    |
|                   | GECAF 2005-1A C                   | 6.11813   | 2019/8/26     | 6,885,000.00   | 6,885,000.00  |    |
|                   | GECMC 2004-C2 A4                  | 4.893     | 2040/3/1      | 24,131,000.00  | 22,827,202.07 |    |
|                   | GEMNT 2004-2 C                    | 5.22875   | 2010/9/15     | 6,590,700.00   | 6,611,131.17  |    |
|                   | GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP     | 8.125     | 2012/5/15     | 1,485,000.00   | 1,668,739.05  |    |
|                   | GENERAL MOTORS ACCEPTANCE CORP    | 5.645     | 2006/5/18     | 2,892,000.00   | 2,884,220.52  |    |
|                   | GENERAL MOTORS ACCEPTANCE CORP    | 5.500     | 2007/1/16     | 4,660,000.00   | 4,583,296.40  |    |
|                   | GENERAL MOTORS ACCEPTANCE CORP    | 5.620     | 2007/3/20     | 5,990,000.00   | 5,871,817.30  |    |
|                   | GENERAL MOTORS ACCEPTANCE CORP    | 5.550     | 2007/7/16     | 3,035,000.00   | 2,951,476.80  |    |
|                   | GENERAL MOTORS ACCEPTANCE CORP    | 6.311     | 2007/11/30    | 6,016,000.00   | 5,658,589.44  |    |
|                   | GEORGIA-PACIFIC CORP              | 8.125     | 2011/5/15     | 2,570,000.00   | 2,659,950.00  |    |
| GGPMP 2001-C1A D3 | 6.99875                           | 2014/2/15 | 1,697,666.18  | 1,697,632.22   |               |    |
| GMACC 1997-C1 X   | 1.45864                           | 2029/7/1  | 28,428,184.87 | 848,581.31     |               |    |
| GMACC 1999-C3 F   | 7.80581                           | 2036/8/1  | 1,586,000.00  | 1,727,931.14   |               |    |
| GMACC 1999-C3 G   | 6.974                             | 2036/8/15 | 4,331,033.00  | 4,371,614.77   |               |    |
| GMACC 2003-C3 A4  | 5.023                             | 2040/4/1  | 10,679,000.00 | 10,219,269.05  |               |    |

| 種類                                    | 銘柄                                    | 利率<br>(%)  | 償還日          | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|------------|--------------|----------------|---------------|----|
| 社債券                                   | GMACC 2004-C2 A4                      | 5.301      | 2038/8/1     | 8,881,000.00   | 8,608,264.49  |    |
|                                       | GMACC 2006-C1 XC IO P/P<br>144A       | 0.0393     | 2045/11/1    | 329,412,000.00 | 2,200,472.16  |    |
|                                       | GMACM 2004-HE5 A10                    | 6.000      | 2007/5/1     | 24,974,600.00  | 1,061,420.50  |    |
|                                       | GOLDE 2A 4                            | 7.930      | 2015/7/10    | 1,040,000.00   | 1,046,760.00  |    |
|                                       | GPMF 2005-AR1 X1                      | 0.000      | 2045/6/1     | 91,955,955.57  | 2,514,075.81  |    |
|                                       | GPMH 1999-5 A4                        | 7.590      | 2028/11/15   | 4,808,990.63   | 4,885,068.84  |    |
|                                       | GPMH 2000-3 IA                        | 8.450      | 2031/6/1     | 7,837,539.90   | 6,648,114.84  |    |
|                                       | GRAN 2002-1 1C                        | 5.901      | 2042/4/20    | 4,790,000.00   | 4,823,865.30  |    |
|                                       | GRAN 2002-2 1C                        | 5.851      | 2043/1/20    | 2,060,000.00   | 2,083,195.60  |    |
|                                       | GRAN 2003-3 1C                        | 6.051      | 2044/1/20    | 3,050,000.00   | 3,105,083.00  |    |
|                                       | GRAN 2004-1 1C                        | 5.830      | 2044/3/20    | 4,443,000.00   | 4,447,131.99  |    |
|                                       | GRAN 2004-2 1C                        | 5.630      | 2044/6/20    | 2,163,044.73   | 2,165,056.36  |    |
|                                       | GRAND METROPOLITAN<br>INVESTMENT CORP | 8.000      | 2022/9/15    | 4,985,000.00   | 5,900,445.40  |    |
|                                       | GREENPOINT CAPITAL TRUST I            | 9.100      | 2027/6/1     | 1,925,000.00   | 2,072,050.75  |    |
|                                       | GSAMP 2004-NIM1 N1                    | 5.500      | 2034/9/25    | 1,078,077.42   | 1,077,656.96  |    |
|                                       | GSAMP 2004-NIM1 N2                    | 0.000      | 2034/9/25    | 5,511,000.00   | 4,058,851.50  |    |
|                                       | GSAMP 2004-NIM2 N                     | 4.875      | 2034/10/25   | 3,339,740.22   | 3,325,379.33  |    |
|                                       | GSAMP 2005-NC1 N                      | 5.000      | 2035/2/25    | 1,477,013.82   | 1,473,764.38  |    |
|                                       | GSMPS 2005-RP2 1A2                    | 7.500      | 2035/3/1     | 6,435,994.36   | 6,604,359.97  |    |
|                                       | GSMPS 2005-RP2 1A3                    | 8.000      | 2035/3/1     | 5,298,666.55   | 5,477,443.55  |    |
|                                       | GSMPS 2005-RP3 1A2                    | 7.500      | 2035/9/1     | 4,617,689.34   | 4,744,029.32  |    |
|                                       | GSMPS 2005-RP3 1A3                    | 8.000      | 2035/9/1     | 5,412,854.43   | 5,601,384.14  |    |
|                                       | GSMPS 2005-RP3 1A4                    | 8.500      | 2035/9/1     | 1,729,057.20   | 1,828,529.86  |    |
|                                       | GSMS 1998-C1 F                        | 6.000      | 2030/10/1    | 5,325,000.00   | 5,303,700.00  |    |
|                                       | GSMS 2003-FL6A L                      | 7.99875    | 2006/8/15    | 1,467,000.00   | 1,475,948.70  |    |
|                                       | GSMS 2004-C1 X1                       | 0.08751    | 2028/10/1    | 98,717,483.20  | 671,278.88    |    |
|                                       | GSMS 2004-GG2 A6                      | 5.396      | 2038/8/1     | 26,204,000.00  | 25,570,649.32 |    |
|                                       | GSMS 2004-GG2 XC                      | 0.10263    | 2038/8/1     | 90,938,095.93  | 1,004,865.95  |    |
|                                       | GSMS 2005-GG4 XC                      | 0.11157    | 2039/7/1     | 446,840,211.75 | 8,668,700.10  |    |
|                                       | GSMS 2006-GG6 XC                      | 0.03979    | 2038/4/1     | 401,960,535.66 | 1,607,842.14  |    |
|                                       | GSTR 2002-2A BFL                      | 6.66063    | 2037/10/25   | 661,000.00     | 687,354.07    |    |
|                                       | GT 1996-9 M1                          | 7.630      | 2027/8/15    | 18,099,000.00  | 15,306,143.31 |    |
|                                       | GT 1997-4 A7                          | 7.360      | 2029/2/15    | 2,330,106.57   | 2,398,681.60  |    |
|                                       | GT 1997-6 A8                          | 7.070      | 2029/1/15    | 4,307,026.44   | 4,385,629.66  |    |
|                                       | GT 1997-6 A9                          | 7.550      | 2029/1/15    | 2,825,459.74   | 2,930,086.51  |    |
|                                       | GT 1997-7 A8                          | 6.860      | 2029/7/15    | 1,747,348.71   | 1,768,439.20  |    |
|                                       | GT 1999-1 A5                          | 6.110      | 2023/9/1     | 8,188,889.07   | 8,165,223.18  |    |
|                                       | GT 1999-3 A5                          | 6.160      | 2031/2/1     | 303,974.91     | 304,421.75    |    |
|                                       | GT 1999-3 A6                          | 6.500      | 2031/2/1     | 4,115,000.00   | 4,128,661.80  |    |
|                                       | GT 1999-3 A7                          | 6.740      | 2031/2/1     | 6,751,000.00   | 6,399,340.41  |    |
|                                       | GT 1999-4 A5                          | 6.970      | 2031/5/1     | 12,717,690.39  | 12,783,949.55 |    |
|                                       | GT 1999-5 A4                          | 7.330      | 2030/3/1     | 931,837.34     | 937,372.45    |    |
| GT 1999-5 A5                          | 7.860                                 | 2031/4/1   | 2,857,000.00 | 2,460,476.97   |               |    |
| GTECH HOLDINGS CORP                   | 4.750                                 | 2010/10/15 | 2,555,000.00 | 2,468,845.40   |               |    |
| HARRAH'S OPERATING CO INC             | 5.750                                 | 2017/10/1  | 2,415,000.00 | 2,255,416.80   |               |    |
| HART 2004-A D                         | 4.100                                 | 2011/8/15  | 1,506,000.00 | 1,467,612.06   |               |    |
| HASCN 2005-OP1A A P/P 144A            | 6.250                                 | 2035/11/26 | 4,224,557.62 | 4,079,993.25   |               |    |
| HEAT 2004-3N A                        | 5.000                                 | 2034/3/1   | 22,245.70    | 22,079.07      |               |    |
| HEAT 2004-4N A                        | 5.000                                 | 2034/11/27 | 509,752.85   | 503,380.93     |               |    |
| HERITAGE PROPERTY<br>INVESTMENT TRUST | 5.125                                 | 2014/4/15  | 2,110,000.00 | 1,954,893.90   |               |    |
| HESS CORP                             | 7.875                                 | 2029/10/1  | 3,635,000.00 | 4,136,339.20   |               |    |
| HFP 4 3C                              | 5.900                                 | 2040/7/15  | 2,770,000.00 | 2,775,595.40   |               |    |

| 種類                | 銘柄                               | 利率<br>(%)  | 償還日          | 券面総額             | 評価額           | 備考 |
|-------------------|----------------------------------|------------|--------------|------------------|---------------|----|
| 社債券               | HFP 6 4C                         | 6.150      | 2040/7/15    | 3,145,000.00     | 3,201,012.45  |    |
|                   | HFP 8 2C                         | 5.320      | 2040/7/15    | 2,524,000.00     | 2,529,805.20  |    |
|                   | HILTON HOTELS CORP               | 8.250      | 2011/2/15    | 3,530,000.00     | 3,803,575.00  |    |
|                   | HISTORIC TW INC                  | 9.125      | 2013/1/15    | 2,290,000.00     | 2,626,057.50  |    |
|                   | HISTORIC TW INC                  | 9.150      | 2023/2/1     | 3,840,000.00     | 4,543,526.40  |    |
|                   | HITS 2003-1A A                   | 5.215      | 2036/11/6    | 11,309,768.58    | 10,829,103.41 |    |
|                   | HOSPIRA INC                      | 5.900      | 2014/6/15    | 1,695,000.00     | 1,679,728.05  |    |
|                   | HOSPITALITY PROPERTIES TRUST     | 6.750      | 2013/2/15    | 1,885,000.00     | 1,941,097.60  |    |
|                   | HRPT PROPERTIES TRUST            | 5.750      | 2014/2/15    | 245,000.00       | 236,875.80    |    |
|                   | HRPT PROPERTIES TRUST            | 6.250      | 2016/8/15    | 2,425,000.00     | 2,413,093.25  |    |
|                   | HSBC FINANCE CAPITAL TRUST IX    | 5.911      | 2035/11/30   | 10,700,000.00    | 10,360,489.00 |    |
|                   | ICI WILMINGTON INC               | 5.625      | 2013/12/1    | 4,675,000.00     | 4,504,409.25  |    |
|                   | ILFC E-CAPITAL TRUST I           | 5.900      | 2065/12/21   | 2,025,000.00     | 1,968,097.50  |    |
|                   | ILFC E-CAPITAL TRUST II          | 6.250      | 2065/12/21   | 8,640,000.00     | 8,284,896.00  |    |
|                   | INDEPENDENCE COMMUNITY BANK CORP | 3.500      | 2013/6/20    | 1,255,000.00     | 1,198,688.15  |    |
|                   | INDIANAPOLIS POWER & LIGHT       | 6.300      | 2013/7/1     | 1,440,000.00     | 1,454,241.60  |    |
|                   | INTERNATIONAL LEASE FINANCE CORP | 4.750      | 2012/1/13    | 550,000.00       | 521,598.00    |    |
|                   | IPALCO ENTERPRISES INC           | 8.375      | 2008/11/14   | 2,540,000.00     | 2,647,950.00  |    |
|                   | ISTAR FINANCIAL INC              | 5.875      | 2016/3/15    | 3,500,000.00     | 3,363,640.00  |    |
|                   | JOHNSON CONTROLS INC             | 5.500      | 2016/1/15    | 2,150,000.00     | 2,056,088.00  |    |
|                   | JONES INTERCABLE INC             | 7.625      | 2008/4/15    | 2,920,000.00     | 3,026,959.60  |    |
|                   | JP MORGAN CHASE CAPITAL XV       | 5.875      | 2035/3/15    | 4,290,000.00     | 3,898,709.10  |    |
|                   | JPMAC 2005-FLD1 A2               | 5.07813    | 2035/7/25    | 19,500,000.00    | 19,528,470.00 |    |
|                   | JPMC 1997-C5 F                   | 7.5605     | 2029/9/1     | 3,657,000.00     | 3,999,295.20  |    |
|                   | JPMC 2000-C9 G                   | 6.250      | 2032/10/1    | 4,123,000.00     | 4,190,534.74  |    |
|                   | JPMCC 2003-CB6 A2                | 5.255      | 2037/7/1     | 17,613,000.00    | 17,142,732.90 |    |
|                   | JPMCC 2003-ML1A X1               | 0.41317    | 2039/3/1     | 74,918,823.75    | 2,806,459.13  |    |
|                   | JPMCC 2004-C2 A3                 | 5.21308    | 2041/5/1     | 27,752,900.00    | 26,905,048.90 |    |
|                   | JPMCC 2004-C3 X-1                | 0.06973    | 2042/1/1     | 62,726,457.30    | 1,112,767.35  |    |
|                   | JPMCC 2004-CBX X1                | 0.13852    | 2039/11/1    | 247,945,841.55   | 4,701,053.15  |    |
|                   | JPMCC 2004-FL1A X1A              | 0.91437    | 2019/4/16    | 18,378,872.63    | 93,916.02     |    |
|                   | JPMCC 2004-PNC1 A4               | 5.5447     | 2041/6/1     | 26,145,000.00    | 25,633,080.90 |    |
|                   | JPMCC 2005-CB11 A4               | 5.335      | 2037/8/1     | 24,695,000.00    | 23,928,714.15 |    |
|                   | JPMCC 2005-CB12 A4               | 4.895      | 2037/9/1     | 44,525,000.00    | 41,806,303.50 |    |
|                   | JPMCC 2005-CB12 X1               | 0.06044    | 2037/9/1     | 152,773,177.87   | 1,662,172.17  |    |
|                   | JPMCC 2005-LDP2 X1               | 0.04742    | 2042/7/1     | 467,908,375.24   | 7,697,092.77  |    |
|                   | JPMCC 2005-LDP4 X1               | 0.04107    | 2042/10/1    | 440,363,611.45   | 3,985,290.68  |    |
|                   | JPMCC 2005-LDP5 X1               | 0.03332    | 2044/12/1    | 1,088,661,086.06 | 4,964,294.55  |    |
|                   | JPMCC 2006-CB14 A4               | 5.481      | 2044/12/1    | 6,524,000.00     | 6,386,474.08  |    |
|                   | JPMCC 2006-CB14 X1               | 0.03952    | 2044/12/1    | 161,399,156.07   | 745,664.10    |    |
|                   | JPMCC 2006-LDP6 X1               | 0.0407     | 2043/4/1     | 259,032,200.00   | 1,365,099.69  |    |
|                   | JPMORGAN CHASE & CO              | 5.125      | 2014/9/15    | 6,480,000.00     | 6,150,556.80  |    |
|                   | KANSAS GAS & ELECTRIC            | 5.647      | 2021/3/29    | 1,255,000.00     | 1,184,443.90  |    |
|                   | KINDER MORGAN INC                | 6.500      | 2012/9/1     | 3,155,000.00     | 3,235,200.10  |    |
|                   | KROGER CO                        | 6.750      | 2012/4/15    | 1,390,000.00     | 1,438,246.90  |    |
|                   | L-3 COMMUNICATIONS CORP          | 5.875      | 2015/1/15    | 2,000,000.00     | 1,895,000.00  |    |
|                   | L-3 COMMUNICATIONS CORP          | 6.375      | 2015/10/15   | 2,405,000.00     | 2,368,925.00  |    |
| LBAHC 2004-5 NOTE | 5.000                            | 2034/9/25  | 423,118.87   | 422,496.87       |               |    |
| LBAHC 2005-1 N1   | 4.115                            | 2035/2/25  | 2,588,657.42 | 2,581,926.91     |               |    |
| LBCMT 1998-C4 G   | 5.600                            | 2035/10/1  | 2,453,000.00 | 2,378,060.85     |               |    |
| LBCMT 1998-C4 H   | 5.600                            | 2035/10/15 | 4,152,000.00 | 3,847,824.48     |               |    |

| 種類                | 銘柄  | 利率<br>(%)  | 償還日          | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|-------------------|---|------------|--------------|----------------|---------------|----|
| 社債券               | LBCMT 1999-C1 F                               | 6.410      | 2031/6/15    | 2,464,240.00   | 2,482,007.17  |    |
|                   | LBCMT 1999-C1 G                               | 6.410      | 2031/6/15    | 2,302,970.00   | 2,177,504.19  |    |
|                   | LBFRC 2003-LLFA L                             | 8.65125    | 2014/12/16   | 6,545,000.16   | 6,360,234.80  |    |
|                   | LBFRC 2004-LLFA H                             | 5.69875    | 2017/10/15   | 2,296,000.00   | 2,299,260.32  |    |
|                   | LBFRC 2005-LLFA J                             | 5.54875    | 2018/7/15    | 734,000.00     | 733,845.86    |    |
|                   | LBMLT 2004-3 S1                               | 4.500      | 2006/12/25   | 46,629,206.46  | 1,224,016.66  |    |
|                   | LBMLT 2004-3 S2                               | 4.500      | 2006/12/25   | 21,930,027.81  | 575,663.23    |    |
|                   | LBMLT 2006-WL3 B1                             | 7.31813    | 2036/1/25    | 4,102,000.00   | 3,286,727.50  |    |
|                   | LBUBS 2004-C1 A4                              | 4.568      | 2031/1/11    | 12,683,000.00  | 11,783,775.30 |    |
|                   | LBUBS 2004-C2 XCL                             | 0.1858     | 2036/3/15    | 53,213,438.16  | 1,512,325.91  |    |
|                   | LBUBS 2004-C4 A4                              | 5.13474    | 2029/6/15    | 18,180,000.00  | 17,787,857.40 |    |
|                   | LBUBS 2004-C7 A6                              | 4.786      | 2029/10/11   | 6,642,000.00   | 6,215,982.12  |    |
|                   | LBUBS 2004-C7 XCL                             | 0.1807     | 2036/10/11   | 72,426,647.14  | 1,512,268.39  |    |
|                   | LBUBS 2005-C1 XCL                             | 0.14738    | 2050/3/11    | 223,156,493.90 | 4,713,065.15  |    |
|                   | LBUBS 2005-C2 A5                              | 5.150      | 2030/4/11    | 14,670,000.00  | 14,072,931.00 |    |
|                   | LBUBS 2005-C2 XCL                             | 0.09896    | 2040/4/11    | 91,976,655.84  | 985,989.75    |    |
|                   | LBUBS 2005-C3 AM                              | 4.794      | 2040/7/1     | 17,800,000.00  | 16,541,184.00 |    |
|                   | LBUBS 2005-C3 XCL                             | 0.12289    | 2040/7/11    | 200,295,095.31 | 4,302,338.64  |    |
|                   | LBUBS 2005-C5 XCL IO                          | 0.08386    | 2040/9/11    | 206,692,525.00 | 2,966,037.72  |    |
|                   | LBUBS 2005-C7 XCL                             | 0.07381    | 2040/11/11   | 342,531,964.05 | 3,308,858.77  |    |
|                   | LBUBS 2006-C1A XCL                            | 0.06235    | 2041/2/11    | 225,795,376.76 | 2,508,586.63  |    |
|                   | LEHMAN BROTHERS HOLDINGS<br>E-CAPITAL TRUST I | 5.550      | 2065/8/19    | 5,580,000.00   | 5,595,568.20  |    |
|                   | LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC                  | 5.500      | 2016/4/4     | 195,000.00     | 188,763.90    |    |
|                   | LIBERTY MUTUAL INSURANCE CO                   | 7.697      | 2097/10/15   | 4,690,000.00   | 4,575,282.60  |    |
|                   | LNR 2002-1A EFXD                              | 7.502      | 2037/7/24    | 4,000,000.00   | 4,049,240.00  |    |
|                   | LNR 2003-1A                                   | 7.800      | 2036/7/23    | 6,135,000.00   | 6,614,757.00  |    |
|                   | LOCKHEED MARTIN CORP                          | 8.500      | 2029/12/1    | 3,500,000.00   | 4,439,330.00  |    |
|                   | LOEWS CORP                                    | 5.250      | 2016/3/15    | 1,945,000.00   | 1,828,805.70  |    |
|                   | LUBRIZOL CORP                                 | 5.500      | 2014/10/1    | 1,875,000.00   | 1,791,975.00  |    |
|                   | MACH 2004-1A F                                | 6.37528    | 2040/5/1     | 294,000.00     | 289,904.58    |    |
|                   | MARP 2005-1 1A4 P/P 144A                      | 7.500      | 2034/8/1     | 7,591,702.48   | 7,776,484.51  |    |
|                   | MARP 2005-2 1A3                               | 7.500      | 2035/5/1     | 6,500,512.69   | 6,719,904.99  |    |
|                   | MBNAS 2003-C5 C5                              | 5.92875    | 2010/11/15   | 7,010,000.00   | 7,141,367.40  |    |
|                   | MCFI 1998-MC2 E                               | 7.09858    | 2030/6/18    | 2,400,000.00   | 2,495,760.00  |    |
|                   | MDST 11 B1                                    | 8.221      | 2038/7/15    | 1,927,130.53   | 1,864,961.29  |    |
|                   | MELLON CAPITAL I                              | 7.720      | 2026/12/1    | 8,345,000.00   | 8,758,327.85  |    |
|                   | MESC 11PA 3A1                                 | 5.44063    | 2027/4/28    | 5,027,143.35   | 5,082,542.46  |    |
|                   | METLIFE INC                                   | 5.000      | 2015/6/15    | 2,725,000.00   | 2,558,693.25  |    |
|                   | METLIFE INC                                   | 5.700      | 2035/6/15    | 4,240,000.00   | 3,878,243.20  |    |
|                   | MEZZ 2004-C1 IO                               | 7.6531     | 2037/1/15    | 9,169,898.95   | 3,461,636.85  |    |
|                   | MEZZ 2004-C2 X                                | 6.40995    | 2040/10/1    | 4,004,818.00   | 1,391,674.25  |    |
|                   | MEZZ 2005-C3 X IO P/P 144A                    | 5.55979    | 2044/5/1     | 11,413,000.00  | 3,778,730.17  |    |
|                   | MIDAMERICAN ENERGY HOLDINGS<br>CO             | 6.125      | 2036/4/1     | 9,000,000.00   | 8,597,790.00  |    |
|                   | MLCFC 2006-1 X IO P/P 144A                    | 0.140      | 2039/2/1     | 114,565,000.00 | 693,118.25    |    |
| MLMI 1996-C2 A3   | 6.960   | 2028/11/21 | 18,029.37    | 18,019.27      |               |    |
| MLMI 1998-C3 E    | 6.5253  | 2030/12/1  | 2,281,000.00 | 2,446,326.88   |               |    |
| MLMI 2003-WM3N N1 | 8.000   | 2034/6/1   | 19,294.42    | 19,059.22      |               |    |
| MLMI 2004-FM1N N1 | 5.000   | 2035/1/1   | 94,902.76    | 93,953.73      |               |    |
| MLMI 2004-HE1N N1 | 5.000   | 2006/4/1   | 97,457.93    | 96,635.38      |               |    |
| MLMI 2004-HE2N N1 | 5.000   | 2035/8/1   | 754,540.57   | 741,336.11     |               |    |
| MLMI 2004-OP1N N1 | 4.750   | 2035/6/1   | 202,027.16   | 200,259.42     |               |    |
| MLMI 2004-WM2N N1 | 4.500   | 2034/12/5  | 293,232.40   | 290,000.97     |               |    |
| MLMI 2004-WM3N N1 | 4.500   | 2035/1/1   | 202,826.43   | 199,784.03     |               |    |

| 種類                                 | 銘柄                             | 利率<br>(%) | 償還日          | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|------------------------------------|--------------------------------|-----------|--------------|----------------|---------------|----|
| 社債券                                | MLMI 2004-WMC3 B3              | 5.000     | 2035/1/1     | 516,000.00     | 499,359.00    |    |
|                                    | MLMI 2005-WM1N N1              | 5.000     | 2035/9/1     | 1,913,518.69   | 1,897,923.51  |    |
|                                    | MLMT 2004-BPC1 XC IO           | 0.05504   | 2041/10/1    | 56,963,252.71  | 1,112,492.32  |    |
|                                    | MLMT 2004-KEY2 X-C             | 0.12833   | 2039/8/1     | 108,909,441.54 | 2,278,385.50  |    |
|                                    | MLMT 2005-CIP1 A4              | 5.047     | 2038/7/1     | 24,440,000.00  | 23,208,468.40 |    |
|                                    | MLMT 2005-LC1 X 144A P/P       | 0.1082    | 2044/1/1     | 143,270,000.00 | 1,434,132.70  |    |
|                                    | MLMT 2005-MCP1 A4              | 4.747     | 2043/6/1     | 41,350,000.00  | 38,410,015.00 |    |
|                                    | MLMT 2005-MCP1 AM              | 4.805     | 2043/5/1     | 34,650,000.00  | 32,212,372.50 |    |
|                                    | MLMT 2005-MCP1 XC              | 0.04921   | 2043/6/1     | 285,388,951.00 | 3,744,303.03  |    |
|                                    | MLMT 2005-MKB2 A2              | 4.806     | 2042/9/1     | 20,881,500.00  | 20,386,817.26 |    |
|                                    | MMCA 2002-1 B                  | 5.370     | 2010/1/15    | 7,848,187.93   | 7,826,605.40  |    |
|                                    | MMT 2001-2 C                   | 6.67625   | 2009/11/20   | 5,621,000.00   | 5,629,600.13  |    |
|                                    | MMT 2004-2 C                   | 6.12625   | 2010/10/20   | 4,604,000.00   | 4,630,611.12  |    |
|                                    | MMT 2004-2 D                   | 8.02625   | 2010/10/20   | 2,508,000.00   | 2,533,080.00  |    |
|                                    | MNIM 2004-CI5 N2               | 9.000     | 2034/7/26    | 297,276.45     | 299,000.65    |    |
|                                    | MNIM 2004-HE1A NOTE            | 5.191     | 2034/9/26    | 232,726.46     | 232,261.00    |    |
|                                    | MONONGAHELA POWER CO           | 5.000     | 2006/10/1    | 6,260,000.00   | 6,240,594.00  |    |
|                                    | MOTIVA ENTERPRISES LLC         | 5.200     | 2012/9/15    | 4,345,000.00   | 4,244,152.55  |    |
|                                    | MSAC 2004-WMC3 A2PT            | 5.10813   | 2035/1/25    | 5,108,548.59   | 5,123,056.86  |    |
|                                    | MSALT 2004-HB1 D               | 5.500     | 2011/10/15   | 2,442,813.26   | 2,432,431.30  |    |
|                                    | MSALT 2004-HB2 D               | 3.820     | 2012/3/15    | 94,367.88      | 94,253.69     |    |
|                                    | MSALT 2004-HB2 E               | 5.000     | 2012/3/15    | 1,717,000.00   | 1,696,911.10  |    |
|                                    | MSC 1998-HF1 F                 | 7.180     | 2030/3/1     | 1,373,000.00   | 1,397,672.81  |    |
|                                    | MSC 2004-HQ4 A7                | 4.970     | 2040/4/1     | 7,848,000.00   | 7,424,051.04  |    |
|                                    | MSC 2004-RR F 5 144A           | 6.000     | 2039/4/1     | 3,705,000.00   | 3,018,315.30  |    |
|                                    | MSC 2005-HQ6 A4A               | 4.989     | 2042/8/1     | 59,280,000.00  | 56,109,705.60 |    |
|                                    | MSC 2005-HQ6 X1                | 0.05027   | 2042/8/1     | 229,322,843.20 | 2,398,716.93  |    |
|                                    | MSC 2005-IQ9 X1 IO P/P 144A    | 0.08295   | 2056/7/1     | 385,792,735.68 | 10,829,202.09 |    |
|                                    | MSC 2005-RR6 X                 | 1.54647   | 2043/5/1     | 33,090,000.00  | 2,325,234.30  |    |
|                                    | MSDWC 2000-L1F2 A1             | 6.960     | 2033/10/1    | 590,589.71     | 599,844.24    |    |
|                                    | MSDWC 2001-NC3 B1              | 8.49313   | 2031/10/25   | 458,879.78     | 452,230.60    |    |
|                                    | MSDWC 2001-NC4 B1              | 7.31813   | 2032/1/25    | 490,041.10     | 490,119.49    |    |
|                                    | MSM 2005-5AR 2A1               | 5.42433   | 2035/9/1     | 30,917,144.08  | 30,819,755.07 |    |
|                                    | MVCOT 2002-1A A1               | 5.47625   | 2024/12/20   | 1,912,064.28   | 1,927,475.51  |    |
|                                    | MVCOT 2004-2A C                | 4.741     | 2026/10/1    | 568,413.55     | 558,483.35    |    |
|                                    | MVCOT 2004-2A D                | 5.389     | 2026/10/1    | 529,945.16     | 519,764.91    |    |
|                                    | MVCOT 2005-2 D                 | 6.205     | 2027/10/1    | 703,324.63     | 695,412.22    |    |
|                                    | NAA 2004-R2 PT                 | 10.254    | 2034/10/1    | 1,262,217.81   | 1,294,568.45  |    |
|                                    | NAA 2004-R3 PT                 | 8.79549   | 2035/2/1     | 2,329,991.35   | 2,446,490.91  |    |
|                                    | NATIONAL FUEL GAS CO           | 5.250     | 2013/3/1     | 860,000.00     | 827,947.80    |    |
|                                    | NATIONWIDE FINANCIAL SERVICES  | 5.625     | 2015/2/13    | 705,000.00     | 686,634.75    |    |
|                                    | NATIONWIDE MUTUAL INSURANCE CO | 8.250     | 2031/12/1    | 1,245,000.00   | 1,443,901.20  |    |
|                                    | NAVG 2003-1A A1                | 5.23875   | 2015/11/15   | 3,030,000.00   | 3,035,454.00  |    |
|                                    | NAVOT 2004-B C                 | 3.930     | 2012/10/15   | 1,269,190.03   | 1,222,356.91  |    |
|                                    | NAVOT 2005-A C                 | 4.840     | 2014/1/15    | 3,429,559.72   | 3,395,401.30  |    |
|                                    | NB CAPITAL TRUST IV            | 8.250     | 2027/4/15    | 315,000.00     | 334,003.95    |    |
|                                    | NCHET 2003-5 A17               | 5.150     | 2033/11/1    | 3,798,000.00   | 3,712,203.18  |    |
| NCHET 2004-1 A4                    | 5.11813                        | 2034/5/25 | 3,163,536.80 | 3,168,471.91   |               |    |
| NEVADA POWER CO                    | 9.000                          | 2013/8/15 | 1,066,000.00 | 1,170,212.16   |               |    |
| NEVADA POWER CO                    | 5.875                          | 2015/1/15 | 3,010,000.00 | 2,917,623.10   |               |    |
| NEW CINGULAR WIRELESS SERVICES INC | 8.750                          | 2031/3/1  | 6,050,000.00 | 7,485,725.50   |               |    |
| NEWCA 3A IV                        | 8.00938                        | 2038/9/24 | 1,524,000.00 | 1,530,477.00   |               |    |

| 種類                            | 銘柄                                | 利率<br>(%)  | 償還日          | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------------------|------------|--------------|---------------|---------------|----|
| 社債券                           | NEWFIELD EXPLORATION CO           | 6.625      | 2016/4/15    | 2,440,000.00  | 2,403,400.00  |    |
|                               | NEWMONT MINING CORP               | 5.875      | 2035/4/1     | 2,680,000.00  | 2,437,111.60  |    |
|                               | NEWS AMERICA HOLDINGS INC         | 7.700      | 2025/10/30   | 35,000.00     | 36,960.35     |    |
|                               | NEWS AMERICA HOLDINGS INC         | 7.750      | 2045/12/1    | 2,928,000.00  | 3,094,720.32  |    |
|                               | NEWS AMERICA INC                  | 7.250      | 2018/5/18    | 5,210,000.00  | 5,544,482.00  |    |
|                               | NHEL 2004-2 A4                    | 5.10813    | 2034/9/25    | 3,500,068.22  | 3,501,888.25  |    |
|                               | NISOURCE FINANCE CORP             | 5.250      | 2017/9/15    | 570,000.00    | 526,588.80    |    |
|                               | NISOURCE FINANCE CORP             | 5.450      | 2020/9/15    | 3,370,000.00  | 3,071,013.60  |    |
|                               | NUVEEN INVESTMENTS INC            | 5.000      | 2010/9/15    | 2,060,000.00  | 1,980,051.40  |    |
|                               | NUVEEN INVESTMENTS INC            | 5.500      | 2015/9/15    | 2,065,000.00  | 1,958,776.40  |    |
|                               | OAK 1999-A A3                     | 6.090      | 2029/4/15    | 2,576,072.93  | 2,436,398.25  |    |
|                               | OAK 2000-A A3                     | 7.945      | 2022/3/15    | 100,659.71    | 77,466.70     |    |
|                               | OAK 2001-B A4                     | 7.210      | 2030/9/1     | 2,118,988.90  | 1,894,715.11  |    |
|                               | OAK 2001-E A10                    | 6.000      | 2009/11/15   | 3,777,951.20  | 547,765.11    |    |
|                               | OAK 2002-A A2                     | 5.010      | 2020/3/15    | 1,415,547.18  | 1,146,904.63  |    |
|                               | OAK 2002-A A10 I0                 | 6.000      | 2010/2/15    | 4,565,919.52  | 690,549.65    |    |
|                               | OAK 2002-C A1                     | 5.410      | 2032/11/1    | 13,691,540.65 | 11,625,076.41 |    |
|                               | OCCIDENTAL PETROLEUM CORP         | 10.125     | 2009/9/15    | 1,830,000.00  | 2,093,904.30  |    |
|                               | OFFICE DEPOT INC                  | 6.250      | 2013/8/15    | 2,032,000.00  | 2,011,029.76  |    |
|                               | OMNICOM GROUP INC                 | 5.900      | 2016/4/15    | 2,395,000.00  | 2,326,455.10  |    |
|                               | ONEAMERICA FINANCIAL PARTNERS INC | 7.000      | 2033/10/15   | 2,485,000.00  | 2,574,857.60  |    |
|                               | OOMLT 2005-4 M11                  | 7.31813    | 2035/11/25   | 1,637,000.00  | 1,425,073.98  |    |
|                               | ORGN 2004-B A2                    | 3.790      | 2017/12/1    | 1,530,000.00  | 1,478,943.90  |    |
|                               | OSTAR 2004-A D                    | 7.040      | 2018/11/12   | 2,208,000.00  | 2,271,480.00  |    |
|                               | OSTAR 2005-A D                    | 6.240      | 2012/11/12   | 2,840,000.00  | 2,839,148.00  |    |
|                               | PACIFICORP                        | 5.450      | 2013/9/15    | 2,355,000.00  | 2,317,461.30  |    |
|                               | PCNIM 2004-2 A                    | 5.000      | 2034/10/28   | 798,566.29    | 795,531.73    |    |
|                               | PCNIM 2004-2 B                    | 5.000      | 2034/10/28   | 1,185,000.00  | 1,154,664.00  |    |
|                               | PERMA 3 3C                        | 6.030      | 2042/6/10    | 7,350,000.00  | 7,536,469.50  |    |
|                               | PERMA 5 2C                        | 5.530      | 2042/6/10    | 2,113,000.00  | 2,125,762.52  |    |
|                               | PERMA 8 2C                        | 5.280      | 2042/6/10    | 2,649,000.00  | 2,648,099.34  |    |
|                               | PGMT 2004-BA D                    | 6.14875    | 2010/7/15    | 5,910,000.00  | 5,925,188.70  |    |
|                               | PGMT 2004-DA D                    | 4.400      | 2011/9/15    | 3,319,000.00  | 3,222,516.67  |    |
|                               | PGMT 2004-EA D                    | 5.67875    | 2011/11/15   | 6,398,000.00  | 6,469,465.66  |    |
|                               | PGMT 2004-FA E                    | 5.000      | 2011/11/15   | 5,343,500.00  | 5,343,500.00  |    |
|                               | PILLR 2004-1A C1                  | 5.910      | 2011/6/15    | 3,845,000.00  | 3,918,131.90  |    |
|                               | PILLR 2004-2A C                   | 5.37125    | 2011/9/15    | 1,518,000.00  | 1,532,208.48  |    |
|                               | PNC BANK NA                       | 4.875      | 2017/9/21    | 4,220,000.00  | 3,860,709.20  |    |
|                               | PNCMA 1999-CM1 B3                 | 7.100      | 2032/12/1    | 13,590,000.00 | 14,149,228.50 |    |
|                               | PNCMA 2000-C1 J                   | 6.625      | 2010/6/1     | 931,000.00    | 874,190.38    |    |
|                               | PNCMA 2000-C2 J                   | 6.220      | 2033/10/1    | 3,559,000.00  | 3,532,129.55  |    |
|                               | POTASH CORP OF SASKATCHEWAN       | 7.750      | 2011/5/31    | 1,920,000.00  | 2,087,347.20  |    |
|                               | POTOMAC EDISON CO                 | 5.350      | 2014/11/15   | 2,340,000.00  | 2,251,828.80  |    |
| POWER RECEIVABLE FINANCE LLC  | 6.290                             | 2012/1/1   | 2,446,125.08 | 2,448,620.12  |               |    |
| PP&L CAPITAL FUNDING INC      | 8.375                             | 2007/6/15  | 1,870,000.00 | 1,918,657.40  |               |    |
| PPSI 2004-MHQ1 M10            | 7.31813                           | 2034/12/25 | 1,000,000.00 | 910,380.00    |               |    |
| PPSI 2005-WCW2 M11            | 7.31813                           | 2035/7/25  | 7,303,000.00 | 5,568,537.50  |               |    |
| PPSIN 2004-MCW1 A             | 4.458                             | 2034/9/25  | 70,998.34    | 70,960.71     |               |    |
| PPSIN 2004-WHQ2 A             | 4.000                             | 2035/2/25  | 485,391.21   | 484,425.28    |               |    |
| PREMCO REFINING GROUP INC     | 7.500                             | 2015/6/15  | 1,300,000.00 | 1,363,609.00  |               |    |
| PROGRESS ENERGY INC           | 5.625                             | 2016/1/15  | 1,500,000.00 | 1,452,795.00  |               |    |
| PROLOGIS                      | 5.750                             | 2016/4/1   | 3,420,000.00 | 3,314,561.40  |               |    |
| PRUDENTIAL HOLDINGS LLC       | 8.695                             | 2023/12/18 | 4,995,000.00 | 5,993,350.65  |               |    |
| PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO | 6.875                             | 2009/7/15  | 2,285,000.00 | 2,370,276.20  |               |    |

| 種類               | 銘柄                               | 利率<br>(%) | 償還日            | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|------------------|----------------------------------|-----------|----------------|---------------|---------------|----|
| 社債券              | PUBLIC SERVICE CO OF NEW MEXICO  | 4.400     | 2008/9/15      | 1,325,000.00  | 1,284,455.00  |    |
|                  | PUBLIC SERVICE ELECTRIC & GAS    | 6.375     | 2008/5/1       | 675,000.00    | 685,665.00    |    |
|                  | PUBLIC SERVICE ELECTRIC & GAS    | 5.000     | 2014/8/15      | 2,920,000.00  | 2,767,984.80  |    |
|                  | PURE 2004-1A E                   | 6.060     | 2034/2/28      | 4,028,000.00  | 4,029,007.00  |    |
|                  | PURE 2004-1A F                   | 8.310     | 2034/2/28      | 4,021,000.00  | 4,023,291.97  |    |
|                  | RALI 2004-QA5 A2                 | 4.9702    | 2034/12/1      | 2,401,559.24  | 2,385,036.51  |    |
|                  | RAMC 2003-3 A                    | 5.31813   | 2033/12/25     | 2,411,128.62  | 2,426,849.17  |    |
|                  | RAMC 2005-3 AV2                  | 5.11813   | 2035/11/25     | 7,960,000.00  | 7,967,641.60  |    |
|                  | RAMP 2002-SL1 A13                | 7.000     | 2032/6/1       | 3,396,101.79  | 3,386,558.74  |    |
|                  | RAMP 2003-RS4 A11B               | 5.14813   | 2033/5/25      | 2,323,629.77  | 2,340,476.08  |    |
|                  | RAMP 2004-RS9 A112               | 5.15813   | 2034/5/25      | 4,000,000.00  | 4,011,960.00  |    |
|                  | RAMP 2004-RZ2 A10                | 3.500     | 2006/6/1       | 8,325,566.65  | 32,303.19     |    |
|                  | RASC 2004-KS6 A2B2               | 5.07813   | 2034/3/25      | 7,573,734.36  | 7,586,761.18  |    |
|                  | RASC 2004-KS9 A112               | 5.10813   | 2034/10/25     | 3,965,065.32  | 3,971,171.52  |    |
|                  | RASC 2005-KS10 B                 | 7.33063   | 2035/11/25     | 3,266,000.00  | 2,861,146.64  |    |
|                  | RASCN 2004-N10A A1               | 5.000     | 2034/11/25     | 1,534,351.96  | 1,527,631.49  |    |
|                  | RASCN 2004-NT11 NOTE             | 4.500     | 2034/12/25     | 1,114,273.06  | 1,069,702.13  |    |
|                  | RASCN 2004-NT12 NOTE             | 4.700     | 2035/1/25      | 585,951.14    | 583,660.07    |    |
|                  | RAYTHEON CO                      | 6.750     | 2018/3/15      | 4,305,000.00  | 4,562,697.30  |    |
|                  | RENIM 2005-1 N                   | 4.700     | 2035/5/25      | 1,106,020.34  | 1,106,020.34  |    |
|                  | RLTY 2005-1 NOTE                 | 7.300     | 2025/2/20      | 6,730,268.51  | 6,584,154.38  |    |
|                  | ROGERS WIRELESS INC              | 6.375     | 2014/3/1       | 2,070,000.00  | 2,049,300.00  |    |
|                  | ROUSE CO                         | 7.200     | 2012/9/15      | 3,430,000.00  | 3,529,881.60  |    |
|                  | ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC | 9.118     | 2010/3/31      | 5,495,000.00  | 6,126,430.45  |    |
|                  | ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC | 7.648     | 2031/9/30      | 3,770,000.00  | 4,231,184.10  |    |
|                  | SACO 2005-10 1A1                 | 5.07813   | 2033/11/25     | 10,261,827.19 | 10,261,416.71 |    |
|                  | SAFECO CAPITAL TRUST I           | 8.072     | 2037/7/15      | 2,615,000.00  | 2,762,146.05  |    |
|                  | SAIL 2003-BC2 A 144A             | 7.750     | 2033/4/27      | 604,871.33    | 272,833.25    |    |
|                  | SAIL 2006-BNC1 B1                | 7.31813   | 2036/3/25      | 2,074,000.00  | 1,783,225.20  |    |
|                  | SAILN 2003-5 A                   | 7.350     | 2033/6/27      | 341,814.98    | 251,808.23    |    |
|                  | SAILN 2003-6A A                  | 7.000     | 2033/7/27      | 28,081.50     | 28,059.31     |    |
|                  | SAILN 2003-8                     | 7.000     | 2033/8/27      | 113,063.65    | 109,476.14    |    |
|                  | SAILN 2003-9A A                  | 7.000     | 2033/8/27      | 234,397.69    | 28,127.72     |    |
|                  | SAILN 2003-10A A                 | 7.500     | 2033/10/27     | 26,292.69     | 15,775.61     |    |
|                  | SAILN 2004-4A A                  | 5.000     | 2034/4/27      | 36,425.96     | 36,408.11     |    |
|                  | SAILN 2004-4A B                  | 7.500     | 2034/4/27      | 1,560,000.00  | 936,000.00    |    |
|                  | SAILN 2004-7A A                  | 4.750     | 2034/8/27      | 218,376.47    | 217,983.39    |    |
|                  | SAILN 2004-8A A                  | 5.000     | 2034/9/27      | 700,039.53    | 698,562.44    |    |
|                  | SAILN 2004-10A A                 | 5.000     | 2034/12/27     | 2,941,240.35  | 2,923,945.85  |    |
|                  | SAILN 2004-11A A2                | 4.750     | 2035/1/27      | 3,465,480.80  | 3,446,663.23  |    |
|                  | SAILN 2004-AA A                  | 4.500     | 2034/10/27     | 1,730,302.25  | 1,723,675.18  |    |
|                  | SAILN 2004-BN2A A                | 5.000     | 2034/12/27     | 435,774.40    | 434,776.47    |    |
|                  | SAILN 2004-BNCA A                | 5.000     | 2034/9/27      | 57,320.16     | 57,274.30     |    |
|                  | SAILN 2005-1A A                  | 4.250     | 2035/2/27      | 3,493,999.49  | 3,473,105.37  |    |
|                  | SAILN 2005-2A A                  | 4.750     | 2035/3/27      | 2,237,629.71  | 2,219,594.41  |    |
|                  | SARM 2004-6 1A                   | 4.36861   | 2034/6/25      | 20,124,958.09 | 20,027,553.29 |    |
|                  | SARM 2004-8 1A1                  | 4.6888    | 2034/7/25      | 3,869,167.03  | 3,873,190.96  |    |
| SARM 2004-8 1A3  | 4.6888                           | 2034/7/25 | 407,771.80     | 408,522.10    |               |    |
| SARM 2004-10 1A1 | 4.91206                          | 2034/8/25 | 4,975,582.93   | 4,987,524.32  |               |    |
| SARM 2004-12 1A2 | 4.96285                          | 2034/9/1  | 15,967,771.55  | 16,047,450.72 |               |    |
| SARM 2005-9 AX   | 0.95434                          | 2035/5/1  | 189,087,475.94 | 5,634,806.78  |               |    |
| SASC 2003-40A 1A | 4.9364                           | 2034/1/1  | 1,718,058.65   | 1,729,346.29  |               |    |

| 種類                                 | 銘柄  | 利率<br>(%)  | 償還日          | 券面総額           | 評価額           | 備考 |
|------------------------------------|---|------------|--------------|----------------|---------------|----|
| 社債券                                | SASC 2003-NP2 A2                          | 5.36813    | 2032/12/25   | 290,926.59     | 290,926.59    |    |
|                                    | SASC 2003-NP3 A1                          | 5.81813    | 2033/11/25   | 95,477.66      | 95,482.43     |    |
|                                    | SASC 2004-NP2 A                           | 5.16813    | 2034/6/25    | 6,676,830.88   | 6,677,498.56  |    |
|                                    | SASNM 2005-NC1A A                         | 4.750      | 2035/2/27    | 3,713,302.99   | 3,683,410.90  |    |
|                                    | SASNM 2005-WF1A A                         | 4.750      | 2035/2/27    | 2,950,281.78   | 2,925,381.40  |    |
|                                    | SBAC 2005-1A D                            | 6.219      | 2035/11/15   | 1,609,000.00   | 1,601,389.43  |    |
|                                    | SBM7 2003-CDCA X3CD                       | 1.43049    | 2015/2/15    | 10,034,196.95  | 702.38        |    |
|                                    | SCF III A2                                | 5.920      | 2038/7/10    | 1,005,000.00   | 1,014,447.00  |    |
|                                    | SEALED AIR CORP                           | 5.625      | 2013/7/15    | 1,755,000.00   | 1,689,240.15  |    |
|                                    | SHARP 2004-4N NOTE                        | 6.650      | 2034/6/25    | 73,862.02      | 73,862.02     |    |
|                                    | SHARP 2004-HE2N NA                        | 5.430      | 2034/10/25   | 197,953.62     | 196,759.95    |    |
|                                    | SHARP 2004-HE4N NA                        | 3.750      | 2034/12/25   | 2,388,273.45   | 2,379,580.13  |    |
|                                    | SHARP 2004-RM2N NA                        | 4.000      | 2035/1/25    | 1,319,212.52   | 1,314,041.20  |    |
|                                    | SIMON PROPERTY GROUP LP                   | 5.750      | 2015/12/1    | 2,980,000.00   | 2,917,986.20  |    |
|                                    | SMF 2004-A AX1                            | 0.800      | 2008/2/25    | 117,922,750.98 | 665,084.31    |    |
|                                    | SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO             | 5.000      | 2014/1/15    | 880,000.00     | 837,786.40    |    |
|                                    | SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO             | 6.650      | 2029/4/1     | 3,000,000.00   | 3,077,010.00  |    |
|                                    | SOUTHWESTERN BELL TELEPHONE               | 7.000      | 2027/11/15   | 4,030,000.00   | 3,928,524.60  |    |
|                                    | SOVEREIGN BANCORP INC                     | 4.800      | 2010/9/1     | 1,940,000.00   | 1,865,523.40  |    |
|                                    | SOVEREIGN BANK                            | 5.125      | 2013/3/15    | 990,000.00     | 943,915.50    |    |
|                                    | SPRINT CAPITAL CORP                       | 6.900      | 2019/5/1     | 6,730,000.00   | 7,099,813.50  |    |
|                                    | SPRINT CAPITAL CORP                       | 6.875      | 2028/11/15   | 6,790,000.00   | 6,923,559.30  |    |
|                                    | START 2005-1                              | 0.000      | 2015/1/21    | 21,486,876.05  | 21,480,000.24 |    |
|                                    | STRIP 2003-1A L                           | 5.000      | 2018/3/24    | 2,198,000.00   | 1,896,126.68  |    |
|                                    | STRIP 2003-1A M                           | 5.000      | 2018/3/24    | 1,489,000.00   | 1,228,305.88  |    |
|                                    | STRIP 2004-1A L                           | 5.000      | 2018/3/24    | 979,000.00     | 840,559.61    |    |
|                                    | STRUCTURED ASSET INVESTMENT<br>LOAN TRUST | 7.31813    | 2035/9/25    | 3,014,000.00   | 2,416,956.74  |    |
|                                    | SUNOCO INC                                | 4.875      | 2014/10/15   | 1,990,000.00   | 1,850,262.20  |    |
|                                    | SVHE 2005-CTX1 B1                         | 7.31813    | 2035/11/25   | 2,007,000.00   | 1,615,635.00  |    |
|                                    | TCI COMMUNICATIONS INC                    | 8.750      | 2015/8/1     | 1,815,000.00   | 2,099,301.60  |    |
|                                    | TECK COMINCO LTD                          | 5.375      | 2015/10/1    | 495,000.00     | 469,626.30    |    |
|                                    | TECK COMINCO LTD                          | 6.125      | 2035/10/1    | 2,690,000.00   | 2,462,022.50  |    |
|                                    | TECO ENERGY INC                           | 7.200      | 2011/5/11    | 3,211,000.00   | 3,339,440.00  |    |
|                                    | TELECOM ITALIA CAPITAL SA                 | 4.000      | 2010/1/15    | 3,275,000.00   | 3,073,260.00  |    |
|                                    | TELECOM ITALIA CAPITAL SA                 | 5.250      | 2013/11/15   | 4,175,000.00   | 3,914,939.25  |    |
|                                    | TELECOM ITALIA CAPITAL SA                 | 6.375      | 2033/11/15   | 280,000.00     | 258,602.40    |    |
|                                    | TELE-COMMUNICATIONS-TCI<br>GROUP          | 7.875      | 2013/8/1     | 330,000.00     | 359,092.80    |    |
|                                    | TELE-COMMUNICATIONS-TCI<br>GROUP          | 9.800      | 2012/2/1     | 2,225,000.00   | 2,599,245.00  |    |
|                                    | TELEFONICA EUROPE BV                      | 8.250      | 2030/9/15    | 2,385,000.00   | 2,699,438.40  |    |
|                                    | TIAA 2002-1A IIFX                         | 6.770      | 2037/5/22    | 2,992,000.00   | 3,082,717.44  |    |
|                                    | TIAA 2003-1A D                            | 6.7309     | 2038/12/28   | 4,174,000.00   | 4,174,876.54  |    |
| TIME WARNER ENTERTAINMENT CO<br>LP | 8.375                                     | 2023/3/15  | 3,295,000.00 | 3,664,863.75   |               |    |
| TMTS 2004-5HE A1B                  | 5.23813                                   | 2035/4/25  | 5,085,791.71 | 5,110,559.51   |               |    |
| TRANSAMERICA CAPITAL III           | 7.625                                     | 2037/11/15 | 4,542,000.00 | 4,910,764.98   |               |    |
| TXU CORP                           | 5.550                                     | 2014/11/15 | 1,055,000.00 | 978,333.15     |               |    |
| TXU ELECTRIC DELIVERY CO           | 7.000                                     | 2022/9/1   | 3,405,000.00 | 3,566,158.65   |               |    |
| TXU ELECTRIC DELIVERY CO           | 7.250                                     | 2033/1/15  | 1,185,000.00 | 1,291,401.15   |               |    |
| TYCO INTERNATIONAL GROUP SA        | 6.750                                     | 2011/2/15  | 5,335,000.00 | 5,522,311.85   |               |    |
| UBS PREFERRED FUNDING TRUST I      | 8.622                                     | 2049/2/28  | 3,185,000.00 | 3,534,776.70   |               |    |
| UNION PACIFIC CORP                 | 5.214                                     | 2014/9/30  | 2,025,000.00 | 1,940,051.25   |               |    |
| VALERO ENERGY CORP                 | 7.500                                     | 2032/4/15  | 2,050,000.00 | 2,305,532.50   |               |    |

| 種類                        | 銘柄                            | 利率<br>(%)  | 償還日           | 券面総額              | 評価額                                     | 備考                                |
|---------------------------|-------------------------------|------------|---------------|-------------------|---|-----------------------------------|
| 社債券                       | VERIZON GLOBAL FUNDING CORP   | 7.750      | 2030/12/1     | 255,000.00        | 276,506.70                              |                                   |
|                           | VERIZON NEW JERSEY INC        | 8.000      | 2022/6/1      | 3,163,000.00      | 3,366,032.97                            |                                   |
|                           | VERIZON PENNSYLVANIA INC      | 8.350      | 2030/12/15    | 3,920,000.00      | 4,284,716.80                            |                                   |
|                           | VERIZON VIRGINIA INC          | 4.625      | 2013/3/15     | 4,240,000.00      | 3,832,408.80                            |                                   |
|                           | VERIZON/NEW ENGLAND           | 6.500      | 2011/9/15     | 1,710,000.00      | 1,730,314.80                            |                                   |
|                           | VIACOM INC                    | 5.750      | 2011/4/30     | 2,185,000.00      | 2,165,531.65                            |                                   |
|                           | VODAFONE GROUP PLC            | 5.750      | 2016/3/15     | 3,400,000.00      | 3,300,958.00                            |                                   |
|                           | WALT 2003-1 C                 | 3.130      | 2010/3/15     | 373,352.95        | 371,609.39                              |                                   |
|                           | WALT 2004-1 D                 | 5.600      | 2011/3/15     | 1,503,608.36      | 1,497,969.82                            |                                   |
|                           | WASHINGTON MUTUAL INC         | 8.250      | 2010/4/1      | 3,440,000.00      | 3,726,001.60                            |                                   |
|                           | WBCMT 2003-C3 IO1             | 0.35619    | 2035/2/1      | 72,749,813.01     | 2,301,804.08                            |                                   |
|                           | WBCMT 2004-C12 A4             | 5.23452    | 2041/7/1      | 35,233,000.00     | 34,254,931.92                           |                                   |
|                           | WBCMT 2004-C15 A4             | 4.803      | 2041/10/1     | 36,441,450.00     | 33,974,363.83                           |                                   |
|                           | WBCMT 2005-C16 A4             | 4.847      | 2041/10/1     | 17,613,000.00     | 16,524,868.86                           |                                   |
|                           | WBCMT 2005-C16 XC             | 0.1905     | 2041/10/1     | 85,344,907.24     | 1,584,854.92                            |                                   |
|                           | WBCMT 2005-C17 A4             | 5.083      | 2042/3/1      | 28,105,000.00     | 26,763,548.35                           |                                   |
|                           | WBCMT 2005-C21 A4             | 5.19505    | 2044/10/1     | 97,780,000.00     | 94,353,788.80                           |                                   |
|                           | WBCMT 2005-WL5A L             | 8.04875    | 2018/1/15     | 3,069,000.00      | 3,158,768.25                            |                                   |
|                           | WBCMT 2006-C23 XC             | 0.052      | 2045/1/1      | 230,173,000.00    | 1,328,098.21                            |                                   |
|                           | WEATHERFORD INTERNATIONAL LTD | 5.500      | 2016/2/15     | 870,000.00        | 841,116.00                              |                                   |
|                           | WELLPOINT INC                 | 5.000      | 2014/12/15    | 2,015,000.00      | 1,897,182.95                            |                                   |
|                           | WELLPOINT INC                 | 5.250      | 2016/1/15     | 1,255,000.00      | 1,193,291.65                            |                                   |
|                           | WESTAR ENERGY INC             | 5.100      | 2020/7/15     | 3,355,000.00      | 3,013,058.40                            |                                   |
|                           | WESTO 2004-1 D                | 3.170      | 2011/8/22     | 904,169.17        | 884,847.07                              |                                   |
|                           | WESTO 2004-3 D                | 4.070      | 2012/2/17     | 1,642,922.45      | 1,616,734.26                            |                                   |
|                           | WESTO 2004-4 D                | 3.580      | 2012/5/17     | 1,853,555.90      | 1,817,040.84                            |                                   |
|                           | WESTO 2005-1 D                | 4.090      | 2012/8/17     | 1,466,611.65      | 1,439,318.00                            |                                   |
|                           | WESTPAC CAPITAL TRUST III     | 5.819      | 2013/9/30     | 2,915,000.00      | 2,861,334.85                            |                                   |
|                           | WEYERHAEUSER CO               | 6.750      | 2012/3/15     | 1,765,000.00      | 1,821,109.35                            |                                   |
|                           | WEYERHAEUSER CO               | 7.950      | 2025/3/15     | 3,580,000.00      | 3,929,479.60                            |                                   |
|                           | WFHET 2004-2N N1              | 4.450      | 2034/9/26     | 615,975.06        | 615,494.59                              |                                   |
|                           | WFHET 2004-2N N2              | 8.000      | 2034/9/26     | 2,617,000.00      | 2,618,910.41                            |                                   |
|                           | WFMB 2005-AR9 1A2             | 4.35206    | 2035/5/1      | 7,384,095.55      | 7,185,684.90                            |                                   |
| WFMB 2005-AR12 2A5        | 4.32011                       | 2035/7/1   | 84,000,000.00 | 80,237,640.00     |   |                                   |
| WHINS 1A B3               | 5.52288                       | 2044/10/25 | 6,810,000.00  | 6,808,706.10      |   |                                   |
| WMCMS 2005-C1A G P/P 144A | 5.720                         | 2036/5/1   | 679,000.00    | 649,782.63        |   |                                   |
| WYETH                     | 5.500                         | 2014/2/1   | 7,525,000.00  | 7,344,851.50      |   |                                   |
| XEROX CORP                | 6.400                         | 2016/3/15  | 2,920,000.00  | 2,868,900.00      |   |                                   |
| ZFS FINANCE USA TRUST I   | 6.150                         | 2065/12/15 | 1,250,000.00  | 1,211,812.50      |   |                                   |
|                           | 社債券 計                         |            |               | 16,805,515,575.35 | 3,348,320,465.13<br>( 395,938,895,002 ) |                                   |
| 売付債券                      | FNMA TBA                      | 5.000      | 2021/5/1      | 7,945,000.00      | 7,699,181.70                            |                                   |
|                           | FNMA TBA                      | 5.500      | 2021/4/1      | 1,000,000.00      | 989,370.00                              |                                   |
|                           |                               | 売付債券 計     |               |                   | 8,945,000.00                            | 8,688,551.70<br>( 1,027,421,239 ) |
| 米ドル 小計                    |                               |            |               | 22,533,364,370.05 | 6,843,173,654.14<br>( 809,205,284,602 ) |                                   |
| 合計                        |                               |            |               |                   | 809,205,284,602<br>( 809,205,284,602 )  |                                   |

| 種類   | 銘柄              | 口数     | 評価額                           | 備考 |
|------|-----------------|--------|-------------------------------|----|
| 投資証券 | USB CAPITAL III | 80,000 | 2,033,600.00                  |    |
|      | 米ドル 小計          | 80,000 | 2,033,600.00<br>(240,473,200) |    |
| 合計   |                 |        | 240,473,200<br>(240,473,200)  |    |

- (注) 1. 種類ごとの計及び米ドル小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
2. 合計金額欄は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。  
4. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨  | 銘柄数         | 組入債券<br>時価比率 | 組入投資証券<br>時価比率 | 有価証券の合計<br>額に対する比率 |
|-----|-------------|--------------|----------------|--------------------|
| 米ドル | 国債証券 4 銘柄   | 14.96 %      | - %            | 100.00 %           |
|     | 地方債証券 2 銘柄  | 0.03 %       | - %            |                    |
|     | 特殊債券 685 銘柄 | 36.20 %      | - %            |                    |
|     | 社債券 721 銘柄  | 48.94 %      | - %            |                    |
|     | 投資証券 1 銘柄   | - %          | 100.00 %       |                    |
|     | 売付債券 2 銘柄   | 0.13 %       | - %            |                    |
| 合計  |             | 100.00 %     | 100.00 %       | 100.00 %           |

(注) 組入債券時価比率及び組入投資証券時価比率は、公社債及び投資証券の合計額に対する通貨ごとの比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
注記事項(デリバティブ取引関係)に記載したとおりであります。

第3 不動産等明細表  
該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

第5 借入金明細表  
該当事項はありません。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

(平成18年6月2日現在)

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 資産総額                    | 761,704,024,057 円   |
| 負債総額                    | 8,139,738,202 円     |
| 純資産総額 ( - )             | 753,564,285,855 円   |
| 発行済数量                   | 1,064,161,606,705 口 |
| 1万口当たり純資産額 ( / ×10000 ) | 7,081 円             |

### 設定および解約の実績

|            |                             | 設定数量 (口)        | 解約数量 (口)        | 発行済数量 (口)         |
|------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 第1<br>特定期  | 自平成10年7月31日<br>至平成10年10月15日 | 61,956,300,000  | -               | 61,956,300,000    |
| 第2<br>特定期  | 自平成10年10月16日<br>至平成11年4月15日 | 10,889,068,789  | 15,339,917,491  | 57,505,451,298    |
| 第3<br>特定期  | 自平成11年4月16日<br>至平成11年10月15日 | 2,205,571,344   | 13,761,358,734  | 45,949,663,908    |
| 第4<br>特定期  | 自平成11年10月16日<br>至平成12年4月17日 | 700,656,938     | 7,704,912,068   | 38,945,408,778    |
| 第5<br>特定期  | 自平成12年4月18日<br>至平成12年10月16日 | 493,969,195     | 6,269,766,251   | 33,169,611,722    |
| 第6<br>特定期  | 自平成12年10月17日<br>至平成13年4月16日 | 23,125,048,604  | 10,296,397,782  | 45,998,262,544    |
| 第7<br>特定期  | 自平成13年4月17日<br>至平成13年10月15日 | 76,399,945,809  | 14,967,528,344  | 107,430,680,009   |
| 第8<br>特定期  | 自平成13年10月16日<br>至平成14年4月15日 | 121,517,608,641 | 26,340,944,660  | 202,607,343,990   |
| 第9<br>特定期  | 自平成14年4月16日<br>至平成14年10月15日 | 219,098,508,944 | 25,210,489,132  | 396,495,363,802   |
| 第10<br>特定期 | 自平成14年10月16日<br>至平成15年4月15日 | 247,180,773,601 | 30,538,040,802  | 613,138,096,601   |
| 第11<br>特定期 | 自平成15年4月16日<br>至平成15年10月15日 | 268,296,466,026 | 45,863,111,727  | 835,571,450,900   |
| 第12<br>特定期 | 自平成15年10月16日<br>至平成16年4月15日 | 242,504,931,269 | 36,612,115,108  | 1,041,464,267,061 |
| 第13<br>特定期 | 自平成16年4月16日<br>至平成16年10月15日 | 147,905,492,413 | 55,064,968,459  | 1,134,304,791,015 |
| 第14<br>特定期 | 自平成16年10月16日<br>至平成17年4月15日 | 247,032,096,758 | 51,181,727,408  | 1,330,155,160,365 |
| 第15<br>特定期 | 自平成17年4月16日<br>至平成17年10月17日 | 124,833,298,655 | 169,457,739,749 | 1,285,530,719,271 |
| 第16<br>特定期 | 自平成17年10月18日<br>至平成18年4月17日 | 51,989,680,914  | 264,524,617,771 | 1,072,995,782,414 |

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。